

国指定史跡

名取市史跡雷神山古墳保存活用計画



令和 8 年 3 月
名取市教育委員会

はじめに

1. 本書は、宮城県名取市に所在する史跡雷神山古墳の保存活用計画である。本市には後期旧石器時代から現在までの約2万年に及ぶ、多くの貴重な文化財や歴史文化資源があるが、特に4世紀後半頃に築造された史跡雷神山古墳をはじめとする大規模な古墳が多数築造されており、本市の歴史文化の大きな特徴となっている。本計画は、本市の歴史文化のシンボルともいべき史跡雷神山古墳の様々な価値を改めて見つめ直し、市民をはじめ多くの方々と手を携え、その価値や魅力を最大限に活かしながら、確実に未来へ保存・継承していくための道しるべとなる計画である。
2. 本計画の策定事業は、国庫補助事業を活用した事業として、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の交付を受け、令和5年度から令和7年度にわたり実施したものである。
3. 本計画の策定にあたっては、「名取市史跡雷神山古墳保存活用計画策定委員会」を設置し、専門的な知見を持つ有識者等の審議で出された意見等を踏まえながら作成したものである。また、作成にあたっては、文化庁及び宮城県教育委員会文化財課からの指導・助言等を得た。
4. 事業に関わる事務は名取市教育委員会 教育部 文化・スポーツ課文化財係が担当し、関連事業の一部を株式会社イビソク仙台支店に委託した。

目 次

第1章 計画策定の沿革・目的	- 1 -
1. 史跡雷神山古墳の位置	- 1 -
2. 計画の沿革・目的	- 2 -
3. 計画の対象	- 3 -
4. 他の計画等との関係	- 4 -
5. 計画期間	- 4 -
第2章 史跡周辺の環境	- 5 -
1. 自然的環境	- 5 -
2. 歴史的環境	- 10 -
3. 社会的環境	- 17 -
4. 関連する歴史文化資源等	- 25 -
第3章 史跡雷神山古墳の概要	- 31 -
1. 指定に至る経緯	- 31 -
2. 指定の状況	- 32 -
3. 指定後の状況	- 37 -
第4章 史跡雷神山古墳の本質的価値と構成要素	- 53 -
1. 史跡雷神山古墳の本質的価値	- 53 -
2. 史跡雷神山古墳の構成要素	- 54 -
第5章 史跡雷神山古墳の現状・課題	- 66 -
1. 保存（保存管理）の現状と課題	- 66 -
2. 活用の現状と課題	- 68 -
3. 整備の現状と課題	- 72 -
4. 運営・体制の現状と課題	- 75 -
第6章 計画の基本的な考え	- 77 -
1. 未来の理想像	- 77 -
2. 本計画の将来像	- 78 -
3. 基本理念	- 78 -
4. 実現の方向性	- 79 -
第7章 保存（保存管理）	- 80 -
1. 基本方針	- 80 -
2. 措置の実施方法	- 81 -
第8章 活用	- 88 -
1. 基本方針	- 88 -
2. 措置の実施方法	- 89 -
第9章 整備	- 94 -
1. 基本方針	- 94 -
2. 措置の実施方法	- 95 -
第10章 運営・体制の整備	- 104 -
1. 基本方針	- 104 -
2. 措置の実施方法	- 105 -
第11章 事業計画と進行管理	- 110 -
1. 基本方針	- 110 -
2. 実施方法	- 110 -
資料編	- 113 -

図表一覧

【挿入図】

- 図 1：本市の位置図
- 図 2：本市の地形図・地区境界
- 図 3：本計画の対象
- 図 4：計画区域図
- 図 5：上位・関連計画の相関図
- 図 6：計画期間
- 図 7：本史跡周辺の微地形
- 図 8：本市の年間平均気温と降水量
- 図 9：本史跡周辺の植生
- 図 10：約 20,000 年前(旧石器時代)の地形
- 図 11：約 5,000 年前(縄文時代)の地形
- 図 12：約 2,000 年前(弥生時代)の地形
- 図 13：古墳時代の遺跡分布
- 図 14：本市の指定・登録文化財の分布
- 図 15：本市の将来人口推計
- 図 16：本市の人口推移
- 図 17：本市の観光客入込数
- 図 18：本市の主要な交通網
- 図 19：本史跡への交通アクセス図
- 図 20：本市の地目別面積の割合
- 図 21：本史跡周辺の土地利用状況
- 図 22：本史跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地
- 図 23：本史跡周辺の用途地域図
- 図 24：本史跡周辺の都市公園位置図
- 図 25：テーマ 2 に関連する歴史文化資源分布図
- 図 26：史跡飯野坂古墳群全体図
- 図 27：名取大塚山古墳測量図
- 図 28：「縄文・古墳のくらし」保存活用区域と区域内の主な歴史文化資源
- 図 29：本史跡周辺の文化財・施設図
- 図 30：地籍による史跡指定地の範囲図
- 図 31：史跡指定地土地利用図
- 図 32：昭和 51・52 年度調査区域図
- 図 33：雷神山古墳復元企画想定図
- 図 34：小塚古墳復元企画想定図
- 図 35：年次別第 I 期整備区域図
- 図 36：第 I 期整備後の整備状況
- 図 37：本質的価値を構成する要素位置図
- 図 38：本質的価値を構成する要素以外の要素位置図
- 図 39：史跡指定地外の構成要素(史跡の保存活用に有効な要素)位置図
- 図 40：保存（保存管理）の基本方針と主な措置
- 図 41：活用の基本方針と主な措置
- 図 42：整備の基本方針と主な措置
- 図 43：整備全体図（施設関係）
- 図 44：整備全体図（植栽関係）
- 図 45：運営・体制整備の基本方針と主な措置
- 図 46：運営・体制整備の概念図

【挿入写真】

- 写真 1：史跡雷神山古墳
- 写真 2：本史跡周辺の地形①（西側から）
- 写真 3：本史跡周辺の地形②（東側から）
- 写真 4：本史跡からの眺望
- 写真 5：天神塚古墳
- 写真 6：下増田飯塚古墳群
- 写真 7：前野田東遺跡
- 写真 8：前野田東遺跡の工房跡
- 写真 9：名取熊野三社（左：本宮社、中：熊野神社、右：熊野那智神社）
- 写真 10：貞山運河（震災前）
- 写真 11：館腰神社
- 写真 12：セリ
- 写真 13：ミョウガタケ
- 写真 14：史跡指定前（昭和 30 年頃）の本史跡周辺の様子
- 写真 15：現在の本史跡周辺の様子
- 写真 16：雷神山古墳出土遺物（左：底部穿孔壺形土器、右：壺形埴輪）
- 写真 17：雷神山古墳と飯野坂古墳群（写真上が東）
- 写真 18：計画に沿って行われた第 I 期整備
- 写真 19：第 I 期整備後（昭和 60 年代後半頃）の様子
- 写真 20：平成 28 年度（2016）の正面入口の整備
- 写真 21：平成 28 年度（2016）のガイダンス施設の整備
- 写真 22：壮大な規模の雷神山古墳
- 写真 23：墳丘上の踏跡
- 写真 24：雷神山古墳前方部の墓地
- 写真 25：なとり謎解き時間旅行
- 写真 26：名取市ホームページ
- 写真 27：雷神山古墳パンフレット
- 写真 28：講演会
- 写真 29：なとりこどもファンド事業
- 写真 30：訪問学習
- 写真 31：市内歴史スポットめぐり
- 写真 32：常設展示①
- 写真 33：常設展示②
- 写真 34：古墳ふれあいひろば
- 写真 35：資料館パンフレット
- 写真 36：劣化した車止め
- 写真 37：東側入口
- 写真 38：史跡全体に繁茂する樹木類
- 写真 39：記載内容の古い説明板
- 写真 40：不安定な飛石階段
- 写真 41：はがれた舗装
- 写真 42：RC 製擬木柵
- 写真 43：開口の側溝
- 写真 44：墳丘部の踏跡
- 写真 45：雷神山古墳くびれ部の傷み
- 写真 46：死角になりやすい小塚古墳北側の場所
- 写真 47：雷神山古墳の墳丘部のサクラ
- 写真 48：雷神山古墳の墳丘部の樹木
- 写真 49：修学旅行での来訪
- 写真 50：古墳ウォーキングの様子

図表一覧②

【挿入写真】

写真 51：名取駅東西自由通路での展示
写真 52：図書館での展示
写真 53：マルシェイベントの様子
写真 54：案内ガイドの様子
写真 55：眺望を妨げている樹木
写真 56：墳丘上の視界を遮る樹木
写真 57：南側入口の様子
写真 58：東側入口の様子
写真 59：正面入口付近に咲くハナモモ
写真 60：墓地周りの目隠しのサザンカ
写真 61：墓石等が視界に入る場所
写真 62：雷神山古墳西側部の樹木の様子①
写真 63：雷神山古墳西側部の樹木の様子②
写真 64：屋根がない四阿
写真 65：トイレ内の照明設備
写真 66：国や県職員も参加した委員会の様子
写真 67：近隣公民館での講座の様子
写真 68：商業施設での体験イベントの様子

【挿入表】

表 1：指定に至る経緯
表 2：昭和 51・52 年度の発掘調査概要
表 3：本史跡の基本情報
表 4：本史跡指定後の公有化・整備の流れ
表 5：年次別第 I 期整備内容（7 ヶ年計画）
表 6：年次別第 I 期整備後の整備等の内容
表 7：構成要素等の区分
表 8：本質的価値を構成する要素以外の諸要素の管理
表 9：現状変更等の取扱基準
表 10：保存（保存管理）の措置と現状・課題、基本方針の関係性
表 11：活用の措置と現状・課題、基本方針の関係性
表 12：整備の措置と現状・課題、基本方針の関係性
表 13：運営・体制の措置と現状・課題、基本方針の関係性
表 14：保存（保存管理）、活用、整備、運営・体制の主な事業計画

第1章 計画策定の沿革・目的

1. 史跡雷神山古墳の位置

名取市（以下、「本市」という。）は、宮城県中南部の太平洋側に位置し、東西約 15km、南北約 8 km、面積 98.18 km²の市域を有しています。

本市の東側は太平洋に面し、西部には高館丘陵と呼ばれる標高 200m 前後の丘陵が南北に連なり、その間には仙台・名取平野が広がっています。また、高館丘陵から市内中央南側の館腰地区^{たてこし}に向かい、愛島丘陵^{めだしま}と呼ばれる標高 30～40m 前後の低丘陵が張り出しており、史跡雷神山古墳（以下、「本史跡」という。）は、その東端部にあたる名取市植松字山・愛島小豆島字片^{あずきしま}平山地内に位置しており、雷神山古墳と小塚古墳の 2 基の古墳で構成されています。



図1 本市の位置図



図2 本市の地形図・地区境界

2. 計画の沿革・目的

本計画の目的

1. 本史跡の価値の適切な保存・継承
2. 本史跡並びに本史跡と関連する歴史文化資源を活用した本市の活性化

雷神山古墳の現状・価値

- 東北最大の方後円墳（全長 168m）。北側の小塚古墳も東北最大クラスの円墳（直径 54m）
- 古墳時代前期（4 世紀後半頃）の築造。当時では東日本でも屈指の規模
- 高い歴史的価値（東北屈指の有力者の存在を示す。大和政権との強い関係性）
- 東北・日本の古墳研究に不可欠な古墳として国史跡に指定（昭和 31 年 /1956、昭和 43 年 /1968）
- 昭和 50 年代後半～ 60 年代後半の第 I 期整備で「史跡雷神山古墳公園」として整備
- 本市の歴史文化の特徴を顕著に示すシンボル

文化財保護の総合計画における位置づけ

名取市文化財保存活用地域計画（令和 5 年度策定）

- 本市の歴史文化の特徴や魅力を示す「6 つのテーマ」の中でテーマ 2 「雷神山古墳と花開いた古墳文化」を設定
- テーマの特徴が色濃く顕著に見られるエリアとして「縄文・古墳の暮らし歴史文化保存活用区域」を設定。本史跡は代表する文化財の 1 つ

課 題

- 施設等の経年劣化（整備から約 40 年が経過）
- 開発等による本史跡周辺の社会環境の大きな変化
- 地域文化財の担い手の減少

求められること

- 本史跡の環境改善や維持
- 本史跡の価値の保存・継承
- 地域の貴重な歴史文化資源としての活用
- 関連する歴史文化資源との一体的な保存・活用

本計画の目的



写真 1 史跡雷神山古墳

3. 計画の対象

本計画では、史跡指定された範囲（以下、「史跡指定地」という。）内と隣接する公有地等を含む計画区域内のものを対象としますが、本史跡周辺の関連する歴史文化資源等（以下、「関連する歴史文化資源等」という。）についても必要に応じて取扱います。

本計画で扱う対象

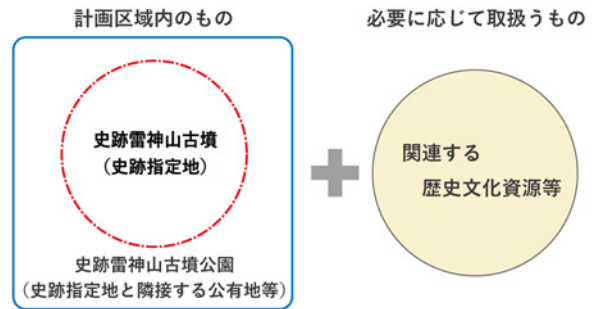


図3 本計画の対象

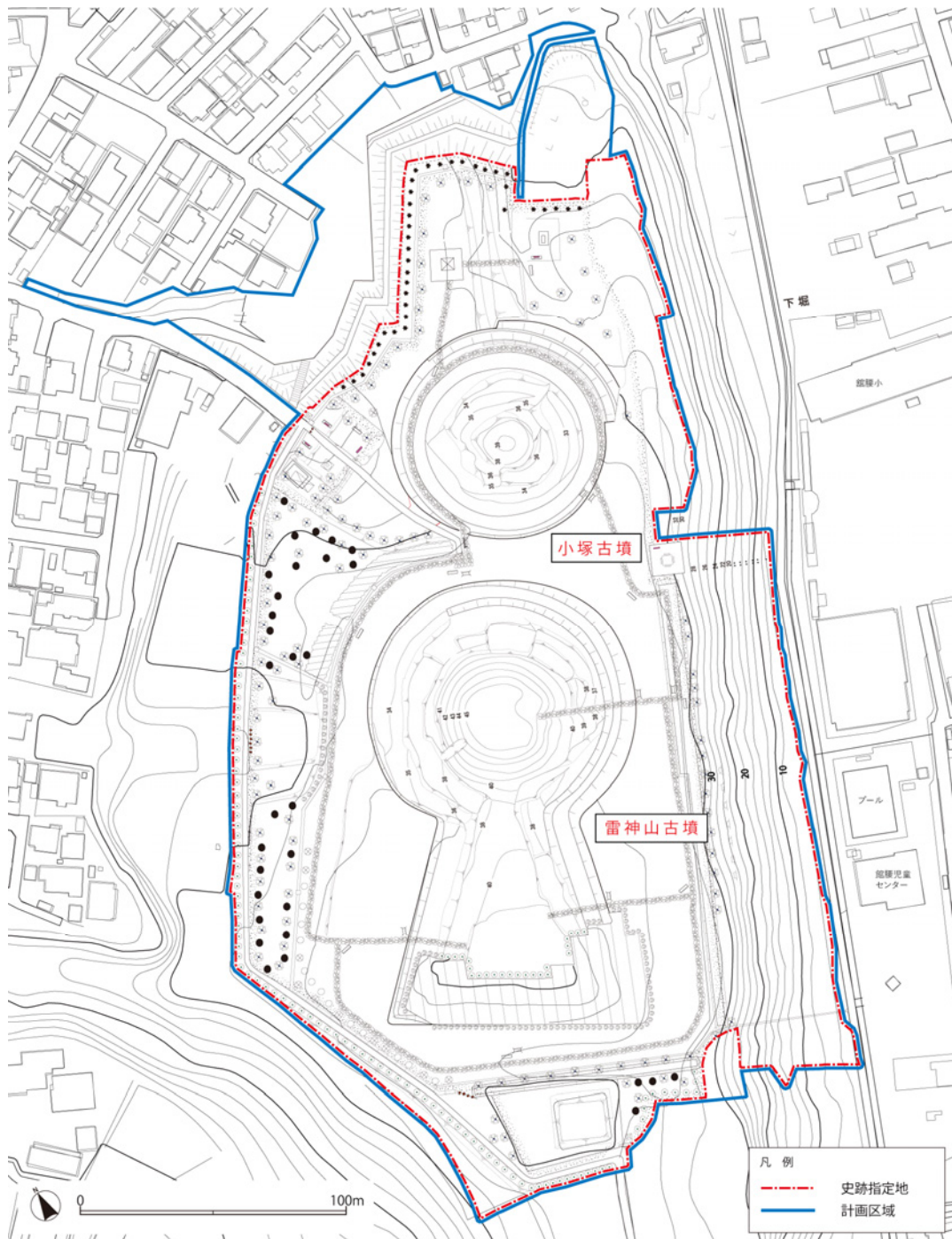


図4 計画区域図（史跡指定地及び史跡指定地と隣接する公有地等）

4. 他の計画等との関係

本計画は、本市の最上位計画である「名取市第六次長期総合計画」（以下、「総合計画」という。）との整合を図り、「名取市文化財保存活用地域計画」（以下、「地域計画」という。）をはじめとした名取市教育委員会の諸計画や、関連部局の諸計画、宮城県の諸計画等と整合・連携を図りながら事業を推進するものとします。（本計画の策定体制・経過や関連計画の詳細は、資料編を参照）

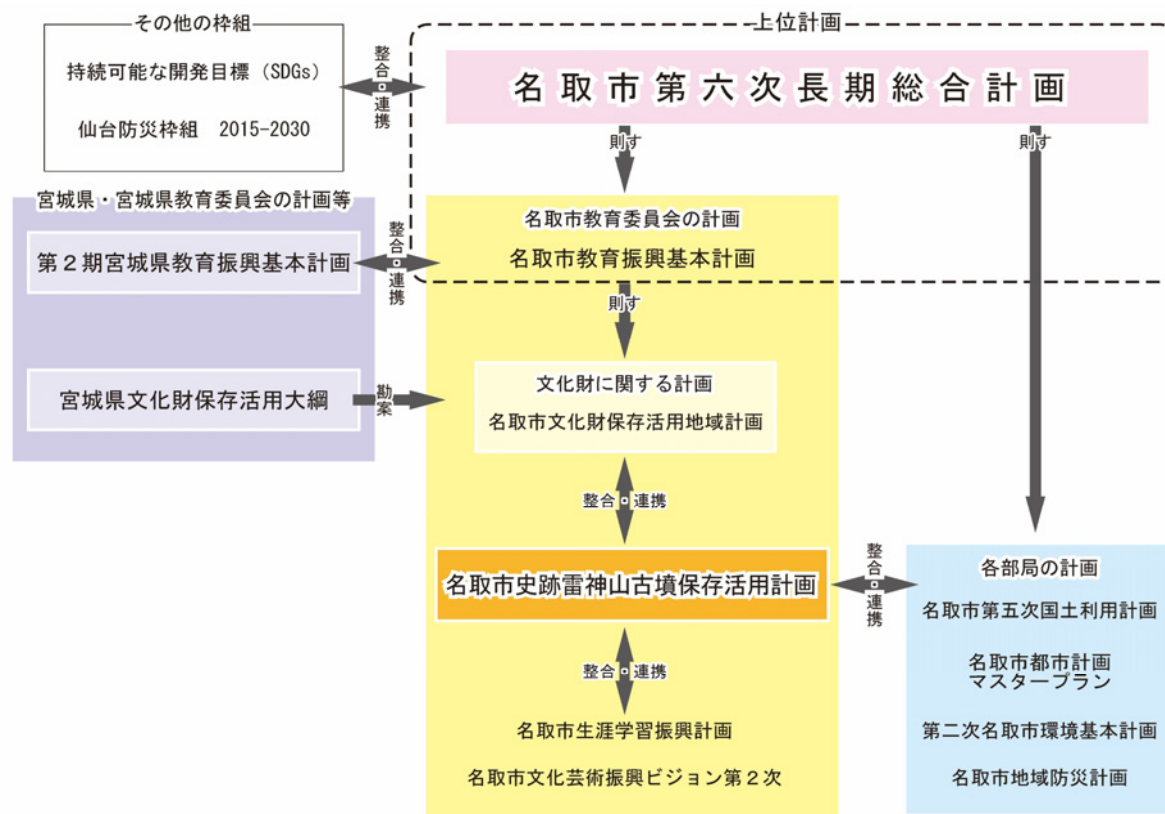


図5 上位・関連計画の相関図

5. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年（2026）4月1日～令和18年（2036）3月31日までの10年間とします。社会情勢の変化や上位計画・関連計画の変更、調査研究の進展等による見直しや、計画期間後の長期的な計画の検討等が必要となる場合もあるため、前期と後期に分けています。

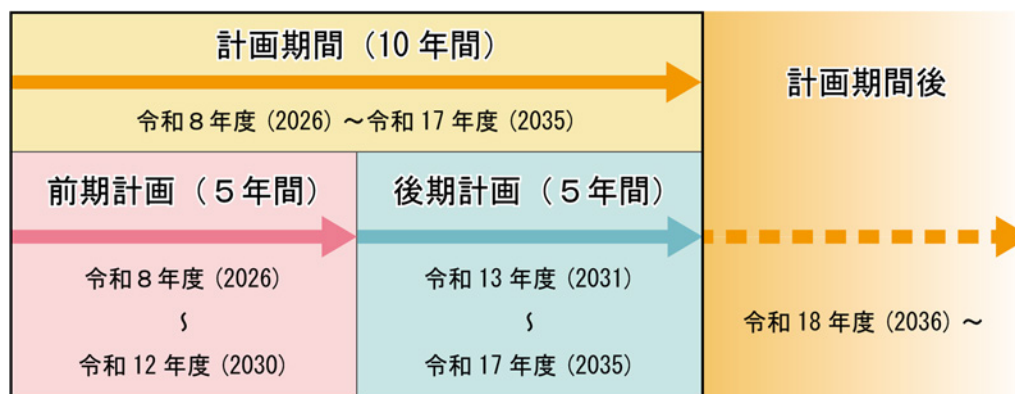


図6 計画期間

第2章 史跡周辺の環境

1. 自然的環境

(1) 立地・地形・地質

①本史跡の立地・地形・地質

- 新第三紀の砂岩・泥岩等の堆積岩や第四紀更新世の段丘堆積物から成る愛島丘陵の東端部に位置しています。
- 標高 35m 前後で、旧地形は北側及び西側に向かって傾斜しています。
- 東側は比高差 20m 前後の崖地で平野部や太平洋が一望できます。西側も沢地状の地形で、築かれた場所は独立した山上の平坦面とも言える場所です。本史跡は周辺のどこからでも視認できる場所を選んで築造されたと考えられます。
- 愛島丘陵上には、後期旧石器時代以降の遺跡が多く残り、史跡飯野坂古墳群や十三塚遺跡等の大規模集落も営まれています。



図7 本史跡周辺の微地形



写真2 本史跡周辺の地形①（西側から）



写真3 本史跡周辺の地形②（東側から）

②眼下の平野部の微地形と集落の広がり

○平野部では、水はけの良い浜堤や自然堤防と呼ばれる微高地に集落が形成され、周辺の泥炭・粘土層の低湿地は主に水田として利用されました。仙台平野付近では、海岸線の背後に大きく3列の浜堤が認められ、河川両岸には自然堤防が発達しています。

○集落の分布状況等は愛島丘陵を境に南北で大きく異なります。

○愛島丘陵の北側（名取川周辺）では、自然堤防が発達し浜堤の痕跡の多くが失われています。早くから平野が開け、縄文時代中期頃から自然堤防上を中心に生活の場が徐々に広がり、古墳時代前期頃には大きな集落も展開していました。

○愛島丘陵の南側は後背湿地が広がり、断続的ながら3列の浜堤列の痕跡が残されています。遺跡の分布は、現海岸線の内陸約2kmに位置する第Ⅱ浜堤列上等に多く見られます。

※北側は名取川が運ぶ土砂が縄文時代の海進による海水の浸入を抑制したのに対し、南側は西部の丘陵付近まで海水が入り込んだためと考えられます。

（2）気象

○温帯湿潤気候に属し年間平均気温は約12.5度で、夏期は太平洋の海風の影響で暑さもしのぎやすく、冬期は東北地方としては温暖な気候です。

・夏(8月)の平均最高気温：約27.7度 冬(1月)の平均最低気温：約-3.1度

○季節の区分は比較的明瞭で、雨量は県内でも少ない方です。

○梅雨時期には、低温多湿な海風であるヤマセが吹き、小雨まじりの冷涼な天気が続き、しばしば冷害をもたらします。

○夏は湿気を持った南東風で高温多湿になります。

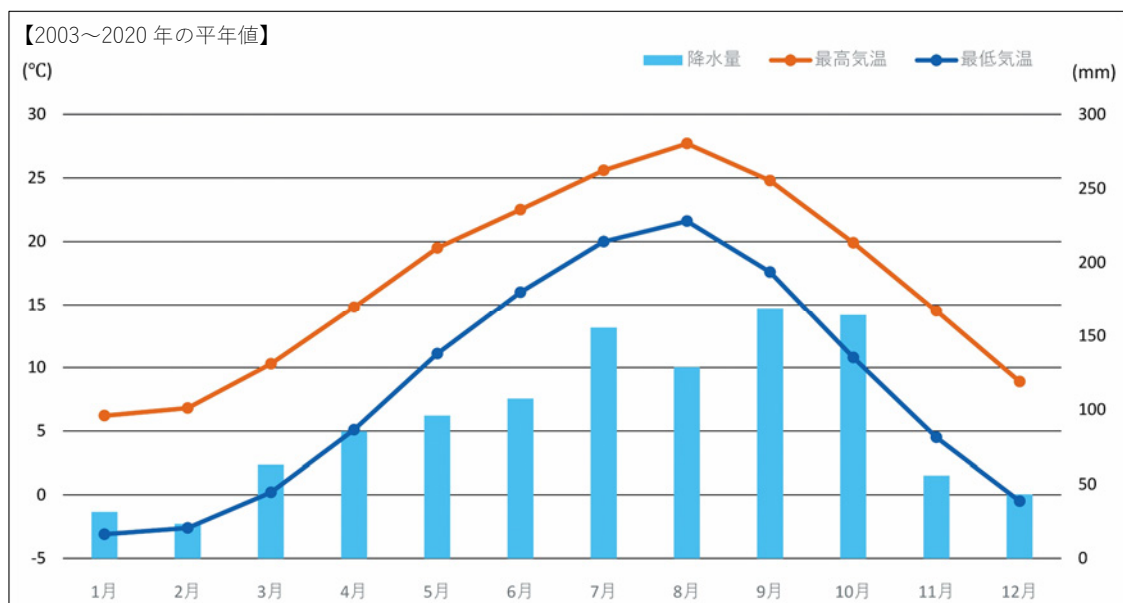


図8 本市の年間平均気温と降水量（気象庁ホームページから）

(3) 植生

- 西部の丘陵地は、落葉広葉樹二次林（コナラ）や常緑針葉樹二次林（アカマツ）が優勢です。愛島地区の丘陵裾部ではタケ林も多く見られます。高館山周辺は「モミ」「ウラジロガシ」「スダジイ」の常緑樹林の北限域で、唯一この地域の原生林の面影を残しており、宮城県の自然環境保全地域、緑地環境保全地域にも指定されています。
- 沿岸部はクロマツ林や砂丘植物群落の県内最大の分布地でしたが、東日本大震災の津波や地盤沈下でほとんど壊滅状態となり、現在再生の取組が進められています。
- 愛島丘陵上の東部は、昭和30年代後半から40年代前半に住宅地となりました。史跡指定地東側の斜面部には植林されたスギ林が広がり、指定地内にはサクラ、ツバキ等も植えられ、広く緑豊かで見晴らしの良い貴重な憩いの空間として春にはお花見にも利用されています。

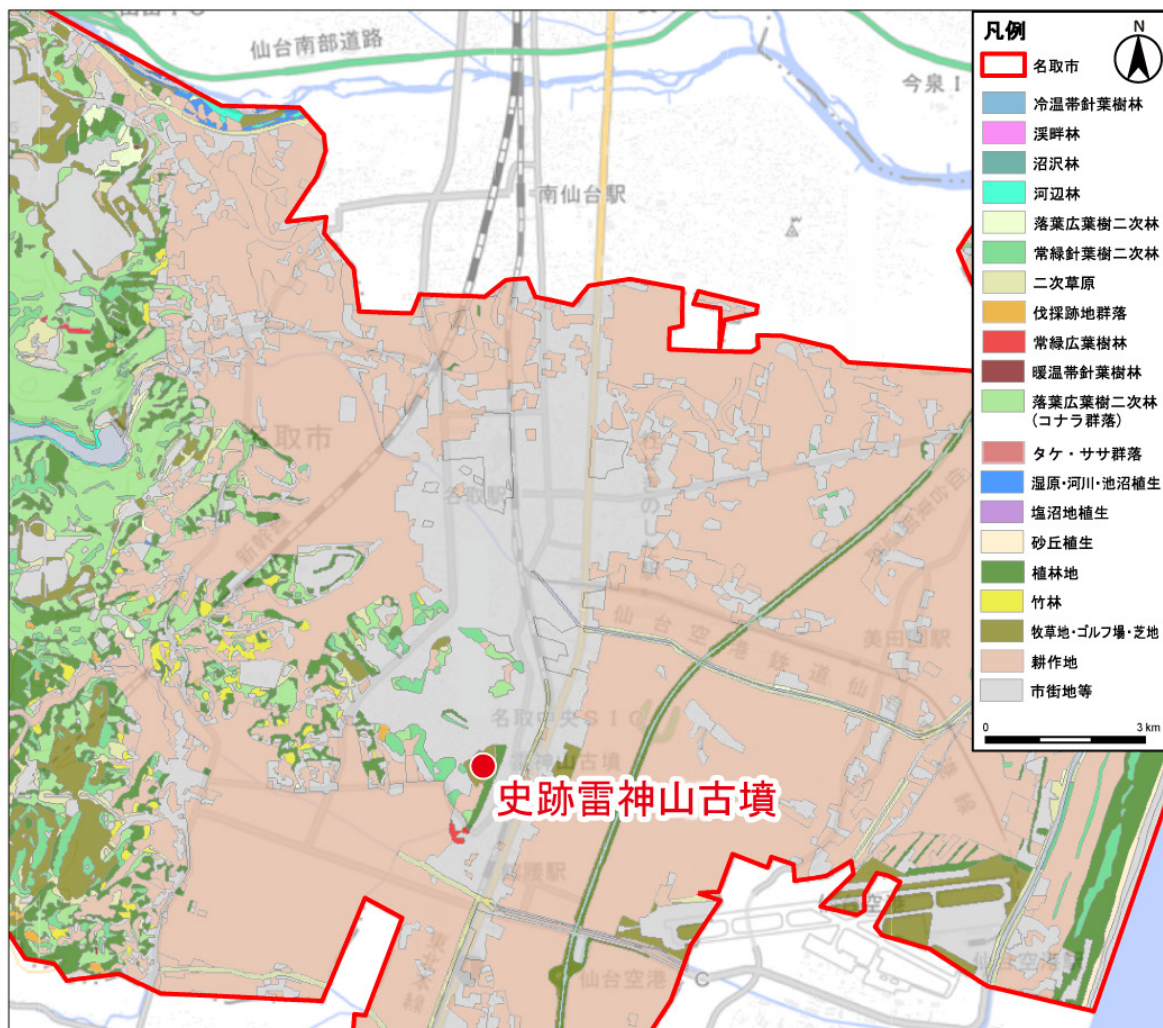


図9 本史跡周辺の植生

(4) 景観

①本市の景観

- 丘陵部は森林が大半で、五社山や高館山周辺等には豊かな緑の景観が広がり、那智が丘の展望台からは仙台湾や本市域を一望でき、夜景も見られます。
- 平野部は、JR 名取駅周辺では都市的な景観が見られる一方、市街地を離れると水田といぐね（屋敷林）に囲まれた集落が点在する、のどかな田園風景が見られます。
- 海浜部は、震災以前はクロマツが広がる白砂青松の美しい砂浜景観や、多様な動植物が暮らす景観が見られましたが、東日本大震災で被害を受けました。
- 本史跡は概ね全方位に見晴らしが効く丘陵上にあり、これらの景観を眼下にみることができます。

②本史跡の歴史的景観

本史跡は、以下のような歴史的な景観等をイメージできる場所です。

- ・北側から東側の平野部に集落が点在する様子や、その先に広がる海の景観
- ・西側の恵み豊かな緑の景観や、丘の上に点在する集落の風景
- ・南側の岩沼市境との間に広がる、縄文海進で形成された内湾の風景や、古墳築造に関わった人々の生活を支えた水田等の生産区域の風景。
- ・周囲から見上げた、丘の上に築かれた巨大な人工物である古墳の様子



写真4 本史跡からの眺望

2. 歴史的環境

(1) 旧石器時代

本市における最古の人々の痕跡は、愛島丘陵に立地する「野田山遺跡」^{のだやま}から出土した後期旧石器時代のナイフ形石器や石刃等で、今から約 20,000 年前のものと考えられています。当時は最終氷河期にあたる寒冷な気候で、海水面は現在より約 100m 低く、海岸線は現在より 45km 以上沖合にあったと推定されています。

(2) 縄文時代

本市では 29 か所の縄文時代の遺跡が確認されており、高館丘陵の東端部あるいは愛島丘陵の平坦部に立地するものが大半で、一部、本市西端部の名取川中流域に立地しているものもあります。こうした分布状況は、当時の地球温暖化に伴う海面上昇（縄文海進）により、前期をピークに海岸線が内陸へ入り込み、その後、徐々に後退したという地形や気候の変遷によるものです。

本市の平野部では集落は確認されていませんが、自然堤防上の「原遺跡」^{はら}では、少数ながらも縄文時代晩期（今から約 3,000～2,500 年前）の土器が出土しており、その頃までには愛島丘陵北側の平野部でも何らかの人々の活動があったことを示しています。

これらの遺跡は、落葉広葉樹に覆われ、食用の植物や動物も豊富で漁労にも適した小高い台地上や先端部に集落が営まれる場合が多く、魚介類の食べかすを捨てた貝塚が形成されるのが特徴です。本史跡の近くには「大木戸貝塚」^{おおきど}があり、この頃から生活の場であったことが分かります。

(3) 弥生時代

弥生時代の遺跡も、引き続き平野を望む低丘陵上を中心に 35 か所確認されており、本史跡がある愛島丘陵上には、前期の段階で既に稲作等の大陸系弥生文化が当地に伝わっていたことを示す「十三塚遺跡」をはじめ、「飯野坂東遺跡」や「野田山遺跡」等の前期や中期の遺跡があります。

また、愛島丘陵の北側に広がる平野部では、「原遺跡」をはじめ、沖積平野の排水条件が良く集落や畑地に適した自然堤防上にも進出するものが現れ、中期頃には、周りの後背湿地を開墾して稲作を行っていたと考えられます。



図 10 約 20,000 年前
(旧石器時代)の地形



図 11 約 5,000 年前
(縄文時代)の地形



図 12 約 2,000 年前
(弥生時代)の地形

(4) 古墳時代

古墳時代の遺跡は 95 か所で確認されており、弥生時代後期に比べ約 3 倍も増加しています。海岸線に近い第Ⅱ浜堤列上にも遺跡が形成され、平野部全体に広がりを持つようになります。市内では高塚古墳が 60 基以上確認されており、東北地方で全長 50m を超える古墳が最も多く分布する地域であり、本市の歴史文化の大きな特徴になっています。仙台平野の古墳時代の墳墓は、9 つの小地域にグループ分けできるとされ、このうち 2 つが、愛島丘陵と下増田地区の第Ⅱ浜堤列上に分布しています。

前期（3 世紀後半～4 世紀）とされる古墳の形態には、前方後方墳・前方後円墳・方墳・円墳があり、12 基確認されています。愛島丘陵の北東端部にある国指定の「史跡飯野坂古墳群」は、5 基の前方後方墳（40～67m）が狭い範囲に連綿と築造された全国でも珍しい構成を持つ史跡であり、この地域を治めた歴代の首長墓と考えられています。また、前期の終り頃には、同じ丘陵の東端部に、全長 168m で東北最大の前方後円墳「史跡雷神山古墳」が築造され、史跡飯野坂古墳群の被葬者よりも強大な力や影響力を持ち、仙台平野周辺の広い地域を統治した首長墓と考えられています。どちらの古墳も東日本の古墳文化を考える上で重要な位置を占める史跡です。

また、「天神塚古墳」や「宇賀崎古墳群」等の小規模な方墳のほか、低墳丘の方形周溝墓と呼ばれる形態の墓が、丘陵部の「今熊野遺跡」、「五郎市遺跡」、第Ⅱ浜堤列上の「下増田飯塚古墳群」等で確認されており、これらも当時の社会構造等を知る上で重要なものです。

中期（5 世紀）に入ると方形周溝墓は姿を消し、5 世紀半ば頃まで造られる古墳の数は大きく減少します。これは東北地方一円でみられる現象です。その中で「経の塚古墳」は、第Ⅱ浜堤列上に立地し、墳丘は崩されて失われてしまいましたが、長持形石棺を内部主体とし、鹿角製装具を装着した直刀等が副葬されていました。鎧（甲冑）形埴輪・家形埴輪・円筒埴輪が見つかり、これらの埴輪は国の重要文化財に指定されています。

5 世紀後半には、再び活発に古墳が築造されるようになります。それまでに古墳が造られなかった地域や、前期の古墳とは築造される場所も変わり、新たな勢力が台頭してきたと考えられています。市内ではこのような動向と軌を一にして、前方後円墳・大型円墳に加えて中小規模の円墳が多数築造されていきます。



写真 5 天神塚古墳



写真 6 下増田飯塚古墳群

第Ⅱ浜堤列上には、経の塚古墳の北側1kmの場所に、大型の「毘沙門堂古墳」に加え、「塚根塚古墳」・「雷神塚古墳」・「兵糧塚古墳」等の円墳が築造されます。

一方、長く人々の生活の場であった愛島丘陵上には、前期と同じく中期にも東北地方最大の「名取大塚山古墳」(前方後円墳：全長約90m)が築かれ、この古墳を中心に、付近には約30基(小型の前方後円墳を含む)の群集墳「賽ノ窪古墳群」が後期(6世紀)まで存続しています。

終末期(7世紀)になると、前方後円墳の築造は終わりを告げ、新たに横穴式石室を持つ円墳や、横穴墓が築造されます。現存していませんが、飯野坂古墳群の南側に所在した「山圀古墳」では、頭椎大刀やガラス玉等の副葬品が見つっています。頭椎大刀の出土は、畿内政権と結びついた氏族の存在を示唆するもので、畿内勢力を背景に本地域一帯を掌握した首長の存在が浮かび上がってきます。

横穴墓は高館丘陵や愛島丘陵の縁辺部の斜面に、「熊野堂横穴墓群」、「北野横穴墓群」等が確認されています。7～8世紀にかけて100基以上の墓が営まれた熊野堂横穴墓群は、周辺を治めた氏族の家族墓的な性格の強い集団墓と推定されています。土師器・須恵器とともに直刀・矛・鉄鏃等の武器類や勾玉・切子玉・鈴釧・金環等の装飾品が出土しています。

これまで本格的な調査が行われておらず、詳しい内容は分かっていませんが、本史跡の周辺にも「小豆島横穴墓群」や「館腰横穴墓群」等の横穴墓の存在も知られています。

このような古墳の形態や出土品から、当地の首長層が畿内政権と政治的関係を結び、次第に新たな身分秩序の中に取り込まれていった様子をうかがい知ることができます。また、終末期古墳や横穴墓は、古代律令制国家の支配体制に組み込まれていった様子を物語っていると思われます。



図13 古墳時代の遺跡分布

(5) 奈良・平安時代

7世紀半ば頃までには、大和朝廷の支配は全国に拡大しますが、東北地方の北側は、まだ支配が及ばない蝦夷と呼ばれる人々が暮らす場所でした。その後、名取の地には、中央集権的な政策や蝦夷政策の拠点として、8世紀前半に多賀城に陸奥国府が移されるまでの間、郡山遺跡（現仙台市太白区郡山）に国府が設けられ、本格的に律令国家の支配に組み込まれていきました。

また、8世紀はじめ頃までには「名取郡」が設置されたと考えられ、歴史の舞台にはじめて名取の名が現れます。現在の名取川流域から阿武隈川北岸一帯までの範囲を有し、指賀・井上・名取・磐城・余部・駅家・玉前の七郷があると『倭名類聚抄』に記されていますが、その大半は現在どこの地であるのか、はっきりしていません。

この頃になると、さらに遺跡の数や大規模な集落遺跡も増え、分布も市内全域に広がりますが、以前と同じく愛島丘陵上や、愛島丘陵北側の浜堤・自然堤防上を中心に展開しています。前者の主な遺跡には「宮下遺跡」、「北東宮下遺跡」、「前野田東遺跡」、「西野田遺跡」等があり、後者には「清水遺跡」、「上余田遺跡」、「下余田遺跡」、「鶴巻前遺跡」等があります。

このうち平野部の「清水遺跡」では、この時期に最も住居数が増え、特殊な竪穴建物跡や須恵器の円面硯、墨書土器等が出土し、愛島丘陵上の「北東宮下遺跡」や「前野田東遺跡」では、区画溝内に整然と配置された竪穴建物跡や掘立柱建物跡、特殊な工房跡、燃料生産の炭窯跡等が見つかっています。これらの遺跡には、一般の集落とは異なる公的な要素が認められ、9～10世紀頃の律令制下の末端に属する村落や役所等に関連した施設の可能性があります。

また、陸奥国では貞観11年（869）にマグニチュード8.3以上の大地震が発生したことにより、国府多賀城は甚大な被害を受け、沿岸部には巨大津波が現在の海岸線よりも4～5km内陸側のところまで押し寄せました。また、10世紀初め頃には、十和田火山の爆発による火山灰が仙台平野まで到達し、農作物にも相当な被害をもたらしたと推定されています。



写真7 前野田東遺跡



写真8 前野田東遺跡の工房跡

（6）鎌倉・南北朝・室町・戦国・安土桃山時代

文治5年（1189）に源頼朝と奥州藤原氏との間に奥州合戦が起こり、この時、「熊野別当」や「名取郡司」も参加していたことが『吾妻鏡』^{あづまかみ}に記されています。奥州藤原氏が滅びると、名取郡は合戦の恩賞として関東の武士（和田氏）へ与えられ、その領地となりましたが、和田氏の没落後、鎌倉時代後半には幕府で最も権力を握っていた北条氏の領地となりました。

この頃の名取郡は、現仙台市若林区付近から岩沼市南部の範囲で、旧名取川を境に北側が「北方」、南側が「南方」の大きく2つの領域に分かれ、本市域の多くは「南方」に属していました。

鎌倉幕府が滅ぶと、名取郡は陸奥国府に近い^{あづまのくに}ため南北両朝の勢力が争う戦の場となり、当時、南朝方であった伊達氏は名取郡へ出陣し、国府を守る北朝勢と合戦しています。そしてその後の名取郡は、概ね15世紀の初め頃までには、徐々に北に勢力を伸ばしてきた伊達氏の支配に組み込まれていったものと考えられています。

市内には、この時代の山城や館・屋敷の跡が数多く残されており、山城には「高館城」、^{くまのどうおおだて}「熊野堂大館跡」、^{くまのどうおおだて}「桑島館跡」等があります。特に熊野堂大館跡は、発掘調査の結果、熊野信仰にかかわった修験集団の根拠地としての性格が推測され、付近には熊野信仰の拠点であった熊野三社やこれに関連する^{しんぐうしゃしゆくぼう}「新宮社宿坊跡」、^{しんぐうしゃしゆくぼう}「那智神社宿坊跡」、^{だいもんやま}「那智経塚群」、^{だいもんやま}「大門山遺跡（板碑を用いた供養所）」が存在するとともに、「懸仏・銅鏡」、「新宮寺一切経（約3,000巻）」、「熊野神社文書」といった文化財が多く伝わっています。

一方、平野部を中心につくられた館・屋敷跡は柵や堀・土塁で囲まれ、中に母屋や井戸、馬家、倉庫等を配置した地域の有力武士の居住施設で、戦闘機能もある程度備えていました。「元中田遺跡」は二重の堀（外堀：一辺150m、内堀：一辺80m）に囲まれた大規模な方形の居館跡で、内堀にかかる土橋も発見されています。

本史跡が所在する愛島丘陵東端部にも、本格的な調査が行われておらず詳しい内容は分かっていませんが、近世以降の記録に見える「植松城跡」や「淡路山館跡」等の山城が知られています。



写真9 名取熊野三社（左：本宮社、中：熊野神社、右：熊野那智神社）

（7）江戸時代

仙台藩政下、当時の名取郡南方の北側を占める 23 か村が藩領となっていました。市域のほぼ中央に南北に延びる江戸往来の奥州街道が整備され、増田には宿駅が設けられ、現在の街並みの原型が形成されました。このほかの主要な街道には、西部の丘陵沿いに東街道、海側の東部には浜街道があり、多くの人々や物資が往来しました。

また、仙台開府に伴い名取川・広瀬川舟運と閑上湊の整備が行われ、仙台城下と藩内各地とを水運で結ぶ仙台城下の外港としての位置を占めることになりました。その中で、内川（木曳堀。後の貞山運河）が名取川河口と阿武隈川河口を結ぶ運河として開削されたことにより、閑上湊はさらに重要性を増し、米や木材等の物資輸送の拠点港として繁栄しました。

市内には、当時の寺社仏閣や民家・蔵等の建造物のほか、道標・庚申塔等の石造物、文書、神輿・錨等の民俗資料、神楽関連の有形・無形の文化財が伝わり、近年の石造物の調査では 140 基以上の供養碑（庚申塔・馬頭観音・念仏塔・地藏・名号碑等）が確認されています。これらの石造物は概ね 17 世紀半ば頃から造立され始めたもので、本市の民間信仰をはじめとする生活の一端を示しています。

本史跡は植松村に属しており、眼下を通る奥州街道の沿線には、屋敷や蔵、店舗、「館腰神社」や「弘誓寺^{くぜいじ}」をはじめとする社寺等があり、新田開発等に伴い「下堀」等の用水も整備され、往来する人や農作業等を行っていた人々も、古墳の姿を目にしていたのかもしれません。



写真 10 貞山運河（震災前）



写真 11 館腰神社

（8）明治・大正・昭和・平成時代

明治 4 年（1871）の廃藩置県で仙台藩は仙台県となり、翌年には宮城県に改称されました。同時に郡と村の公称を廃し、郡を大区、村を小区としましたが、明治 22 年（1889）の町村制施行後は、本市は東多賀村、下増田村、増田村、高館村、愛島村、館腰村の 6 か村になりました。明治 29 年（1896）、増田村が町制をしいて増田町となり、昭和 3 年（1928）に東多賀村が閑上町と改称しました。昭和 30 年（1955）、増田町、閑上町、下増田村、高館村、愛島村、館腰村の 2 町 4 村が合併し、名取町が生まれましたが、昭和 33 年（1958）には市制施行して名取市となりました。

市内の交通整備状況として、明治20年（1887）にJR東北本線が塩釜駅まで開通し、翌年に増田駅が設置され、大正15年（1926）、増田村と東多賀村を結ぶ軽便鉄道「増東軌道」が開通しましたが、当該鉄路はバスとの競合により10年余りで廃止しています。

昭和15年（1940）、下増田村に日本陸軍の名取飛行場（後の仙台飛行場）が開港し、昭和39年（1964）に仙台空港と改称しています。同年、国道4号仙台バイパスの市内区間が開通、平成に入り仙台東部道路の開通や、仙台空港アクセス鉄道の開業等、インフラ整備がさらに加速しました。この結果、市民生活の向上が図られ、「住みやすい都市」として広く認識されています。

本市は戦後、社会教育、特に公民館活動の充実を図っています。住民の自主性の尊重と生涯教育の機会拡充を念頭に様々な事業を推進する場として公民館を整備し、現在、11の小学校区で地域の特色を生かした事業を行っています。

本史跡がある館腰地区には、明治6年（1873）創立の館腰小学校や、昭和25年（1950）に設置された館腰公民館があるほか、昭和60年（1985）には、仙台空港へのアクセス向上や本市南部の利便性向上等のためにJR館腰駅が設置されています。

（9）名取市の文化財

本市の指定等文化財の総数は56件あります。そのうち指定文化財は38件で、国指定6件、県指定5件、市指定27件の内訳になっています。また、指定文化財を補完する登録文化財が18件登録されています。このほか、現在は市外にありますが、本市の古墳の出土品で、国指定になっているものが1件あります。

これらを内容別にみると、本史跡をはじめとする古墳関係のものが7件（約13%）、熊野信仰に関わるものが21件（約38%）と大きな割合を占め、古墳が多く、熊野三社が所在する高館地区をはじめとする丘陵部に多く分布する特色が見られます。

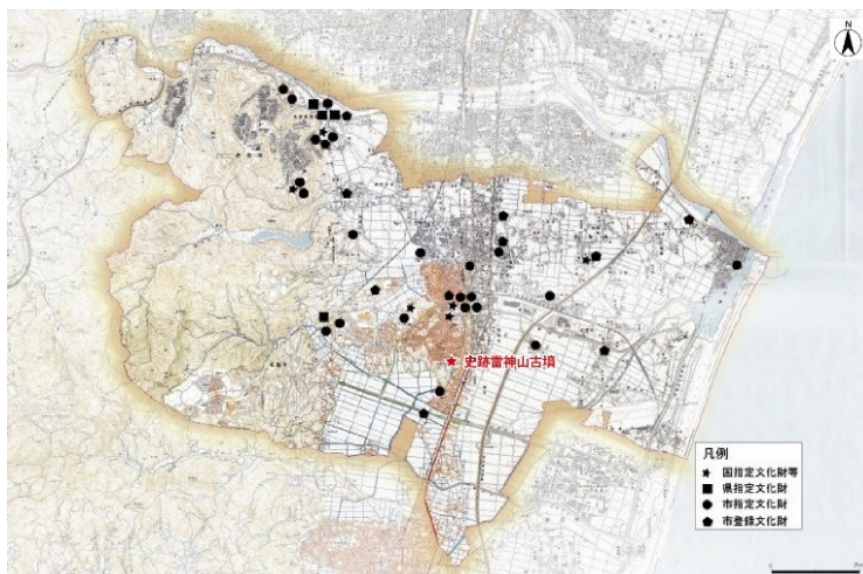


図14 本市の指定・登録文化財の分布

3. 社会的環境

(1) 人口

○令和7年(2025)5月31日時点の人口は**79,792人**です。

○昭和33年(1958)の市制施行以降一貫して増加し、**現在も増加傾向**にある数少ない市です。

○将来人口推計

- ・推計①(自然体+開発人口)：令和10年(2028)頃から減少し始め、令和20年(2038)時点で79,600人と推計
- ・推計②(施策推進効果あり)：令和20年(2038)時点で85,200人と微増推計

○年齢別人口構成：生産年齢人口(15～64歳)は減少が続き、**高齢者人口(65歳以上)**は令和12年(2030)時点で全体の**4分の1**に達する見込みです。

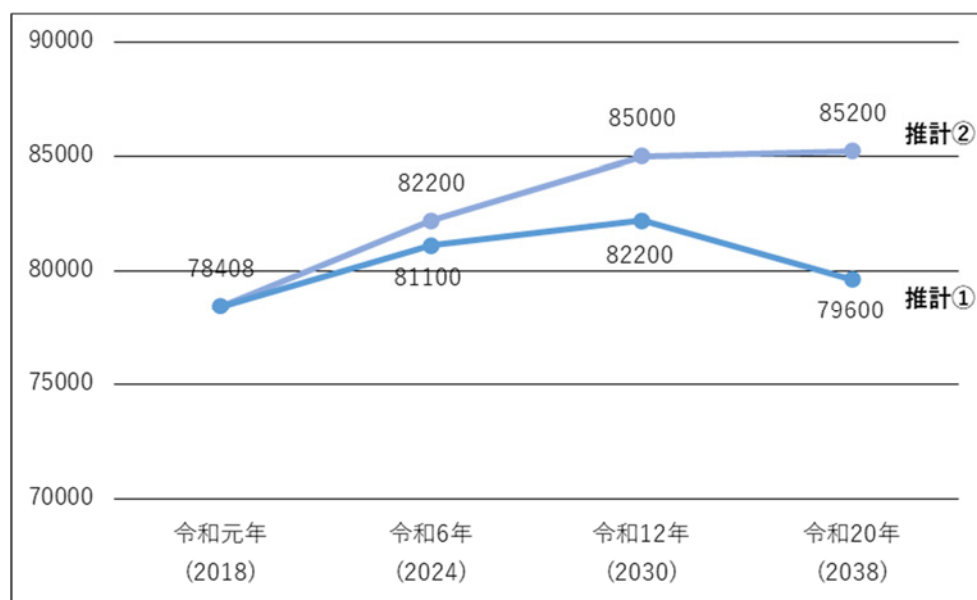


図15 本市の将来人口推計(「総合計画」p11より作成)

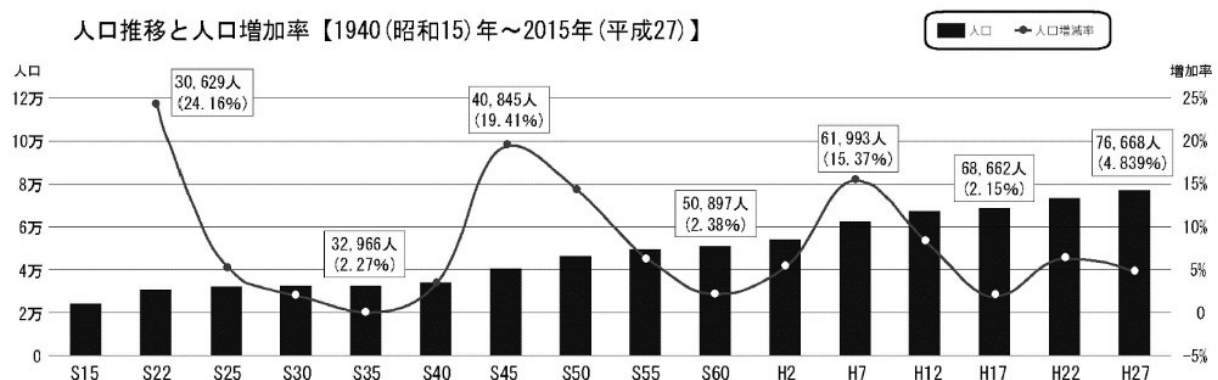


図16 本市の人口推移(「名取市歴史文化基本構想」p22より引用)

(2) 産業

①産業の特徴

- 就業人口は近年 7,000～8,000 人の間で推移しています。
- 第三次産業の割合が高い（特に商業が盛ん）こと、大規模な事業所が多いこと、新設事業所が多いことが挙げられます。
- 閑上漁港を拠点とした漁業や、平野部での農業等の第一次産業も営まれ、特産品には、赤貝、北限のしらす（海産物）、セリ、ミョウガタケ、カーネーション（農産物）等があります。



写真 12 セリ

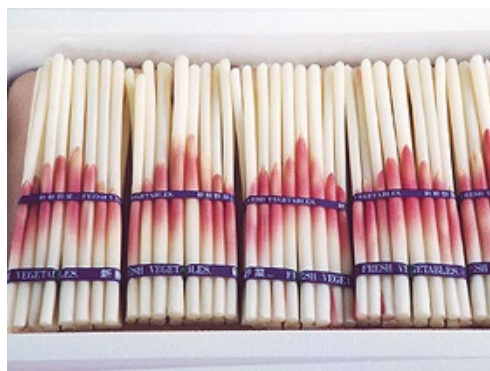


写真 13 ミョウガタケ

②観光振興の取組

- 地場産業、自然環境、文化財等を活かした取組、防災への取組、仙台空港や市の施設等を観光資源に活かす取組等、相乗効果を生み出す施策を推進しています。
- 観光客入込数は近年増加傾向にあります。

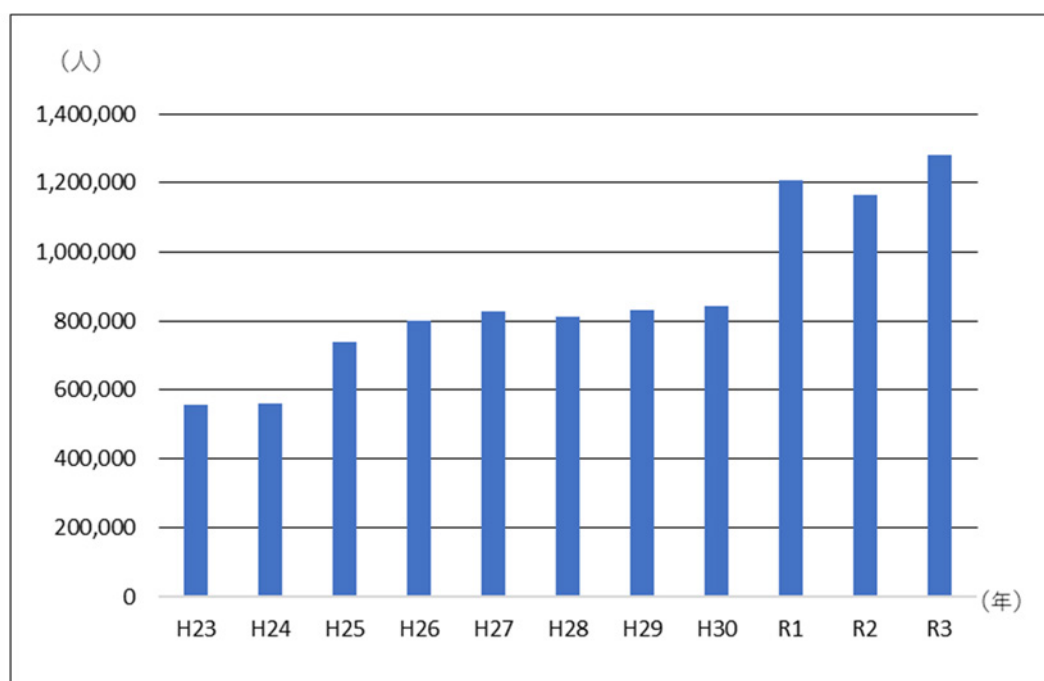


図 17 本市の観光客入込数（「宮城県観光統計概要（令和3年）」p43より作成）

(3) 交通

①広域交通網

- 道路：仙台東部道路（名取 IC、仙台空港 IC、名取中央スマート IC）、国道4号（市内中央を南北に走行）があります。
- 鉄道：JR 東北本線が市内中央を南北に走り、仙台空港アクセス鉄道が仙台空港と JR 名取駅を結んでいます。
- 空港：仙台空港が東北の玄関口として立地しています。

②本市の公共交通

- 名取市乗合バス「なとりん号」（6路線）と、令和6年度（2024）導入の予約に応じて運行するデマンド交通「なとりんくる」、仙台市を結ぶ「宮城交通バス」が運行しています。

③本史跡へのアクセス

- 自家用車：仙台東部道路仙台空港 IC や名取中央スマート IC から約10分です。
- 公共交通機関：JR 東北本線「館腰駅」から徒歩約25分（約1.7km）、「なとりん号」愛の杜循環線「名取が丘公民館前バス停」から徒歩約15分（約0.8km）です。また、本史跡は指定乗降場所になっており、デマンド交通「なとりんくる」も利用できます。



図18 本市の主要な交通網

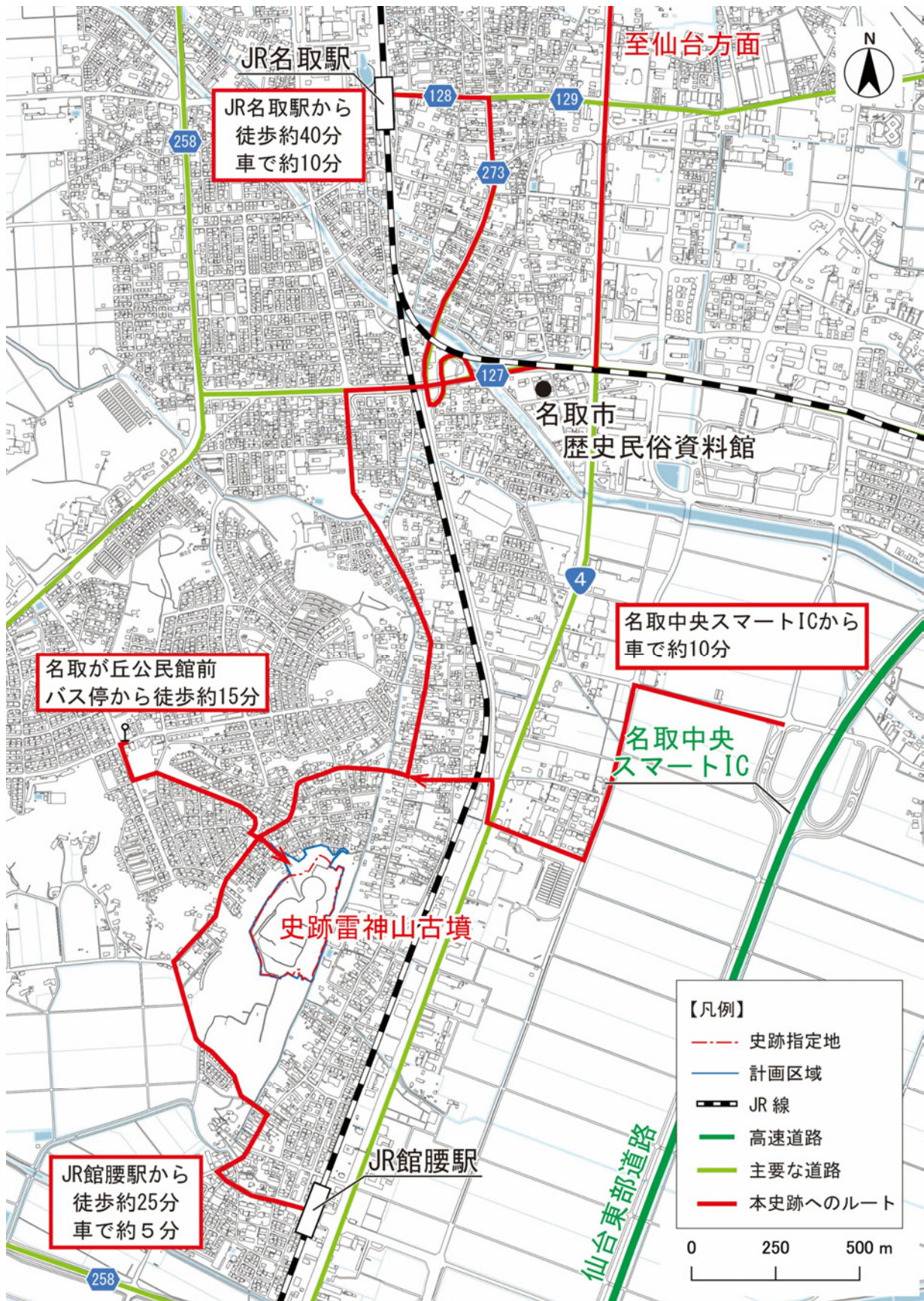


図 19 本史跡への交通アクセス図

(4) 土地利用

○令和3年（2021）の地目別面積では、山林が約35%で最も広く、次いで田が約33%、宅地が約18%です。

○本史跡周辺はかつて畑や桑畑が広がっていましたが、現在は宅地に囲まれた市街地となっています。

○史跡指定地の土地利用状況は森林で、周辺は主に建物用地、建物用地以外は主に田として利用されています。

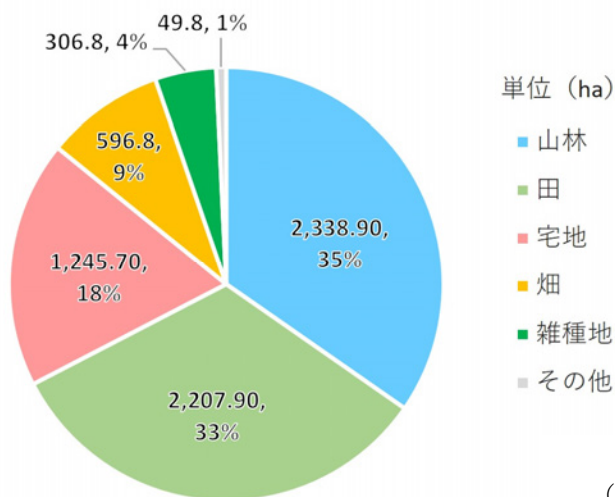


図20 本市の地目別面積の割合
 (「令和3年度名取市統計書」p17より作成)

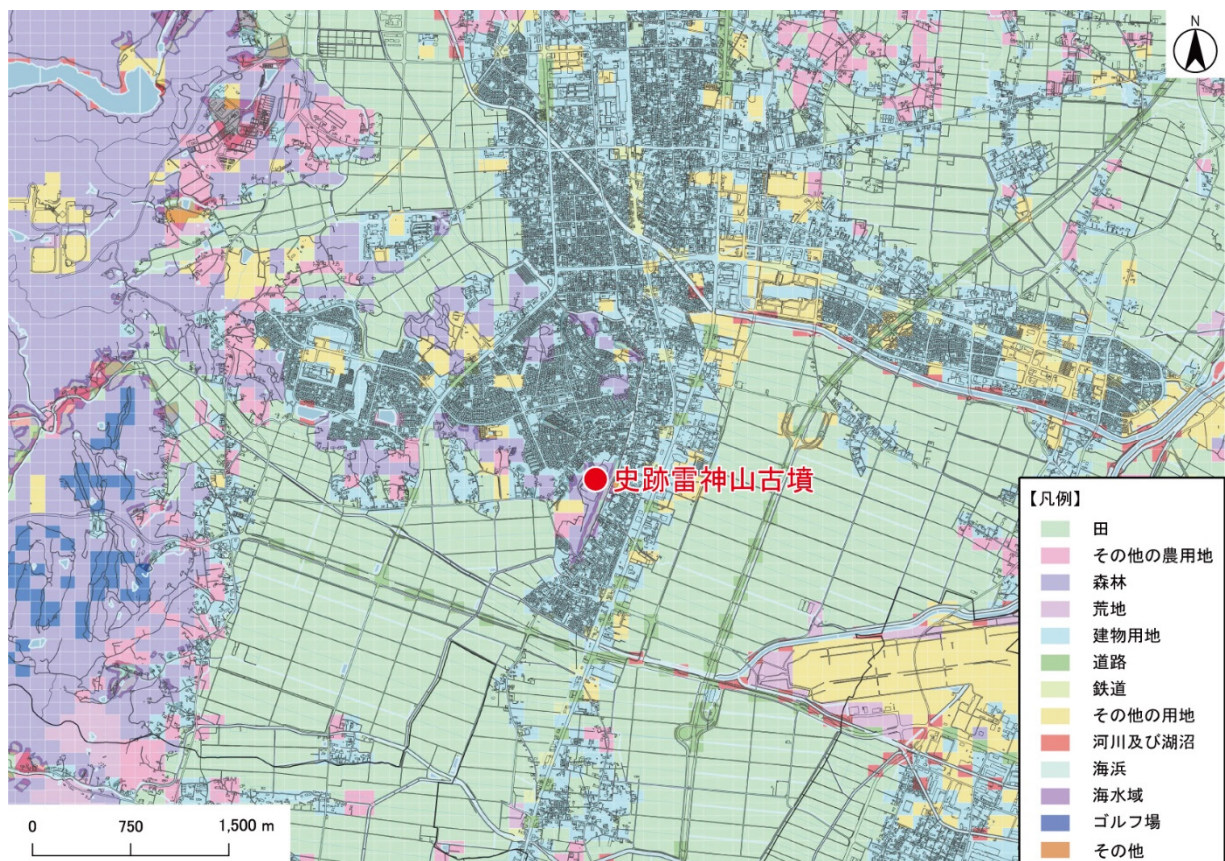


図21 本史跡周辺の土地利用状況

(5) 法的規制

①文化財保護法

○目的：「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する」ことです（昭和25年制定）。本計画は、同法に基づき策定するものです。

○史跡指定地内での現状変更や保存に影響を及ぼす行為には、同法第125条に基づく許可申請が必要です。

○史跡指定地周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地があり、土木工事等を行う場合、同法第93・94条により宮城県教育委員会教育長への事前の届出等が必要です。

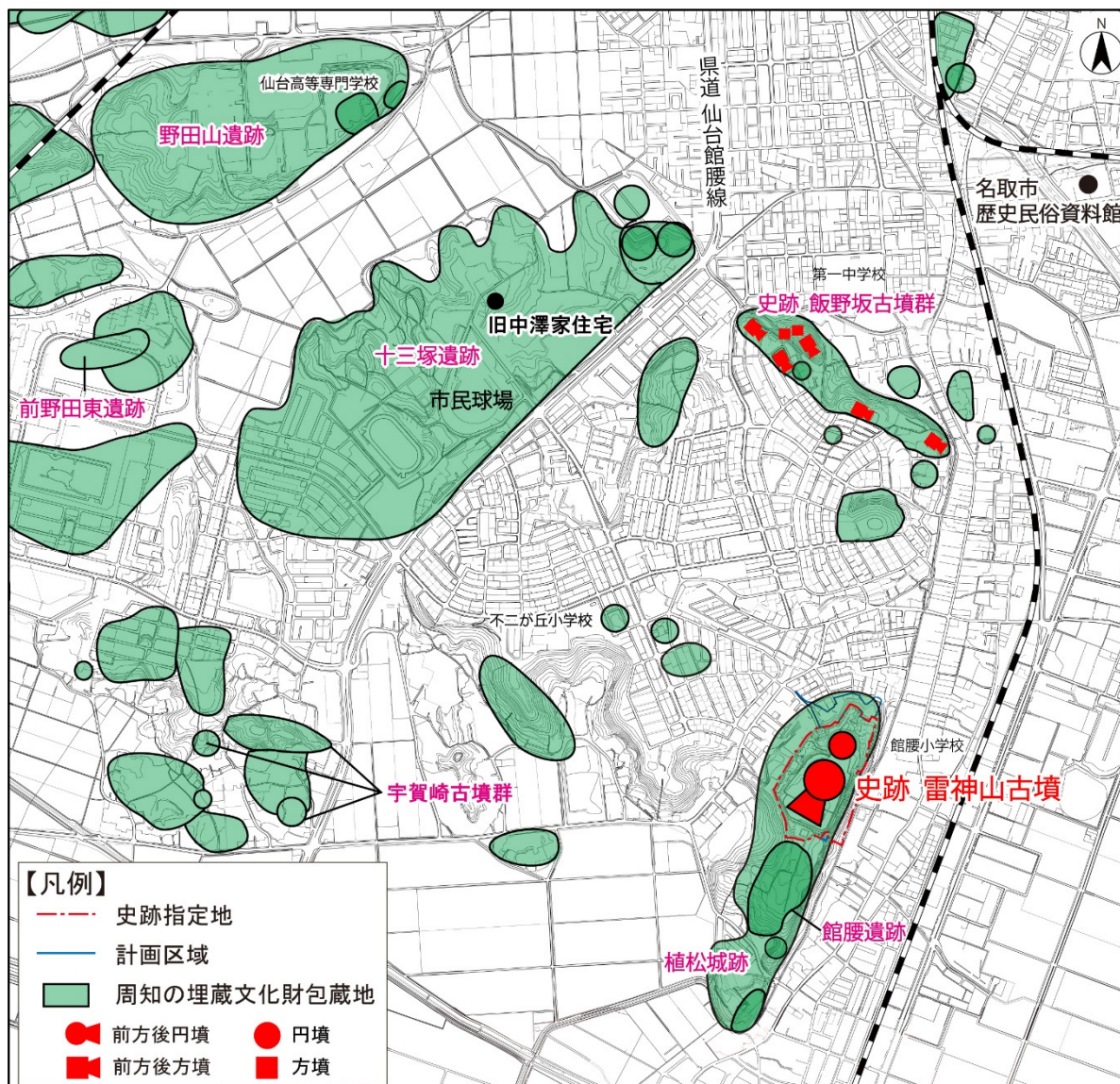


図22 本史跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地（宮城県遺跡地図情報を基に作成）

②土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

○史跡指定地の一部は土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に指定されており、特定の開発行為に対する許可制や建築物の構造規制等が行われます。

③道路法

○史跡の北部から西側を通る市道（飯野坂小豆島線）から駐車場入口への分岐点までが市道（雷神山線）であり、道路に工作物等を設けて使用する場合は、土木課への許可申請が必要です。

④都市計画法・建築基準法

○史跡指定地は都市計画区域内の市街化区域からは除外されていますが、周辺は市街化区域に含まれています。用途地域は第一種住居地域で、建築制限等がかけられています。

○本史跡は「史跡公園」と呼称されていますが、都市計画法による「都市公園」には位置付けられていません。

○史跡周辺にはモチノキ公園等の都市公園もありますが、本史跡が最も広い緑豊かな空間を持つ憩いの場となっています。

○周辺の都市公園のほか、西里公園、館腰遊歩道等のその他公園施設の状況等も踏まえながら、本史跡の保存・活用を推進することが大切です。

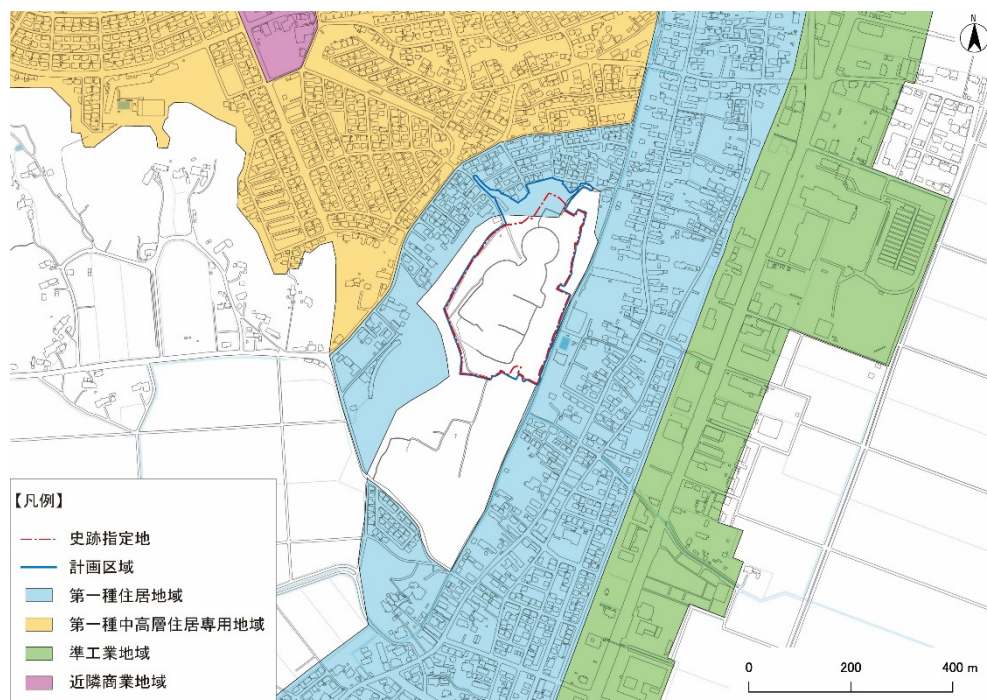


図 23 本史跡周辺の用途地域図

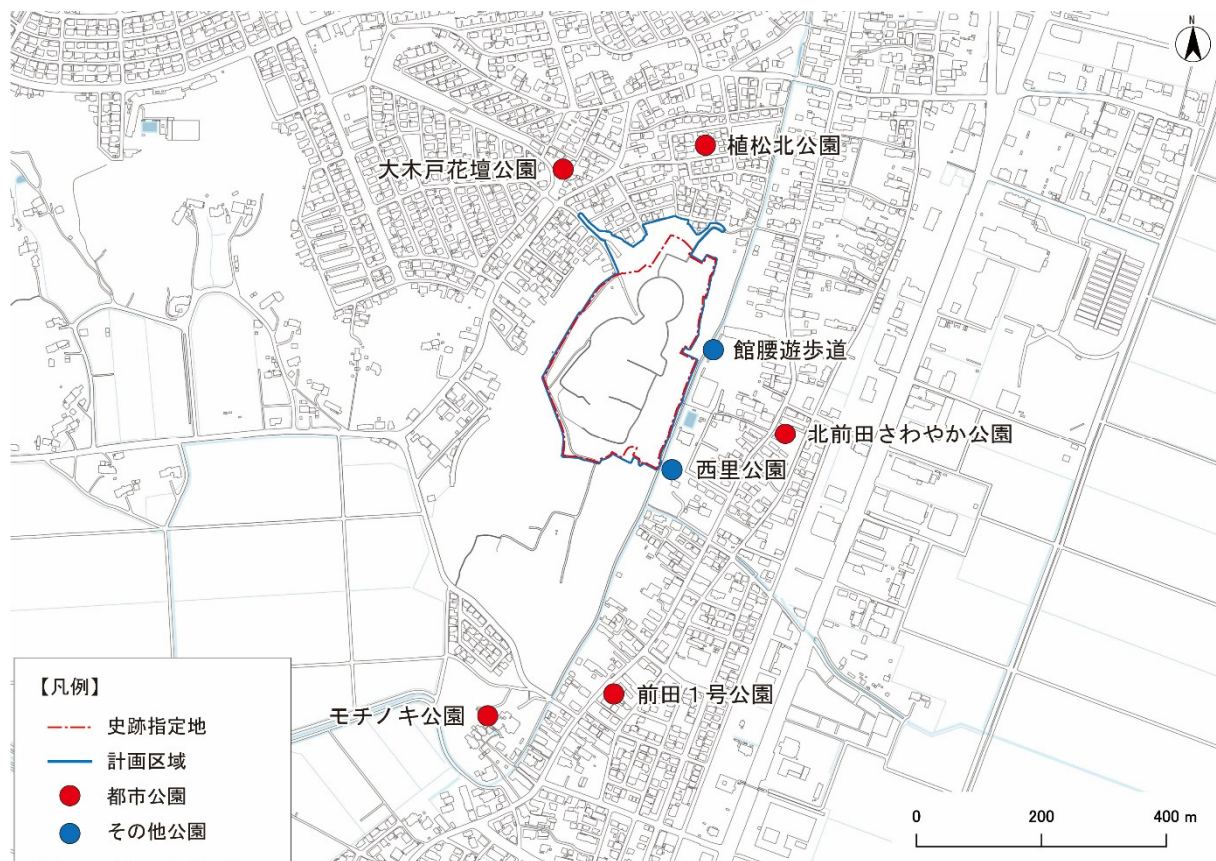


図24 本史跡周辺の都市公園位置図

4. 関連する歴史文化資源等

①貴重な地域資源としての雷神山古墳

- 本市には美しい自然環境、地場産業、歴史文化等の多様な地域資源があり、平成18年度（2006）に市民参加で策定された「なとり100選」に本史跡も選ばれています。
- 館腰地区では、史跡飯野坂古墳群や山岡古墳の頭椎大刀等の古墳関連や、芭蕉の句碑、花町神楽等のほか、奥州路のハナモモ、弘誓寺と山門、館腰遊歩道等も選定されています。
- なとり100選で本市のシンボルにふさわしいものを募集したところ、本史跡が他を圧倒して1位に選ばれ、市民の認知度が高いことが分かっています。

②関連する歴史文化資源の一体的な保存・活用

- 本史跡周辺には、地域計画で設定した本市の歴史文化の特徴・魅力を示す6つの「テーマ」や、その特徴が顕著に見られる5か所の「歴史文化保存活用区域」に関連する多くの歴史文化資源等があります。
- 本史跡単体の価値や魅力だけでなく、関連する歴史文化資源を含めた「群」としての価値や魅力を、一体的に保存・活用していくことも重要です。
- テーマ2【雷神山古墳と花開いた古墳文化】（以下、「テーマ2」という。）では、史跡飯野坂古墳群や十三塚遺跡等の関連性の高い愛島丘陵の遺跡等を多数含んでいます。



図25 テーマ2に関連する歴史文化資源分布図（「地域計画」p56より引用・改変）

以下、テーマ2に属する主な歴史文化資源の概要を記します。(位置は図22・図28参照)

遺跡名/項目	概要
飯野坂古墳群 (いいのざかこふんぐん)	
立 地	本史跡の北側約1kmに位置。愛島丘陵上の北東端部
時 代	古墳時代前期(4世紀)
概 要	東北地方では比較的大型の前方後方墳5基と方墳2基が一群をなす、4世紀代に連綿と築かれた当地域の首長墓群 ※前方後方墳：観音塚古墳、薬師堂古墳、宮山古墳、山居古墳、山居北古墳 ※方墳：観音塚北1号墳・2号墳 ・狭い範囲に前方後方墳と方墳が群をなす、全国的にも稀有な構成をとる古墳群の日本北限の事例
重要性	本史跡と同様に、東北の古墳文化を語る上で欠かせない重要な古墳群 ・昭和53年(1978)に国史跡に指定



図26 史跡飯野坂古墳群全体図

遺跡名/項目	概要
十三塚遺跡 (じゅうさんづかいせき)	
立 地	本史跡の北東約1.5km、愛島丘陵の中央北側に位置
時 代	縄文時代から平安時代
概 要	古墳時代前期から中期には大規模な集落が営まれている ・弥生時代前期に九州北部で使われていた遠賀川式に似た土器が出土 ・弥生時代中期後半の土器は、当時この周辺で使われていた典型的な土器として「十三塚式」の名前が付けられている
重要性	弥生時代の早い時期に稲作等の西日本の文化が本市に伝わったことや、古墳時代前期に本史跡の造営に関わった人々が居住していた可能性が高い遺跡 ・平成2年(1990)に遺跡及び弥生時代の出土品が本市の指定文化財となる

遺跡名/項目	概要
宇賀崎古墳群（うがさきこふんぐん）	
立 地	本史跡の西側約 1.5km、愛島丘陵中央付近から南側へ張り出す小豆島小丘陵の尾根上に位置
時 代	古墳時代前期（4世紀）
概 要	古墳時代前期の方形・台形状の古墳6基がまとまって分布 ・1号墳からは割竹形木棺の主体部が確認されている
重要性	隣接する五郎市遺跡の方形周溝墓群との関連等から、仙台平野南部域における初期段階の高塚古墳の可能性がある重要な古墳群
名取大塚山古墳（なとりおおつかやまこふん）	
立 地	本史跡の西北西約 2.5 km、愛島丘陵の付け根付近に位置
時 代	古墳時代中期（5世紀）
概 要	全長 90m、後円部径 60m・高さ 8.5m、前方部の長さ 30m・高さ 2.3m。 ・前方部が後円部に比べて極端に低く小さい帆立貝式の前方後円墳 ・後円部は三段築成。埴輪や葺石を伴う
重要性	本史跡と同じ愛島丘陵上に、5世紀中頃から後半に築造された、県内で4番目の規模を誇る古墳 ・本史跡の再来ともいうべき、中期では東北最大の前方後円墳 ・市の指定史跡

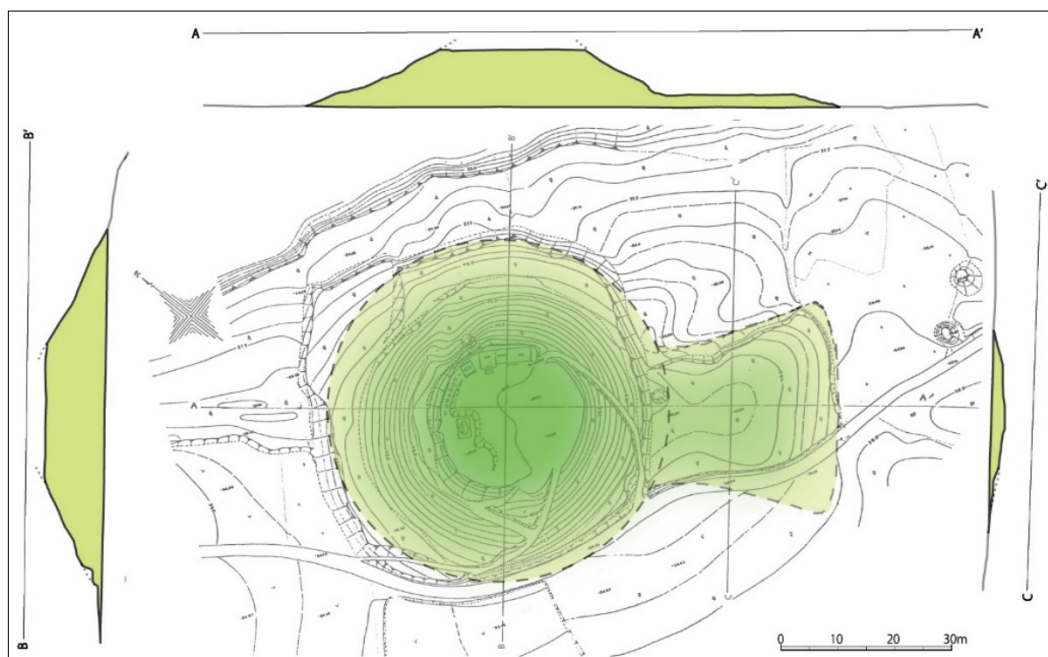


図 27 名取大塚山古墳測量図

遺跡名/項目	概要
今熊野遺跡（いまくまのいせき）	
立 地	本史跡の北西約 3.5 k m、高館丘陵から東へ張り出す 箕輪丘陵 上に位置
時 代	縄文時代～平安時代 の遺跡
概 要	縄文時代前期の 70 軒もの 竪穴建物跡 や、古墳時代前期、奈良・平安時代の多数の 竪穴建物跡 等を多数確認 ・古墳時代前期の 10 基の 方形周溝墓 を確認
重要性	東北地方ではじめて、縄文時代の大規模集落や 方形周溝墓 が発見され、県下でも保存の先駆けとなった遺跡 ・近くに 前方後方墳 や 方墳 、 円墳 からなる 箕輪古墳群 もある
野田山遺跡（のだやまいせき）	
立 地	本史跡の北西約 2.5km、十三塚遺跡の北側の対面する丘陵上に位置
時 代	後期旧石器時代（約 2 万年前）から平安時代
概 要	平成 12 年（2000）の調査で、 後期旧石器時代の石器（約 60 点） や、 古墳時代前期の集落 を確認 ・平成 3 年（1991）にも、古墳時代前期や奈良・平安時代の 竪穴建物跡 25 軒 確認
重要性	出土した古墳時代の土器（土師器甕：はじきかめ）は、当時の 近畿地方の土器の特徴 を持つもので、 交流 があったことがうかがえる ・ 名取市最古の遺跡 であり、本市の登録文化財
前野田東遺跡（まえのだひがしいせき）	
立 地	本史跡の北西約 2.2km、野田山遺跡の南西側の対面する 愛島丘陵 に位置
時 代	縄文時代～平安時代
概 要	縄文時代前期～中期、弥生時代中期～後期、古墳時代中期、古代の遺構や遺物が出土 ・ 古墳時代中期の集落 は、北側・東側の丘陵上の平坦面に小規模に展開 ・大型の 竪穴建物跡 や、 鉄製品の生産等に関わる工房跡 を確認
重要性	名取大塚山古墳や茂平塚（もへいづか）古墳をはじめとする 賽ノ窪古墳群 中で埴輪を伴う古墳が築造された 古墳時代中期の特殊な集落

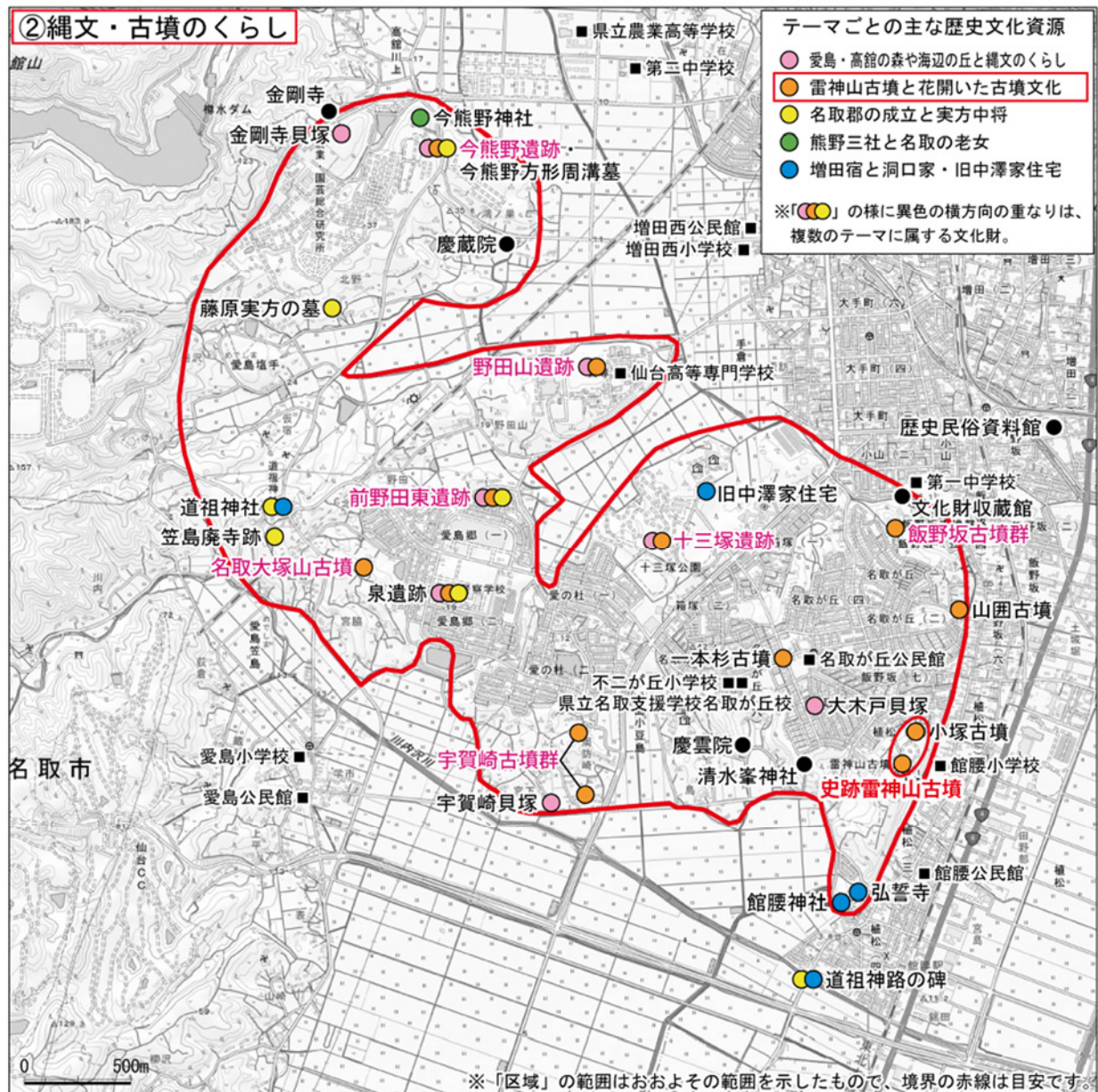


図28 「縄文・古墳のくらし」保存活用区域と区域内の主な歴史文化資源（「地域計画」p98より引用、改変）

③歴史文化保存活用区域における保存・活用

- 「テーマ2」や、縄文時代等に関連する「テーマ1」の歴史文化資源が集積し、その特徴が顕著に表れている愛島丘陵上のエリアを「縄文・古墳のくらし」歴史文化保存活用区域（以下、「保存活用区域②」という。）に設定しています。
- この中で重点的に、「テーマ2」や「テーマ1」の歴史文化資源の一体的・継続的な保存・活用に取り組むことで、大きな効果が期待されます。
- 区域内の教育機関での学習・教育活動や、地域住民等が参加する活動等に、「テーマ2」に関連する歴史文化資源を積極的に取り入れることで、身近な地域の特色や魅力が顕在化し、関心や保護意識、地域への愛着が高まり、さらに保存・活用を力強く推進する原動力となる、良いサイクルを生むことにつながります。
- 「保存活用区域②」東側には、「テーマ5」に属する、江戸時代以降の町場や街道沿いの暮らしに関わる歴史文化資源が集積する「保存活用区域③」があります。その中には「なとり 100 選」に選ばれた芭蕉の句碑や弘誓寺等の地域資源や、館腰小学校や館腰公民館等の教育機関のほか、名取市歴史民俗資料館（以下、「資料館」という。）や文化財収蔵館も近くにあります。こうした複数の「保存活用区域」を有機的に活かした一体的な取組も有効です。

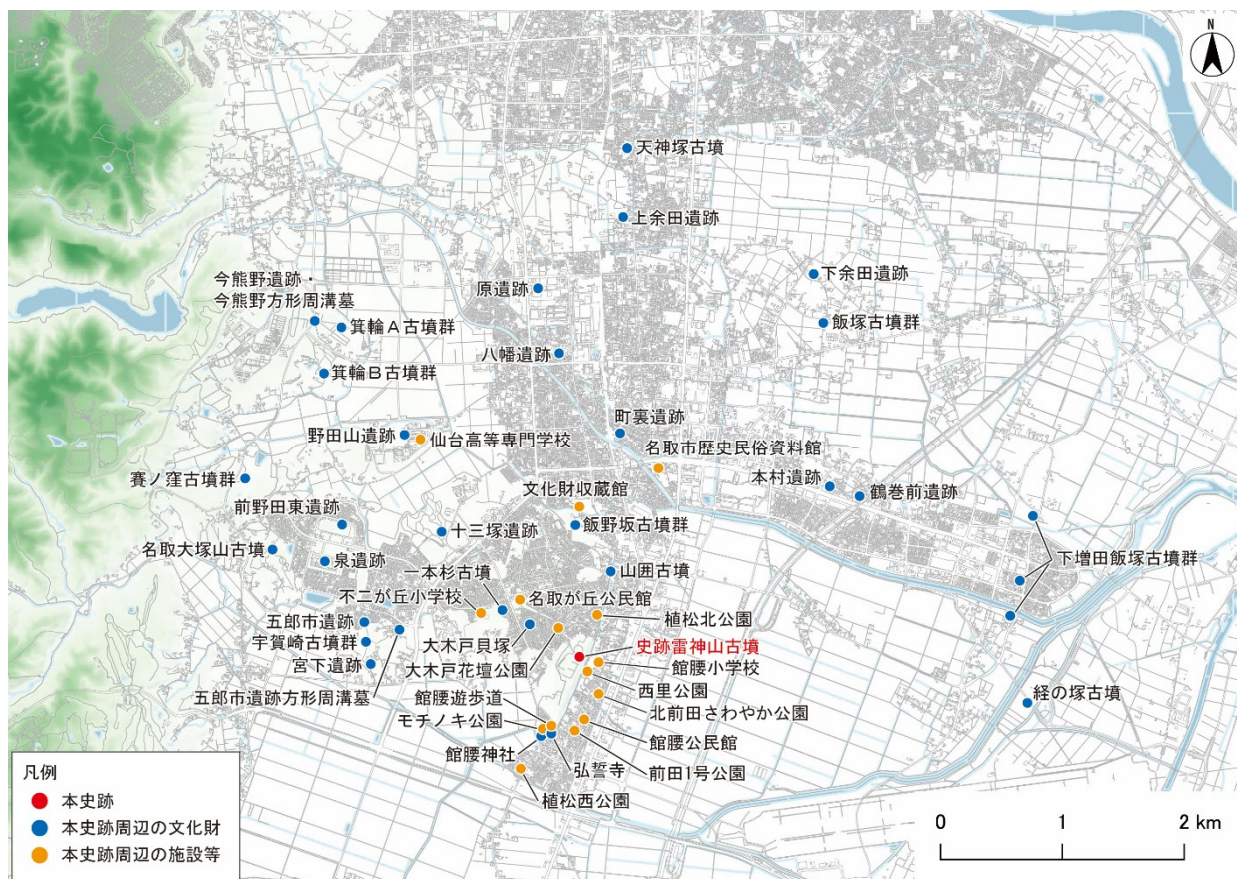


図 29 本史跡周辺の文化財・施設図

第3章 史跡雷神山古墳の概要

1. 指定に至る経緯

①主な経過

表1：指定に至る経緯

年	経緯
昭和 5 年（1930）	松本彦七郎氏が「陸前平野区域の古墳」（『東北帝國大學理學部地質學古生物學教室研究邦文報告』）のなかではじめて「植松丘上主古墳」と「植松丘上副古墳」として報告
昭和 24 年（1949）	今野栄一氏、小野力氏等の調査をもとに『宮城県郷土社会科辞典』のなかで「館腰大塚古墳」として紹介
昭和 25 年（1950）	宮城県史編纂委員会による規模確認のための測量調査により東北地方最大の大型前方後円墳であることが判明し、「雷神山古墳」と命名
昭和 31 年（1956）	史跡指定（12 月 28 日）
昭和 43 年（1968）	追加指定（12 月 5 日）

②指定前の状況

- 周辺の丘陵上部の平坦面や、古墳の北西・西側一帯の斜面は畑地でした。
- 雷神山古墳や小塚古墳の墳丘上も段々畑等が広がっていました。特に後円部北側から東側のくびれ部付近は大きく改変され、段築との区別がつかない状態でした。
- 雷神山古墳南西側の法面部（現在はゴルフ練習場）や東側の崖地部分は山林（東側は植林されたスギ林）の状態でした。
- 雷神山古墳の墳丘上にはマツ等の高木が立ち、前方部は既に墓地として利用され、その南側には市の配水施設がありました。
- 雷神山古墳の墳頂部も古くから、墳頂部へ上る道や名称の由来となった雷神の石碑や庚申碑等がある祈りの場でした。前方部の墓地も、近代以前から供養の場として利用されてきたと推定されます。



写真 14 史跡指定前（昭和 30 年頃）の本史跡周辺の様子



写真 15 現在の本史跡周辺の様子

2. 指定の状況

○史跡指定では、地形や土地利用、地籍の状況等を踏まえ、雷神山古墳と小塚古墳の墳丘部と古墳へ至る道沿いの土地が史跡指定地となりました。

- ・史跡指定日：昭和 31 年（1956）12 月 28 日
- ・追加指定日：昭和 43 年（1968）12 月 5 日
- ・指定面積：墳丘部とその周辺を合わせて 58,308.679 m²となる

(1) 指定告示

【昭和31年（1956）12月28日付 官報第9004号 文化財保護委員会告示第七十五号】

○文化財保護委員会告示第七十五号 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、次のとおり指定する。 昭和三十一年十二月二十八日 文化財保護委員会委員長 河井 彌八	
種別	史跡
名称	雷神山古墳
所在地	宮城県名取郡名取町大字植松字山
地域	五八番、六三番、六九番、七〇番、七一番ノ一から七一番ノ三まで、七二番ノ一、七二番ノ二、七三番ノ一、七三番ノ二、七四番から八六番まで、八六番ノ一、八七番から九三番まで、九三番ノ一、九三番ノ二、九四番から一〇一番まで、一六三番から一七一番まで、二〇三番から二〇五番まで（地域内に介在する道路敷及び水路敷を含む。）

【昭和43年（1968）12月5日付 官報第12594号 文部省告示第三百十三号】

○文部省告示第三百十三号 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、史跡雷神山古墳（昭和三十一年文化財保護委員会告示第七十五号）に次の地域を追加して指定する。 昭和四十三年十二月五日 文部大臣 坂田道太	
所在地1	宮城県名取郡名取町大字植松字山
地域1	三十九番のうち実測一八八・四平方メートル、四二番のうち実測一八五・一平方メートル、四三番ノ一、四三番ノ二、四八番、五〇番のうち一〇五・七平方メートル、五一番、五二番、五三番、五四番、五五番、五六番、五七番、五九番、六〇番ノ一、六〇番ノ二、六一番、六二番、六四番、六五番、六六番ノ二、六七番、六八番、一〇二番ノ一、一〇二番ノ二、一〇二番ノ三、一〇二番ノ四、一〇三番、一〇四番のうち実測一八五・一平方メートル、一〇八番、一〇九番のうち実測二二一・五平方メートル、一一〇番、一一一番、一一二番、一一三番、一一六番ノ一、一一七番のうち実測一四二・一平方メートル、一四九番のうち実測九二・五平方メートル、一五〇番、一五一番、一五二番、一五三番、一五四番、一五五番、一五六番、一五七番、一五八番、一五九番、一六〇番、一六一番、一六二番、一七二番、一七三番、一七四番のうち実測二五七・八平方メートル、一七五番のうち八九・二平方メートル、一九七番のうち一九八・三平方メートル、一九九番のうち七九・三平方メートル、二〇一番のうち八二・六平方メートル、二〇二番、二〇六番、二〇七番、二〇八番、二〇九番、二〇九番ノ一、二一〇番、二一一番、二一二番、二一三番、二一四番、二一五番、二三一番、二三二番、二三三番、二三四番、二三五番、二三六番、二三七番、二三八番、二三九番、二四〇番、二四一番、二四二番、二四三番、二四四番
所在地2	同小豆島字片平山
地域2	一二番ノ一うち一〇九七・五平方メートル、一二番ノ八、一二番ノ九、一二番ノ一〇、一二番ノ一、一二番ノ二、一二番ノ三、一二番ノ四、一二番ノ五、一二番ノ六、二七番（地域内に介在する道路敷を含む。）

(2) 史跡指定地の範囲

○範囲は、前項の官報告示に示された地域（地番）です。

○指定面積は、墳丘部とその周辺を合わせた **58,308.679 m²**です。

- ・昭和31年（1956）の指定面積：21,000 m²
- ・昭和43年（1968）の指定面積：37,308.679 m²

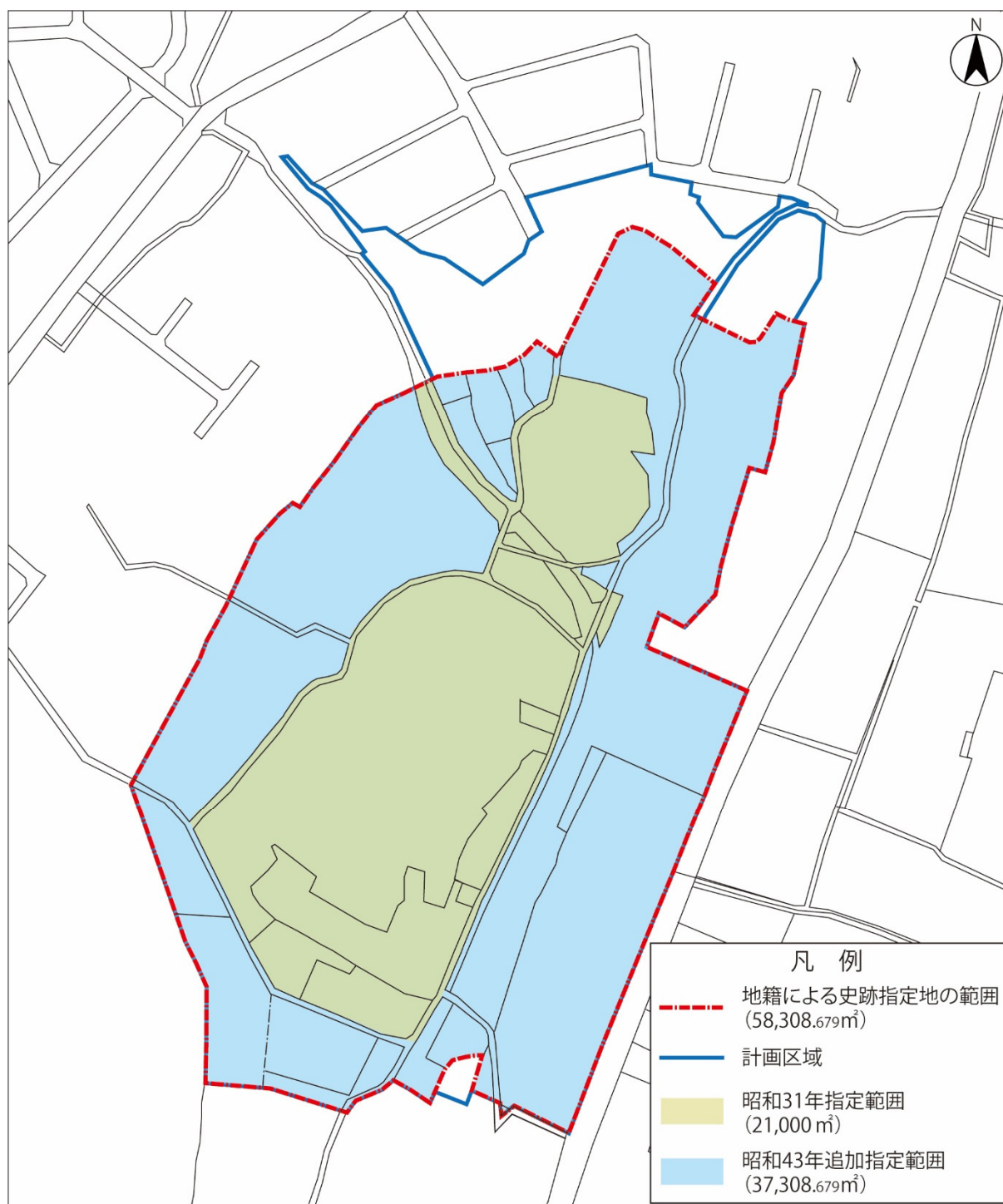


図 30 地籍による史跡指定地の範囲図

（３）指定説明文

台地の上に存する前方後円墳でほぼ南面している。墳丘は主軸の長さ約 168 メートル、後円部の径約 85 メートル、高さ約 8.5 メートル、前方部の径約 87 メートル、高さ約 5 メートルを有する宏壮なもので、前方部は比較的低平であり、後円部は三段に築成され、周囲に堀の跡も残っている。東北地方においてこの種の壮大な前方後円墳がほぼ旧規をとどめて存することは稀有の例であり、学術上の価値が高い。なお、この古墳の北方に接近して小塚と称せられる二段築成よりなる円墳が存する。

昭和 43 年、既指定地に堀跡・土塁等の遺構と北方にある小古墳¹⁾と思われるものが追加された。

(国指定文化財等データベースより抜粋)

（４）指定に至る調査成果

○史跡指定以前の本格的調査は、昭和 25 年（1950）に宮城県史編纂のために、東北大学の伊東信雄氏等が行った測量調査が最初です。

○上述の測量調査の結果、古墳の規模が当時東北地方で最大とされていた仙台市遠見塚古墳（主軸 110m）を上回ることが判明し、東北最大の大型古墳として広く知られることとなりました。

（５）史跡指定地の状況

○指定面積 58,308.679 m²の内訳は以下のとおりです。

- ・ 公有地：55,895.679 m²（うち、史跡指定以前からの市有地 4,045.534 m²、公有化事業で取得した土地 51,850.145 m²）
- ・ 弘誓寺管理の墓地：2,413 m²

○墓地は指定後も寺が管理していくことから**公有化の対象から除外**され、史跡の適切な保存管理のため、**墓地の増設は行わない**ことになりました。

（６）管理団体

○昭和 33 年（1958）4 月 7 日付の文化財保護委員会告示第三十一号で、**名取市**（指定時は宮城県名取郡名取町）が、**文化庁長官から管理団体に指定**されました。

○以後、本史跡の保存管理等は名取市が行っています。

¹⁾ 昭和 50 年代ははじめ頃までの遺跡地図には「小塚北古墳」として掲載されていたが、現在は古墳ではないと考えられている。

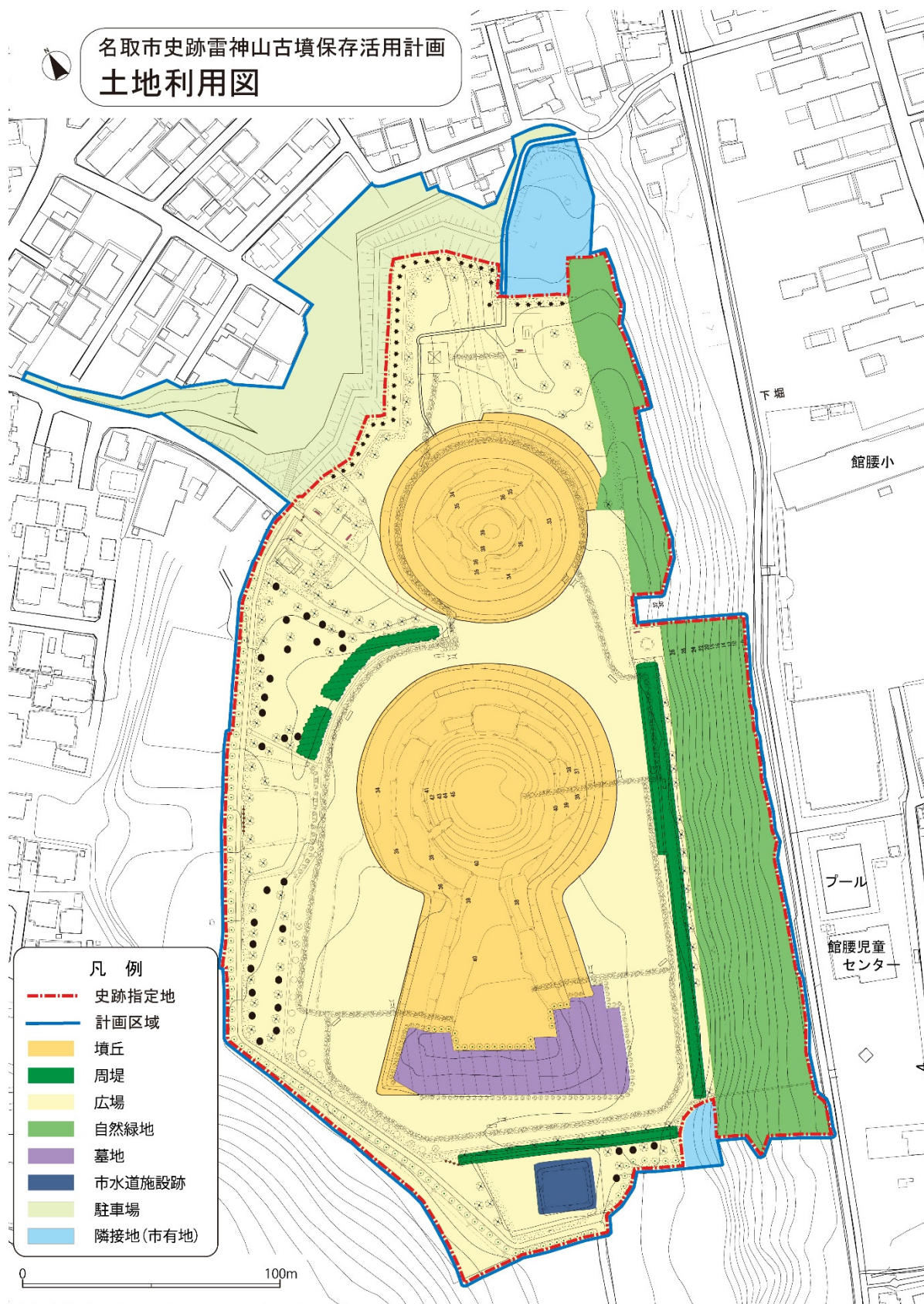


図 31 史跡指定地土地利用図

3. 指定後の状況

(1) 発掘調査成果

①調査の概要（昭和51・52年度）

- 管理団体である本市が、昭和51・52年度（1976・1977）の2ヵ年に発掘調査を実施しています。
- 学術的価値や現状と課題の把握や、環境整備事業計画策定の前提となる基礎資料を得ることを目的に実施しました。
- 雷神山古墳後円部の墳頂部中心点を基準に、史跡指定地全域に4m四方のグリットを設定し、トレンチ等による調査を実施しました。

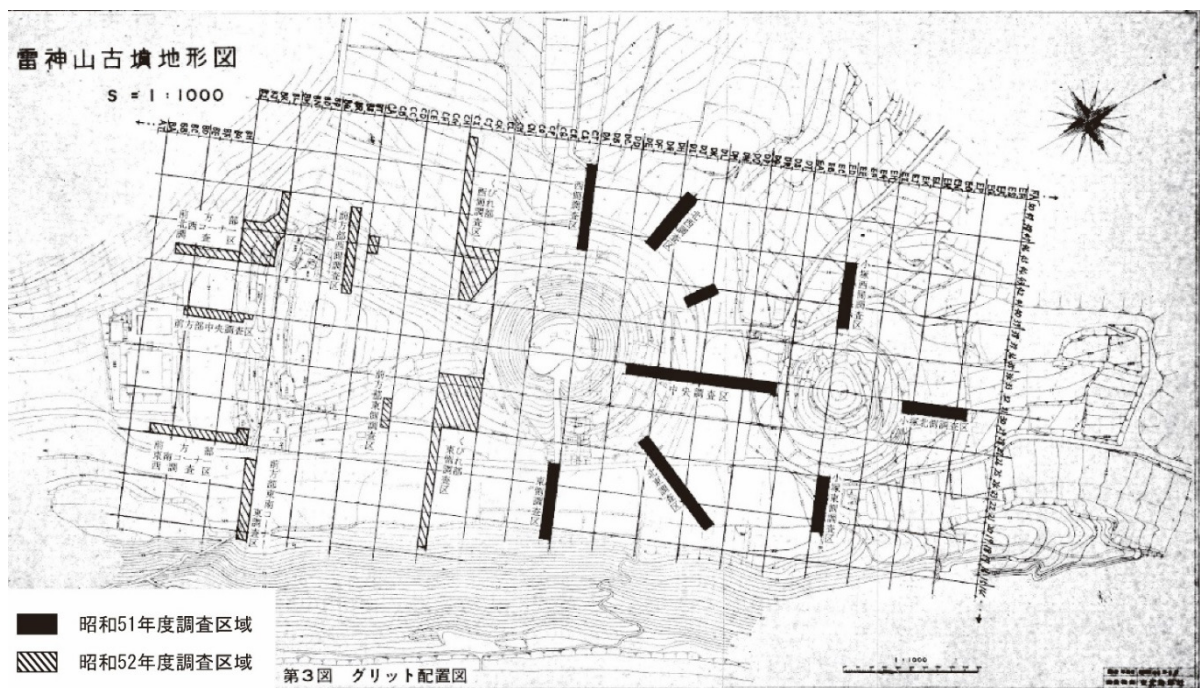


図 32 昭和51・52年度調査区域図

■昭和51年度調査のねらい

- 以下の目的で、雷神山古墳の後円部北半部と小塚古墳周辺の確認調査を行いました。
 - ・雷神山古墳と小塚古墳の周溝や周堤帯の確認
 - ・雷神山古墳と小塚古墳の新旧関係の確認
 - ・雷神山古墳後円部と小塚古墳の墳丘規模の確認
 - ・雷神山古墳東側にある堤防状のたかまり（堤防状遺構）の性格把握

■昭和52年度調査のねらい

- 以下の目的で、雷神山古墳の前方部周辺の確認調査を行いました。
 - ・墳丘の積土、墳丘裾線、墳丘構造の把握
 - ・葺石の状態、埴輪設置位置等の確認
 - ・墳丘と堤防状遺構及び、その間にある平坦部との関係確認

表2：昭和51・52年度の発掘調査概要

	昭和51年度	昭和52年度
調査期間	昭和51年(1976)12月1日～ 昭和52年(1977)3月23日	昭和52年(1977)9月12日～ 昭和52年(1977)11月16日
調査地点 (図32)	雷神山古墳後円部北半から小塚古 墳まわりの9か所	雷神山古墳のくびれ部から前方部ま わりの7か所
調査面積	約1,040 m ²	約1,800 m ²
現地説明会	昭和52年(1977)3月19日	昭和52年(1977)10月22日

②主な調査成果

■出土品について

- 壺形埴輪、土師器の器台、底部穿孔壺形土器等の破片資料が少量出土しました。
- 壺形埴輪が墳丘上に巡らされていたことや、墳丘上で底部穿孔壺形土器や器台を使用した祭事が行われていた可能性が考えられます。
- 本史跡の築造年代（古墳時代前期）や祭祀の様子を知る貴重な資料が得られました。
- 平成2年（1990）3月31日に出土品12点が市の有形文化財指定。一部は資料館で展示・公開されています。



写真16 雷神山古墳出土遺物（左：底部穿孔壺形土器、右：壺形埴輪）

■史跡の基本的な事項について

- 雷神山古墳は、全長 168m の東北最大の前方後円墳で、陪塚と考えられる小塚古墳は、直径 54m の東北最大クラスの円墳であることが分かりました。
- 両古墳とも丘陵上部の地形を活かした三段築成の古墳で、雷神山古墳の方には埴輪が伴うことが分かりました。
- 雷神山古墳では、墳丘の東側・南側のエリアで周溝や幅 3 m 前後の周堤状遺構が確認されたほか、北西側で周堤状の痕跡が確認されました。
- 小塚古墳では、墳丘を全周する周溝と周堤帯が確認されました。
- 築造時期は、現在は古墳時代前期の 4 世紀後半と考えられています。²⁾

表 3：本史跡の基本情報

	雷神山古墳		小塚古墳
	後円部	前方部	
墳 形	前方後円墳		円墳
全長・径	168m		54m
軸線の傾き	N— 37° — E		—
径・長さ	96m	72m	—
高 さ	12m	6 m	6.5m
幅	—	96m	—
葺 石	伴う（拳大の川原石）	伴う（拳大の川原石）	伴わない
段 築	三段築成（一段目は地山削り出し）	三段築成（一段目は地山削り出し）	三段築成（一段目は地山削り出し）
周 溝	古墳の東側・南側（地形が高いエリア）では、墳丘一段目を削り出したことにより、周堤状遺構との間が周溝状を呈することを確認／底面は平坦な状態		幅 9 m の周溝が全周
周 堤	墳丘の東側・南側で確認したほか、北西側の一部で痕跡を確認／地山削り出し／東側では小塚古墳の方へ直線的に延びる／墓域を区画するものの可能性がある		周溝の外縁で確認／基底部の幅約 5.6m あり
出土遺物	全調査区で壺形埴輪が出土したほか、東側くびれ部で底部穿孔壺形土器や器台が出土		墳丘表土や周溝確認面から壺形埴輪片が出土
その他	・小塚古墳は雷神山古墳の中軸線の延長上から 3.5m 東に造られている ・雷神山古墳と小塚古墳は直接的な遺構の重複がなく新旧は確認できていない ・主体部や墳丘三段目は未調査		

²⁾ 調査前では築造年代は 5 世紀中頃と考えられており、この時の調査成果から 5 世紀前半頃まで遡るとされたが、その後の研究成果等を踏まえ、現在では 4 世紀後半のいずれかの時期と考えられている。

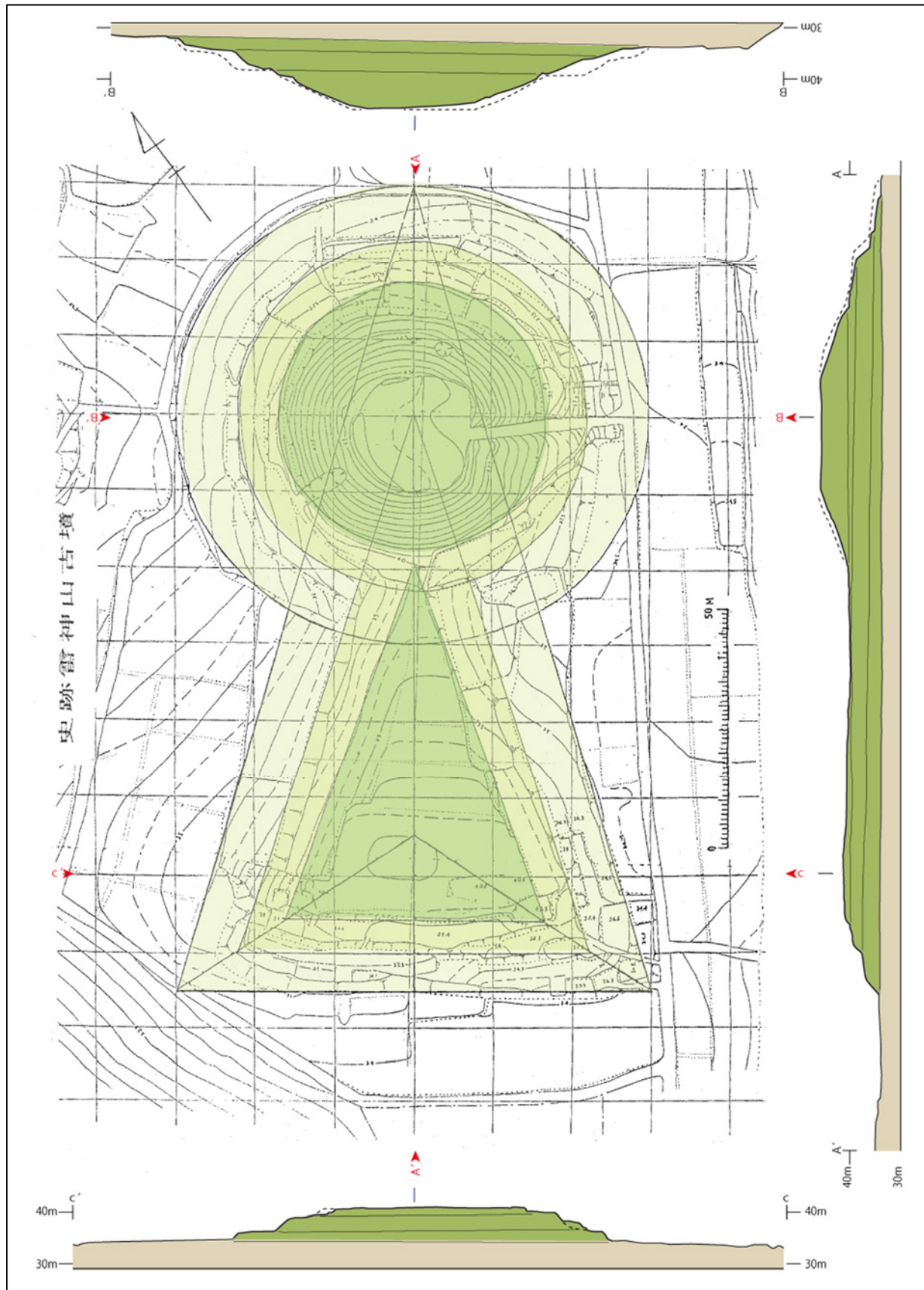


図 33 雷神山古墳復元企画想定図

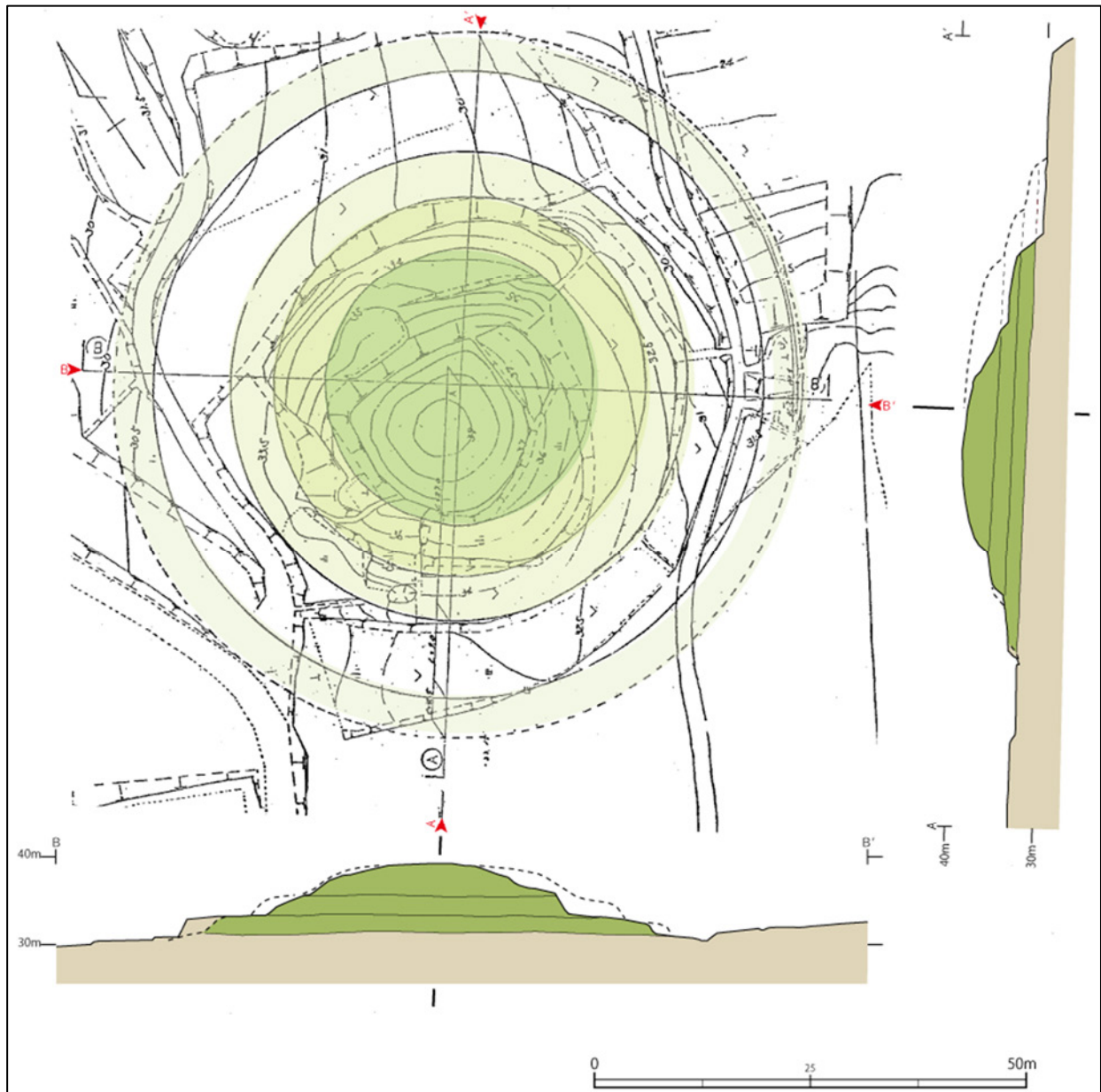


図 34 小塚古墳復元企画想定図

③調査研究の成果に基づく雷神山古墳の評価

■東北最大の規模（全長 168m）

○昭和 51・52 年度(1976・1977)の調査により、**全長 168m の東北最大の古墳**であることが明らかになりました。

○雷神山古墳(168m)は、東北地方の古墳時代前期の全長 100m を超える大型前方後円墳のなかでも、**突出した規模**を誇ります。

- ・ 亀ヶ森古墳（福島県会津坂下町／127m） 大塚山古墳（福島県会津若松市／114m）
玉山古墳（福島県いわき市／112m） 遠見塚古墳（宮城県仙台市 110m）

○古墳時代前期の中で比較した場合、**東日本でも最大級の古墳**であり、被葬者は東北地方で最有力、東日本のなかでも屈指の有力者であったと推測されます。

■古墳時代前期（4世紀後半頃）の築造

○昭和51・52年度(1976・1977)の調査後、築造時期は5世紀前半頃と考えられるようになりましたが、その後の出土土器や埴輪等の調査研究等により、現在では**古墳時代前期にあたる4世紀後半頃の築造**と考えられています。

- ・丹羽茂「今熊野遺跡 一本杉遺跡 馬越石塚」『宮城県文化財調査報告書104集』1985
- ・進藤秋輝「雷神山古墳」文化庁文化財保護部史跡研究会監修 編『図説 日本の史跡 第2巻 原始2』1991
- ・氏家和典「雷神山古墳の問題」『郷土なとり10周年記念号』1995
- ・辻秀人「古墳時代社会の成立」『仙台市史 通史編2 古代中世』仙台市史編さん委員会 2000

■古墳づくりを支えた高い技術力と経済基盤を示す

○整然とした企画性を有する巨大な前方後円墳であり、築造を可能にする高い技術力、労働力や経済的な基盤が築造の背景にあったことが伺えます。

○権力の基盤は高舘丘陵、愛島丘陵、東に広がる名取平野を中心とするもので、これらの場所では、大規模な古墳づくり等を支えた集落や墳墓等が多く発見されています。

- ・今熊野遺跡、西野田遺跡、野田山遺跡、十三塚遺跡等

■大和政権の北端を担った東北最大の勢力の首長墓

○東北最大の前方後円墳であり、当時の大和政権との密接な関係性等を示しています。

○約1.2km北側の愛島丘陵上にある史跡飯野坂古墳群（前方後方墳5基と方墳2基）は、東北地方で最古段階の4世紀初め頃から連綿と築造された代々の首長墓です。

○本史跡と史跡飯野坂古墳群は、同じ名取平野や愛島丘陵等を基盤とする初期の**大和政権の北端を担った東北最大の勢力の首長墓**であり、一連の系譜であると推測されます。



写真 17 雷神山古墳と飯野坂古墳群（写真上が東）

(2) 指定後の公有化・整備の経緯

表4：史跡指定後の公有化・整備の流れ

年	経緯
昭和46年度(1971)～50年度(1975)	51,850.145 m ² の土地公有化を完了
昭和51年度(1976)・52年度(1977)	環境整備の基礎資料を得るため、古墳の周溝、周堤、及び墳麓線の確認調査を実施
昭和53年度(1978)	保存管理計画
昭和55年度(1980)	整備計画書の作成、基本設計
昭和56年度(1981)	第Ⅰ期7ヶ年計画の保存整備工事着工
昭和61年度(1986)・62年度(1987)	集中豪雨で東側斜面の一部崩落・復旧工事
昭和63年度(1988)	保存修理工事完了

(3) 保存整備計画の基本構想

○第Ⅰ期7ヶ年計画の基本構想では、史跡公園について理解してもらうことや、遺跡の保存整備管理活用の転機になることを考慮し、以下の事項を掲げました。

- ・古墳の墳丘及び主体部の調査は将来の課題とし、墳丘部は削平の著しいところの部分的な修理にとどめ、古墳を囲むまわりの歴史的な環境の醸成を図ること
- ・歴史資料としての雷神山古墳の調査研究と保存の促進を図ること
- ・古墳の保存活用上の施設の整備を図ること
- ・地域住民の生活との調和を図ること
- ・本史跡を市民はもとより多くの人々に親しまれ活用される史跡公園として整備を図ること

(4) 具体的な保存整備計画

第Ⅰ期計画では、雷神山古墳の後円部東部からくびれ部の削平部分と前方部の西側墳丘一段目の修理、墳丘部の雑物撤去等の整備、小塚古墳の周溝及び周堤帯等の整備を行うこととしました。

①雷神山古墳

- ・後円部墳頂の旧説明板台座の撤去
- ・後円部に植栽されているマツ、サクラ、ツツジ等の間引き等の全面的な整理
- ・後円部東側の墳丘一段目付近の馬頭観音と石段の撤去移設
- ・後円部東側の墳丘一段目付近に昭和46年度(1971)に設置した説明碑移設
- ・前方部東側の旧遺体安置所の建物の撤去

②小塚古墳

- ・墳頂付近の雑木の一部間引き
- ・墳丘南側の旧残池跡の埋め戻し

③周堤

- ・雷神山古墳の東側等にある堤防状遺構は、地形的にみて古墳造営の際に兆域の東側を区画したものと考えられるため、現状を活かして整備

④墳丘・周溝・周堤以外の史跡指定地

- ・史跡指定地東側の斜面は、遠くからも古墳全体を仰ぎ見ることができるように、上部のスギを一部間引きし「史跡雷神山古墳」の野立看板を設置
- ・史跡指定地北西から西南端の境界沿いへの、背丈が高くならない常緑樹の植栽
- ・史跡指定地を一周し、古墳が色々な角度から観察できるような、宮城県の特産石である稲井石を使用した飛石園路の整備
- ・史跡指定地内の西側から南側に設置されていた電柱及び電話線の全撤去
- ・史跡指定地内の南側に建つ市の旧浄水場の建物の撤去
- ・地形にも関係するが、史跡指定地への入口は、北西側を正面入口とし、ほかに館腰からの東側と南側の3か所とすること

⑤保存整備に伴う管理施設

- ・正面入口へ碎石敷きの広場の設置及び、整備全体図、説明板、トイレ、水飲み場等の施設整備
- ・東側入口への碎石敷きの広場設置及び、説明碑や注意板の設置。南側入口への古墳の標示石柱と説明板の設置
- ・史跡公園内における、順路案内の順路標示石と古墳の名称碑の設置
- ・史跡指定地北側の広場への休憩施設である四阿の設置
- ・史跡公園北側の境界沿いへの危険防止の擬木柵設置
- ・周辺への雨水処理を十分考慮した史跡公園内の排水施設整備



写真 18 計画に沿って行われた第Ⅰ期整備

(5) 第Ⅰ期整備の概要

①史跡全体に関わる整備内容等

■実施主体等

- ・事業主体：名取市教育委員会 ※主管課：社会教育課（現 文化・スポーツ課）文化財係
- ・事業内容：文化財保護審議会の諮問・答申を経た計画内容に基づく事業
- ・技術指導：文化庁、宮城県教育委員会
- ・事業期間：昭和56年（1981）10月5日～昭和63年（1988）3月31日
- ・実施方法：工事設計は委託業務、工事監理は本市工事担当課

表5：年次別第Ⅰ期整備内容（7ヶ年計画）

年度	内容
昭和56年度 (1981)	整地工事、園路工事（入口・外周） 排水工事（側溝・集水桝）、修景工事（張芝・種子吹付・生垣）
昭和57年度 (1982)	整地工事、園路工事（外周路） 排水工事（側溝・集水桝）、修景工事（張芝・植栽等）
昭和58年度 (1983)	整地工事、園路工事（飛石・階段） 排水工事（側溝・集水桝）、修景工事（張芝・種子吹付・生垣・植栽）
昭和59年度 (1984)	整地工事、園路工事（飛石・階段・待避所） 排水工事（側溝・集水桝）、修景工事（張芝・種子吹付・生垣等）
昭和60年度 (1985)	整地工事、園路工事（飛石・階段） 排水工事（側溝）、修景工事（張芝・種子吹付）
昭和61年度 (1986)	整地工事、園路工事（飛石・階段・待避所） 排水工事（側溝・集水桝）、修景工事（種子吹付・移植）
昭和62年度 (1987)	整地工事、園路工事（表層）、修景工事（植栽）

■施工の方針・概要

- 墳丘はできる限り現状保存に努め、削平の著しい箇所も部分修理にとどめました。
- 墳丘周囲の環境整備を行い、史跡指定地全体を一巡してどの方向からも古墳を観察できるよう整備しました。
- 昭和31年（1956）建立の標示石柱がある北西側の正面入口と、東側、南側の計3か所に入口を設けました。
- 正面入口付近に説明板・整備全体図、水飲み場、トイレ等を集合させ、墳丘に近い部分の配管埋設等の掘削をできるだけ避けて施工しました。

■園路工事の概要

- 入口、外周、園内に園路を整備しました。
- 園内は宮城県の特産石である稲井石を使用した飛石園路とし、配列は庭園の造景手法である「七五三打ち」で設置しました。
- 入口・外周園路は昭和 62 年（1987）にカラー舗装で整備しました。

■排水工事の概要

- 史跡公園が周辺の住宅地より高いところに位置するため、雨水処理に十分配慮しながら史跡指定地境界沿に排水溝を設置しました。

■修景・植栽の概要

- 墳丘の修理部分及び周堤並びに広場は芝張りで、古墳のまわりは種子（ベントグラス・ハイランド）吹付としました。
- 植栽は、古墳からできるだけ離れた史跡指定地境界近くの南側から北側にかけて、サクラ、ツバキ、サンゴジュ、サツキ、ヒバ等をブロックごとに組み合わせました。

② 雷神山古墳の墳丘部の部分修理

- 墳丘部の削平の著しい箇所（前方部西側と後円部東側から北側）の部分修理は、前述の試掘調査資料を基に作成した図 33 の復元企画想定図を吟味しながら墳麓線を決定し設計を行いました。
- 復元部と現状保存部の接続は、極端に互い違いにならないよう調整斜度に抑えました。

③ 小塚古墳の周溝・周堤帯修理

- 確認調査資料の分析に基づいて図 34 の復元企画想定図を作成し、墳丘部、周溝、周堤帯の比率を基に、墳丘の直径、周溝幅、周堤帯幅の数値を算定し設計を行いました。

④ 雷神山古墳の周溝・周堤帯の修理

- 史跡指定地の東側と南側に残存する堤防状遺構は、その形状に即し、雷神山古墳前方部西側に広がる一段高いテラス状になった平坦部も現状に沿って整備しました。



写真 19 第Ⅰ期整備後（昭和 60 年代後半頃）の様子

⑤ 説明板等

○説明板は、史跡公園の入口 3 か所にそれぞれ設置しました。

- ・ 正面入口のものは、外枠がステンレス製でアクリル板に説明文と写真を焼付けたもの。整備全体図は外枠が擬木製
- ・ 南側入口のものは、外枠が擬木で説明文のプレートはアルミ板
- ・ 東側入口のものは、昭和 47 年（1972）に雷神山古墳の後円部に設置していた石造の説明碑を移設

○注意板は、正面入口と東側入口に設置しました。

⑥ 名称碑・順路標示石

○名称碑は雷神山古墳に 5 か所、小塚古墳に 3 か所、周堤に 1 か所設置し、順路標示石は計 9 か所に設置しました。

○宮城県内の大倉石や大内石（青石）の自然石を使用し刻名標示部のみ磨いています。

⑦ トイレ

○木造モルタル造の平屋建てで屋根は切妻瓦葺で、規模は2間×4間（3.64m×7.28m＝26.49㎡、8坪）です。便槽は汲み取り方式を採用しています。

⑧ 水飲み場

○人造石カラーモルタル造りで、高さ0.8m、蛇口が2か所に付いたものとししました。

⑨ 四阿^{あずまや}

○小塚古墳北側の園路脇の見晴らしの良い場所に、6.3m四方の木造屋根の休憩用の四阿と、RC製の円形テーブル及びテーブルを囲むベンチ4基を設置しました。

⑩ 野立看板

○雷神山古墳東側の斜面上部のスギ林を一部伐採し、遠方からでも史跡の位置が分かるよう「史跡雷神山古墳」の文字を個別に表示した野立看板を設置しました。

⑪ 擬木柵

○正面入口、駐車場法面部と史跡指定地境界部付近、南側入口付近に、危険防止や境界表示のためにRC製の擬木柵を設置しました。

⑫ 車止め

○正面入口と、雷神山古墳の後円部西側の凹地や前方部南側の外周囲路沿いに、RC製車止め（取り外し可能）を設置しました。

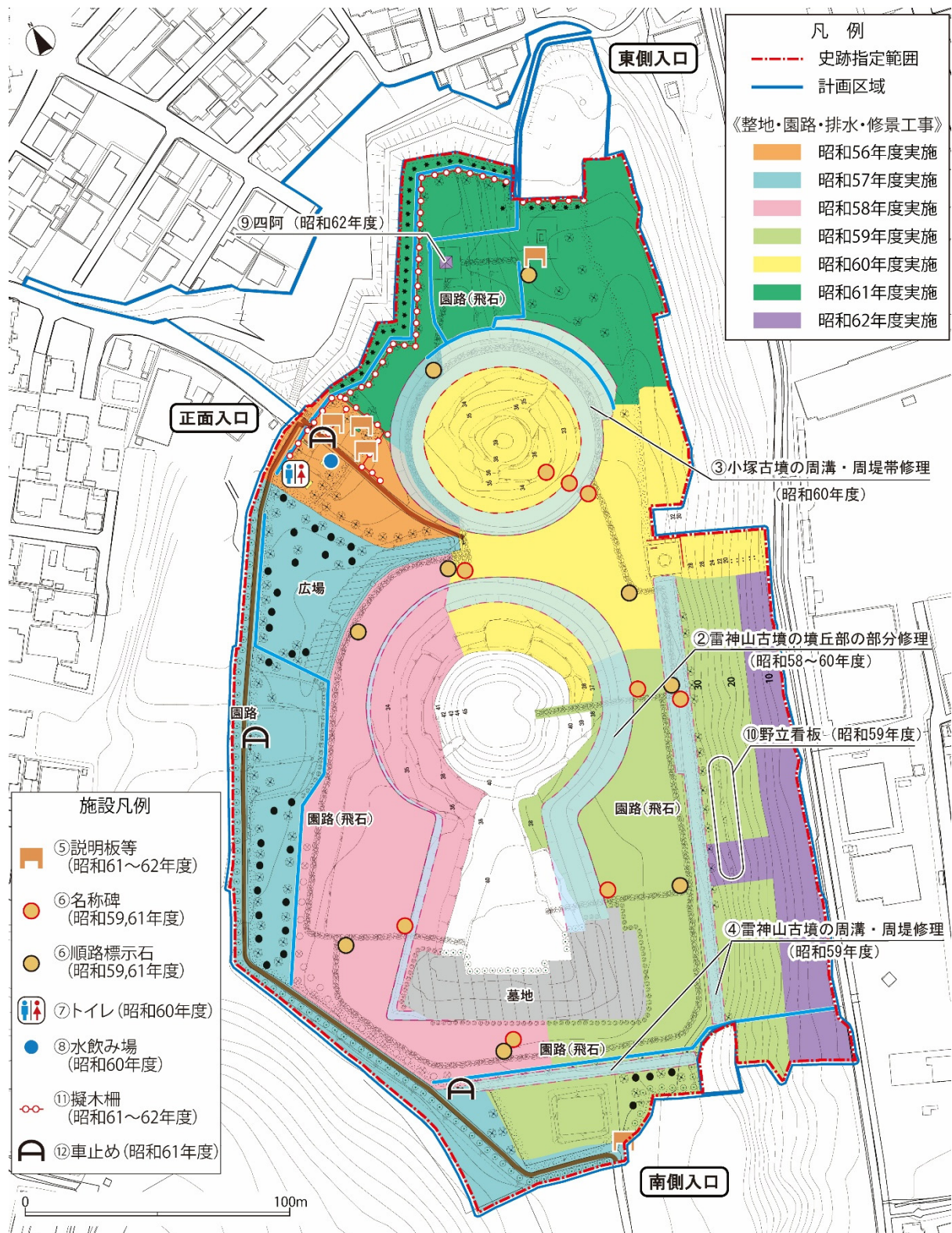


図 35 年次別第Ⅰ期整備区域図

(6) 第Ⅰ期整備後の整備等

- 昭和 62 年(1987)の第Ⅰ期整備終了後も、表 6 に示したとおり、必要に応じた部分的な整備・修繕等を行っています。
- ・平成 23 年度 (2011) に東日本大震災で陥没した雷神山古墳の墳頂部の旧等を実施
 - ・き損等の届出を行い、文化庁や宮城県と協議の上で、土嚢を充填し復旧
 - ・陥没理由は不明だが、後円部西側には、戦時中に何等かの目的で墳丘部が掘削された痕跡とも言われている上下方向の溝状の痕跡があり、陥没孔も墳頂中央付近から西側へ陥没しており関連する可能性もある
- その他、史跡指定地内の除草、植栽剪定、支障木や危険木の処理、小規模な修繕等の日常的な管理も行っています。

表 6：年次別第Ⅰ期整備後の整備等の内容

年度	内容
平成 4 年度 (1992)	駐車場整備 (大型 4 台・普通車 37 台)
平成 16 年度 (2004)	四阿屋根の撤去 (シロアリ被害による屋根撤去)
平成 17 年度 (2005)	外周園路西側の排水施設整備
平成 19 年度 (2007)	トイレ水洗化改修工事
平成 23 年度 (2011)	東日本大震災による墳丘部陥没の復旧、南側入口の倒壊標柱の撤去
	トイレ水栓修繕、水飲み場修繕
平成 25 年度 (2013)	正面入口説明板改修
平成 26 年度 (2014)	多目的トイレ修繕
平成 27 年度 (2015)	史跡指定地東側斜面及び小塚古墳墳丘部の樹木類の伐採・整理 (東斜面 1086 本、小塚古墳 46 本)
平成 28 年度 (2016)	東側斜面の野立看板の撤去、正面入口水飲み場・擬木柵・擬木階段の更新及びベンチ設置 (3 基)、雷神山古墳東側のガイダンス・休憩施設の整備 (説明板・ベンチ・模擬柵・擬木階段設置)
令和 3 年度 (2021)	標柱の修繕、祠の修繕

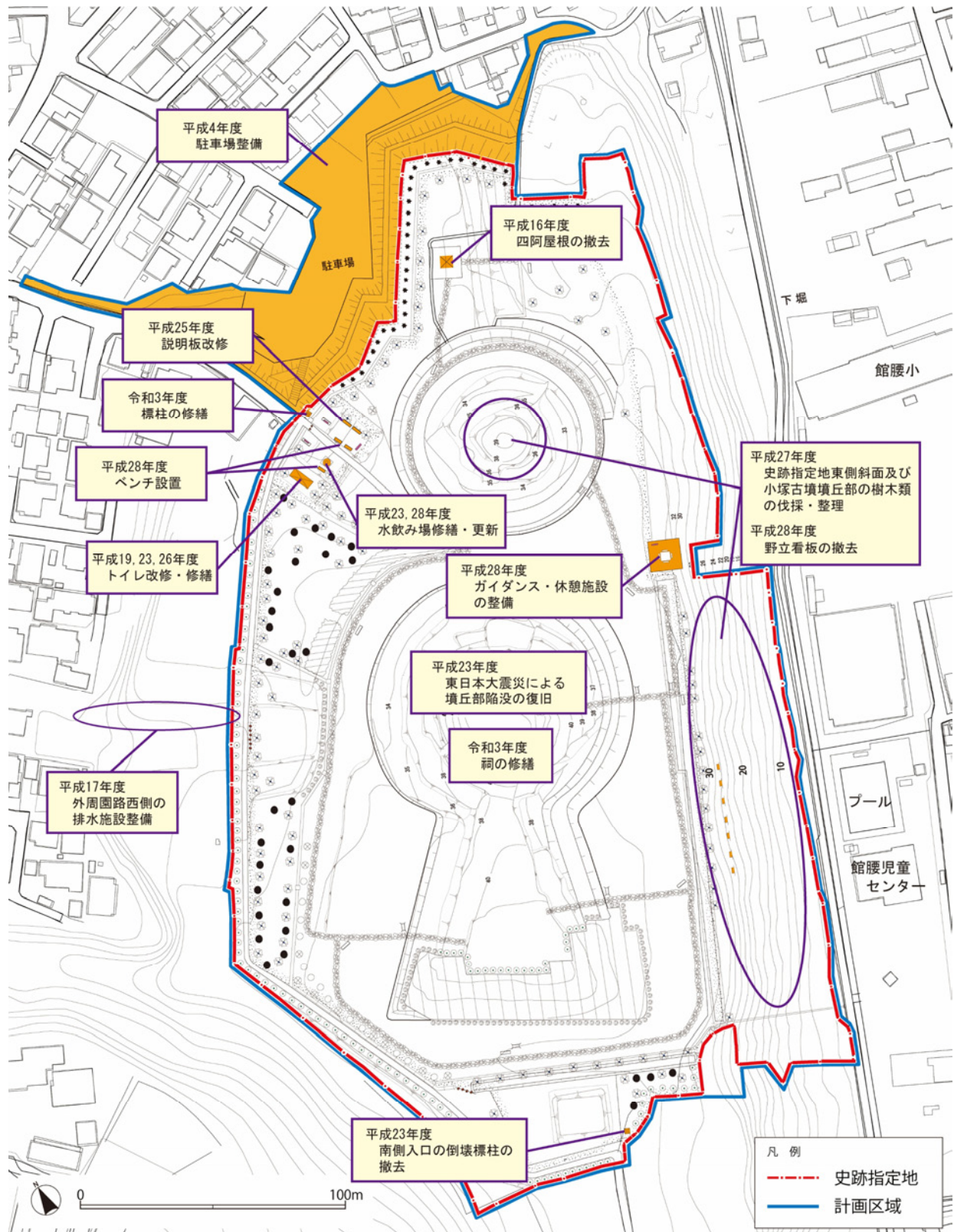


図 36 第Ⅰ期整備後の整備状況



写真 20 平成 28 年度（2016）の正面入口の整備



写真 21 平成 28 年度（2016）のガイダンス施設の整備

第4章 史跡雷神山古墳の本質的価値と構成要素

1. 史跡雷神山古墳の本質的価値

本計画では、本史跡が有する価値等を将来にわたり保存・活用し、共有していくために、保存・活用や、整備、体制についての基本的な考え方や方向性等を検討する必要があります。そこで、指定説明文及びこれまでの調査成果をもとに、本史跡が有する本質的価値を、次のように整理し、明示しておきます。

① 東北最大の前方後円墳で、当時は東日本でも最大級の大きさを誇る壮大な規模

古墳時代前期（4世紀頃）に愛島丘陵上に築造された、全長 168m の東北最大の前方後円墳で、東北では群を抜く存在感を示し、当時は東日本でも最大級の規模を誇った壮大な古墳です。被葬者は、その規模に見合う大きな力や影響力を持ち、仙台平野をはじめとする広い範囲を治めた首長であったことを示しており、**歴史的価値や希少価値**があります。

また、すぐ北側にある陪塚の小塚古墳も、直径約 54mの三段築成で築かれた円墳で、東北最大級の規模を持つものです。

② 東日本や東北の古墳時代を語る上で必要不可欠な史跡

代々の首長墓とされる全長 60～80m クラスの前方後方墳5基等が1か所にまとまる稀有な構成の史跡飯野坂古墳群をはじめ、多くの古墳や集落がある愛島丘陵の東端部に、規模が倍以上の前方後円墳の雷神山古墳が築かれ、その後、中期にも東北最大規模の名取大塚山古墳が同一丘陵上で場所を変え築造されており、古墳時代の歴史の流れや在り方を考える上で欠かせない史跡として、高い**歴史的・学術的な価値**があります。

③ 大和王権との政治的結び付きや名取の社会的な位置を示す史跡

本史跡は、古墳時代前期に、大和王権を象徴する前方後円墳を採用し、壺形埴輪等を用いた祭祀を行う等、東北地方における大和王権と強い結び付きを持った首長墓であることを示すとともに、そうした強大な力を持つ首長が名取の地を拠点としていたこと、ひいては当時の名取の地が、政治・文化・交通・経済等の様々な面で、東北地方の中で特に重要な位置を占める場所であったことを物語る貴重な史跡として、高い**歴史的・学術的な価値**があります。

④ 築造の目的や手法、形態、墓域等の在り方や高い土木技術等を示す史跡

本史跡は、名取平野を見下ろし背後に沢地が入り込んだ丘陵上の突端部に位置し、どの場所からも視界に入りやすい場所に築造した人工物で、築造目的の一端を示すとともに、全長 168m、後円部径 96m・高さ 12m、前方部長 72m・前端部幅 96m の企画性を有する巨大で立体的な構造物を造り出せる高い土木技術等の存在を裏付けるものです。また、三段築成の墳

丘や葺石、壺形埴輪の存在、周溝や墓域を区画する周堤、陪塚も確認されており、古墳時代前期の東北地方における古墳の在り方を今に伝える貴重な史跡として、高い**歴史的・学術的な価値**があります。

⑤ 約 1,700 年前の旧状を留めた歴史文化のシンボル

東北地方において、古墳時代前期の壮大な前方後円墳等が、約 1,700 年の年月を経た今でも旧状を留めている稀少なもので、市民の日常生活に溶け込み、その姿は心象に深く刻まれ、本市の歴史的シンボルとして受け継がれてきました。今後も重要な地域資源として、教育や学習活動、まちづくりや観光等の様々な面で活かせる史跡であり、高い**存在価値**や**利用価値**があります。



写真 22 壮大な規模の雷神山古墳

2. 史跡雷神山古墳の構成要素

前節で整理した本質的価値を基に、本史跡を構成する要素(以下、「構成要素」という。)を、「本史跡の本質的価値を構成する要素」と「本質的価値を構成する要素以外の要素」、「史跡指定地外の構成要素」の3つに区分しました。

このほか第1章で述べたとおり、一体的な視点に立ち、本史跡の保存・活用を検討する上で関係のある文化財や施設等を「関連する歴史文化資源等」とし、必要に応じて本計画内で扱います。

表7：構成要素等の区分

構成要素の分類		区分	構成要素
本質的価値を構成する要素	遺構	雷神山古墳・小塚古墳	墳丘（前方後円墳/円墳）、葺石 周溝、周堤（古墳築造に伴い改変した地形を含む）
	史跡の理解に有効な要素	地形・景観等	古墳まわりの地形や築造場所（古墳築造と無関係で既に改変されている場所は除く）、 古墳を望む景観等
本質的価値を構成する要素以外の要素	古墳以外の歴史的な要素	石碑等	民間信仰碑、墓碑、祠
	史跡の保存活用に有効な要素	保存・管理施設	境界標、擬木柵、車止め、排水施設
		公開・活用施設	標柱、名称碑、説明碑、順路標示石、説明板、整備全体図、注意板、広場、飛石の見学路・階段、園路、通路、植栽（周堤の遺構表現）
		便益施設	水飲み場、トイレ、自転車スタンド
		休養施設	四阿、ベンチ、テーブル
		植生	樹木類（園内）
	その他の要素	植生	樹木類（墳丘上）
		長期的取扱等を検討するもの	墓地、方形状盛土（旧水道施設）
史跡指定地外の構成要素	古墳以外の歴史的な要素	周知の埋蔵文化財包蔵地	館腰遺跡、植松城跡
		石碑等	戸田義雄歌碑
	史跡の保存活用に有効な要素	保存・管理施設	側溝、外灯、樹木類（駐車場植栽、駐車場法面植栽）、防火貯水槽
		公開・活用施設	案内板、注意板
		便益施設	駐車場
関連する歴史文化資源等	関連する施設	教育施設	資料館、東北歴史博物館、館腰公民館、名取が丘公民館
		その他の施設	通路、遊歩道
	関連する歴史文化資源	雷神山古墳・小塚古墳出土品	底部穿孔壺形土器、壺形埴輪、土師器器台
		周辺の遺跡	飯野坂古墳群、十三塚遺跡、宇賀崎古墳群、今熊野遺跡、名取大塚山古墳、野田山遺跡

本質的価値を構成する要素



墳丘（雷神山古墳）



墳丘（小塚古墳）



葺石（出土状況）



周溝



周堤



築造場所・地形・景観



雷神山古墳（左）と小塚古墳（右）

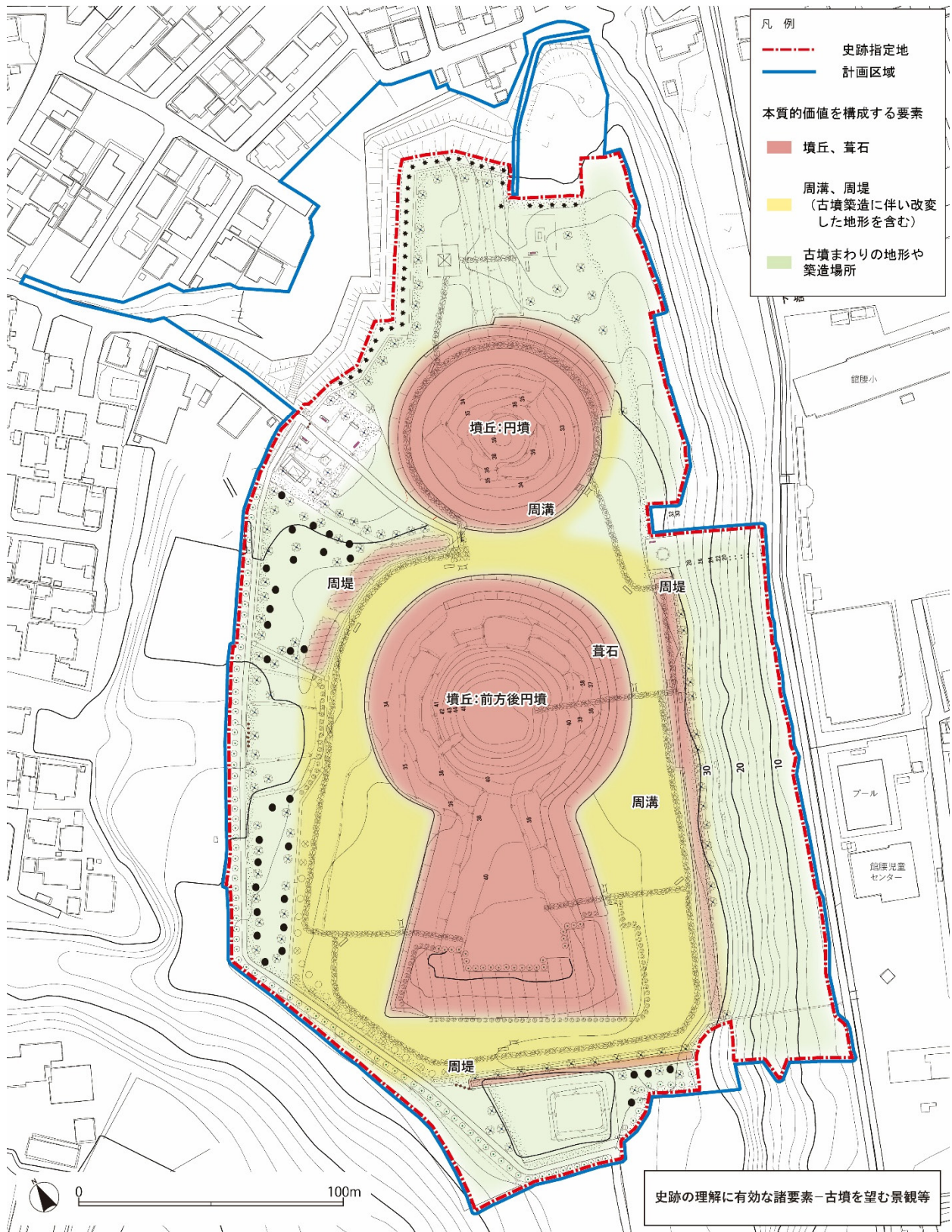


図 37 本質的価値を構成する要素位置図

本質的価値を構成する要素以外の要素 1

古墳以外の歴史的な要素



民間信仰碑・祠（雷神山古墳）



墓碑（小塚古墳）



墓碑（東側山林内）

史跡の保存活用に有効な要素 — 保存・管理施設 —



境界標



車止め



擬木柵



排水施設

本質的価値を構成する要素以外の要素2

史跡の保存活用に有効な要素 — 公開・活用施設 —



標柱



名称碑



順路標示石



説明碑



説明板



説明板



説明板



整備全体図

本質的価値を構成する要素以外の要素3

史跡の保存活用に有効な要素 — 公開・活用施設 —



注意板 1



注意板 2



広場



飛石の見学路



飛石の階段



園路



植栽（周堤の遺構表現）



通路（館腰遊歩道側）

本質的価値を構成する要素以外の要素4

史跡の保存活用に有効な要素 — 便益施設 —



水飲み場



トイレ



自転車スタンド

史跡の保存活用に有効な要素 — 休養施設 —



四阿



ベンチ



ベンチ・テーブル



ベンチ・テーブル

本質的価値を構成する要素以外の要素5

史跡の保存活用に有効な要素 — 植 生 —



樹木類（園内：小塚古墳北側）



樹木類（園内：正面入口）



樹木類（園内：外周園路）



樹木類（園内：雷神山古墳南側）

その他の要素



樹木類（墳丘上）



樹木類（墳丘上）



墓地



方形状盛土（旧水道施設）

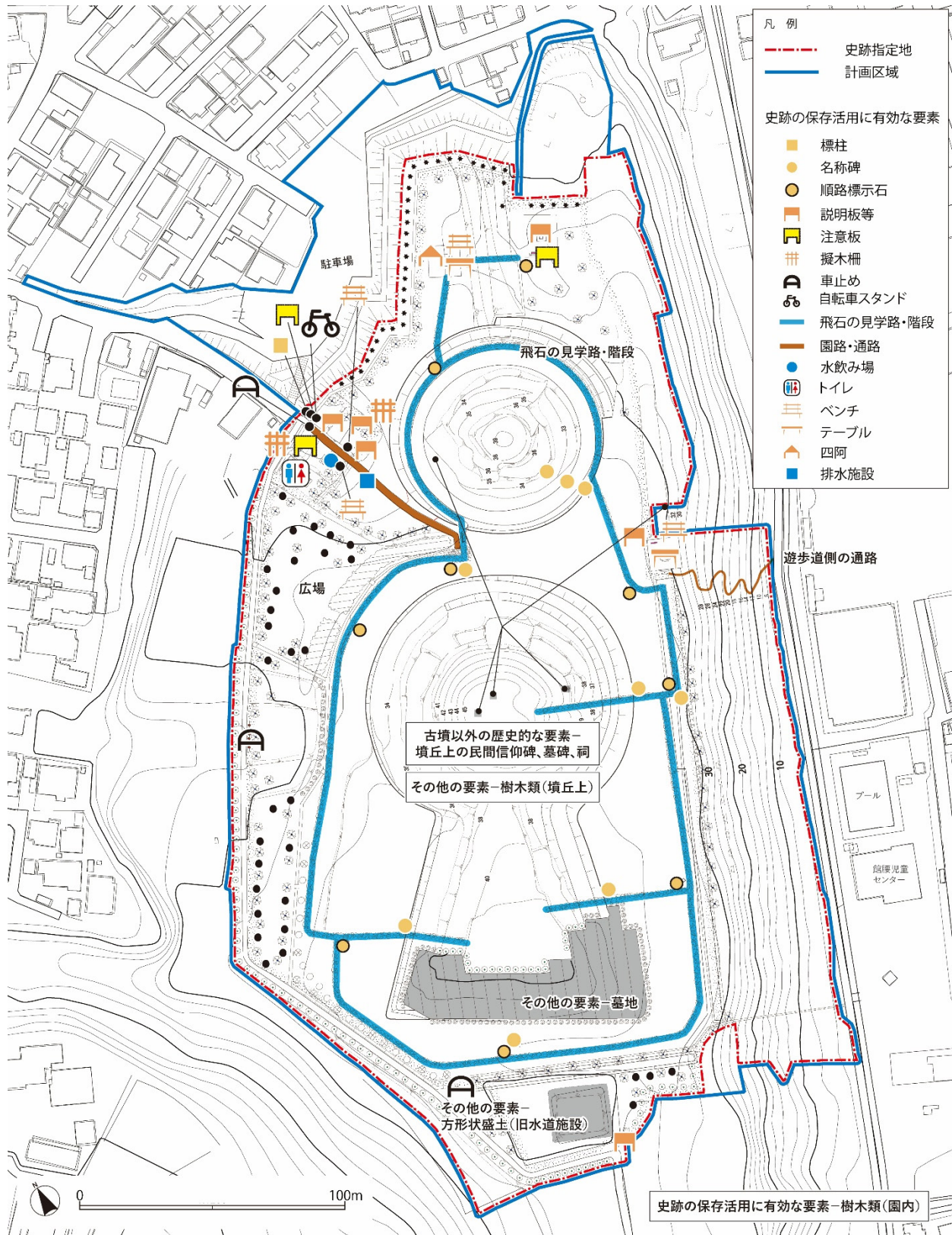


図 38 本質的価値を構成する要素以外の要素位置図

史跡指定地外の要素

古墳以外の歴史的な要素

館腰遺跡、植松城跡

※範囲は p22 図 22 を参照



戸田義雄歌碑

史跡の保存活用に有効な要素 — 保存・管理施設 —



側溝



外灯・駐車場植栽



駐車場法面植栽



防火貯水槽

史跡の保存活用に有効な要素 — 公開・活用施設 —



案内板・注意板

史跡の保存活用に有効な要素 — 便益施設 —



駐車場

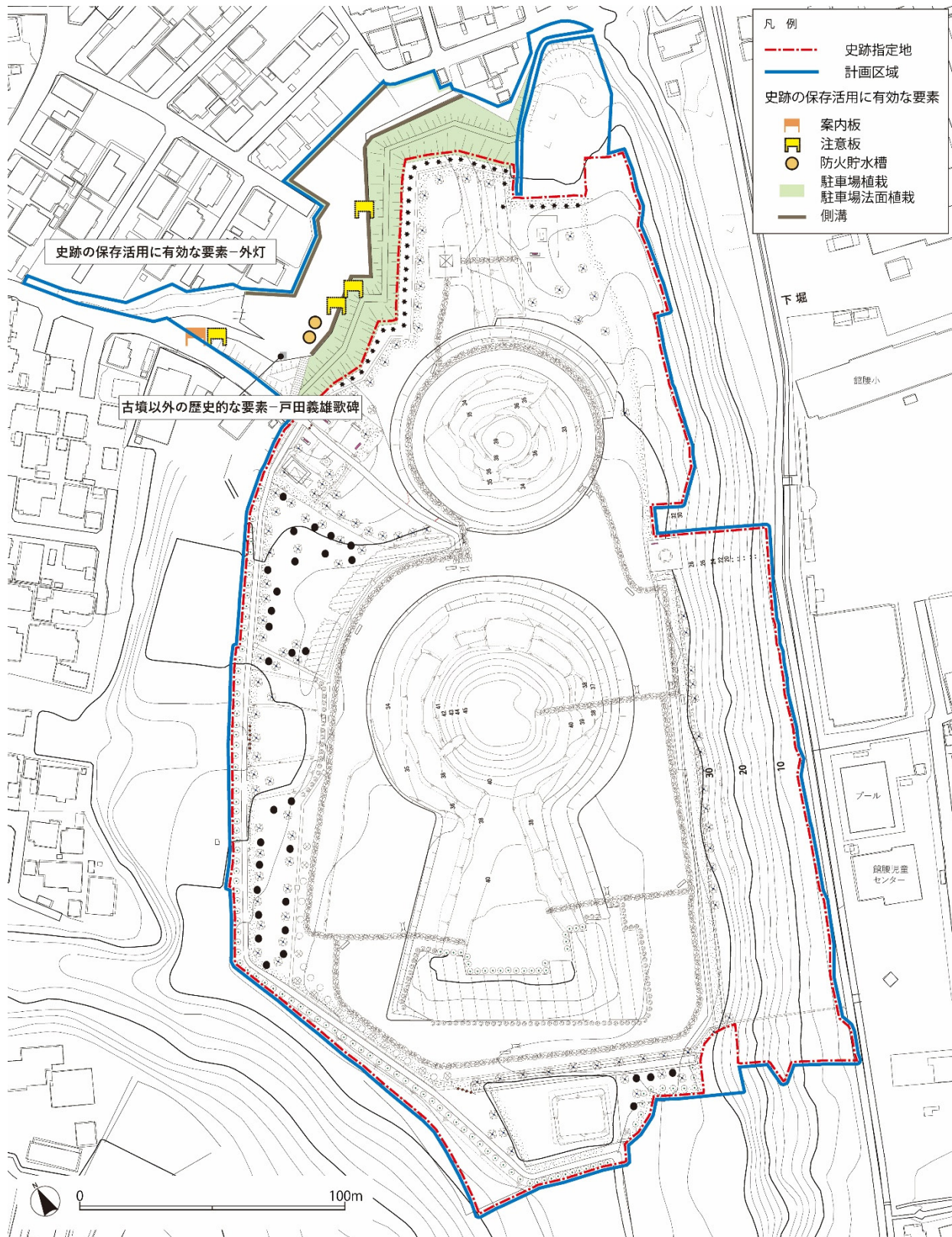


図 39 史跡指定地外の構成要素（史跡の保存活用に有効な要素）位置図

第5章 史跡雷神山古墳の現状・課題

1. 保存（保存管理）の現状と課題

○現 状

- ・ 墓地を除く公有化された史跡指定地等の保存管理を、名取市教育委員会が内規に基づき実施している
- ・ 除草や植栽剪定等の一部を委託し維持管理しているが、十分行き届いていない点がある

○課 題

- ・ 史跡指定地内における行為の取扱基準等を定め、本史跡の価値を確実に守る必要がある
- ・ 墳丘、施設、樹木類、防犯・防災リスク等の現状を正しく把握し、安心・安全で快適な環境保全に努める必要がある
- ・ 除草等の頻度や方法等を見直し、常時利用しやすい環境を維持管理していく必要がある

現状1 確実な本質的価値の保存・継承

- 墳丘等の動線外の場所に踏跡があり、樹木等により墳丘の全体像が把握できない。
- 遺構や地形等は内規に基づき管理しており緊急の問題はないが、樹木が繁茂し景観等を妨げている。
- 本史跡の価値等の内容が、保存、共有、更新できる状態になっていない。

課題1 確実な本質的価値の保存・継承

- ① 墳丘の損傷部は、拡大防止や定期観察、修繕等が必要である。また、歴史的景観を損なう支障木等を整理する必要がある。
- ② 現状変更等の取扱基準に基づく保存管理と緑の空間と調和のとれた歴史的景観を保全する必要がある。
- ③ 保存・活用すべき価値等の内容を記録し、共有、更新していく必要がある。

現状2 安全・安心・快適な環境の創出

- 史跡指定地の具体的な防犯・防災リスクや現状の把握ができていない。
- 樹木が繁茂し、暗く見通しが悪く、人が近寄りにくい環境になっており、倒木等の恐れもある。
- 緊急時も含め、随時の連絡や指示に従い必要な措置を行っている。
- パトロール等は実施しているが、施設毎の詳細な現状が把握できていない。
- 必要が生じた場合に、随時施設の修繕や更新を行っており計画性が乏しい。

課題2 安全・安心・快適な環境の創出

- ① 場所やエリア毎の具体的な防犯・防災リスクの事前把握や共有、定期的な現状の把握が必要である。
- ② 死角の場所や人の目が届かない場所の事前把握や危険木の除去等、防犯・防災リスクを減らす維持管理が必要である。
- ③ 緊急時の対応や関係先等を明確にし、共有する必要がある。
- ④ 管理点検表の作成や台帳化を行い、施設毎の詳細な現状を把握する必要がある。
- ⑤ パトロール実施や現状把握の結果に基づく、施設毎の修繕・更新の緊急性や優先度等の検討を行う必要がある。

現状3 緑豊かで明るい環境を保つ樹木管理

- 史跡指定地等の植栽の資料はあるが、内容が古く現状と合わない部分がある。
- 年3回の除草・剪定等を行っているが、樹木が繁茂し全体的に暗い雰囲気になっている。
- 墳丘上に倒木や陥没リスクのある高木や切株、歴史的な景観や古墳の全体像の把握を妨げている樹木がある。
- 年3回は除草・剪定等を委託し実施しているが、常時除草された状態を保てていない。

課題3 緑豊かで明るい環境を保つ樹木管理

- ① 史跡指定地等の植栽の樹種や場所毎の詳細な現状把握を行う必要がある。
- ② 詳細な現状把握の結果を踏まえ、効果、コスト、実施方法等を検討した管理計画が必要である。
- ③ 倒木や景観を損なうリスクの低減や、墳丘を傷めない切株等の除去や管理が必要である。
- ④ 常時除草された状態を維持するため、除草頻度や地域への協力を求める等の管理手法の検討が必要である。

現状4 本史跡の現状変更等に対する方針や基準の設定と共有

- 現在は内規に基づき保存管理を行っているが、詳細な判断基準がなく事案毎に対応を決めている。
- 史跡の現状変更手続きの内容や必要性が認知されておらず、適正な手続き等へ支障をきたす恐れがある。
- 雷神山古墳前方部の墓地内の管理は、管理者や利用者が行っている。

課題4 本史跡の現状変更等に対する方針や基準の設定と共有

- ① 現状変更等の取扱方針や基準を定めて共有し、これに基づいた保存管理を行う必要がある。
- ② 本史跡の現状変更等の内容や必要性の周知を図り、適切な手続きが行われるようにする必要がある。
- ③ 目隠し植栽の状態、墓地内への影響や管理状況の把握、長期的な移転も視野に入れた管理者等との協議等が必要である。



写真23 墳丘上の踏跡



写真24 雷神山古墳前方部の墓地

2. 活用の現状と課題

○現 状

- ・本史跡は「**史跡雷神山古墳公園**」として無料開放しており、近隣の幼児・児童の学習の場等にも活用されているが、多くは日常的な散歩や軽運動等の目的で利用
- ・名取市教育委員会や資料館では「なとり古墳ウォーキング」等のイベント、現地案内、講座・講演会の実施、ホームページ・パンフレット等により、本史跡や関連する古墳等の周知・活用に努めている(P70～71)

○課 題

- ・活用を継続的に推進するため、**本史跡や資料館を訪れる人や情報に接する人の数を増やし、本史跡の価値を知り実感してもらえよう**にすることが重要
- ・本史跡の価値や場所・アクセス方法等の**分かりやすい周知**
- ・本史跡の価値を実感できる**現地を活かした取組不足**
- ・**教育・学習活動**や、市内の主要な歴史文化資源・観光資源等との**一体的な活用機会の不足**の解消

現状1

現地や学校等における教育・学習活動への活用推進

- 資料館の訪問学習事業で本史跡を学ぶ機会を提供しているが、現地を訪れたことがない児童もいる。
- 近隣の幼稚園等の野外活動や小学校の授業、遠足等で利用されているが、機会が限られている。
- 現地での学習活動や学校と連携した学習活動の機会が少なく、出前授業の実績も限られている。
- 資料館を拠点に講座やイベント、現地案内等を年5回程度は行っているものの、名前は知っているが価値等の内容は知らない人も多い。

課題1

現地や学校等における教育・学習活動への活用推進

- ① 郷土学習や校外学習等の現地での活用機会や、学校等と連携した学習活動の機会を増やしていく必要がある。
- ② 学校等と行政側の双方の要望や条件、課題等を共有する必要がある。
- ③ 学習機会を増やし、学習意欲向上や、本史跡の価値等を理解し関心を寄せる人の幅を広げる必要がある。

現状2

価値やアクセス方法等の分かりやすい周知

- 主要な交差点等に案内表示がなく、高齢者や土地勘のない人には場所が分かりにくい。
- 本市や資料館のホームページ、パンフレット等で周知しているが、内容が難しく分かりにくい。
- 発信している情報の内容に古いものや不統一等が見られる他、多言語の情報や携帯端末を利用した現地での情報取得が難しい。
- 資料館の常設展示や企画展の他、名取駅東西自由通路や図書館での展示も行っているが、目新しい情報も少なく、歴史に関心がない人の目に触れる機会が限られている。

課題2

価値やアクセス方法等のわかりやすい周知

- ① 場所やアクセス等に関する情報提供方法の工夫が必要である。
- ② 本史跡や、関連する古墳等との一体的な価値や魅力の要点整理や、分かりやすい内容へのブラッシュアップが必要である。
- ③ 情報の更新や統一、携帯端末の利用による現地での情報取得を想定した情報発信が必要である。
- ④ 新たな視点や手法等を取り入れた展示や、不特定多数の人の目に触れる場所や方法の工夫が必要である。

現状3 活用のための調査・研究の推進

- 関連する古墳等との一体的価値や、公園等への利用価値の把握や検討が不足している。
- 本史跡の本質的価値に関する新たな情報や知見が増えていない。
- 本史跡等に関する学術的なレベルでの調査・研究の機会が不足している。

課題3 活用のための調査・研究の推進

- ① 関連する古墳等との一体的な価値や、公園等としての利用価値に関する調査・研究を進める必要がある。
- ② 本史跡の本質的価値に関する、新たな価値や知見を増やす方法を検討する必要がある。
- ③ 市史編さん事業や調査研究機関等との連携による、学術的根拠に基づく本史跡の価値等の明確化が必要である。

現状4 観光・まちづくりへの活用

- 本市のホームページやパンフレット等で本史跡を紹介しているが、観光資源としての認知度は低い。
- 本史跡をコースに入れた周遊イベントを行っているが、観光スポットは含んでいない。
- 観光スポット等を含んだ周遊コースがなく、案内できるガイドも育成途中である。
- 学習や憩いの場として活用されているが、貴重な地域資源としての認知度が低い。

課題4 観光・まちづくりへの活用

- ① 観光パンフレット等を活用し、観光資源としての利用価値についてもPRし、認知度を高める必要がある。
- ② 他の歴史文化資源や観光資源との一体的な活用による観光のきっかけづくりや認知度の向上が必要である。
- ③ 他の歴史文化資源や観光スポット等を含む周遊コースづくりや案内ガイド育成が必要である。
- ④ 柔軟な視点に立った現地イベントの実施等による地域資源としての認知度の向上が必要である。
- ⑤ 幅広い年齢層の市民等が参加する現地イベント等を開催し、地域資源としての価値を高める必要がある。

現状5 他の歴史文化資源等との一体的な活用

- 「地域計画」で設定した「テーマ2」や「縄文・古墳のくらし保存活用区域」の認知度が低い。
- 歴史に関心がない人も参加可能な、関連する古墳等との一体的な活用事例が少ない。

課題5 他の歴史文化資源等との一体的な活用

- ① 「テーマ2」や「保存活用区域内」の古墳等の価値や内容を分かりやすくPRし、認知度を高める必要がある。
- ② 活用の事例紹介やモデルコース作成、多様な人が参加できる一体的な活用につながるソフト事業を実施する必要がある。

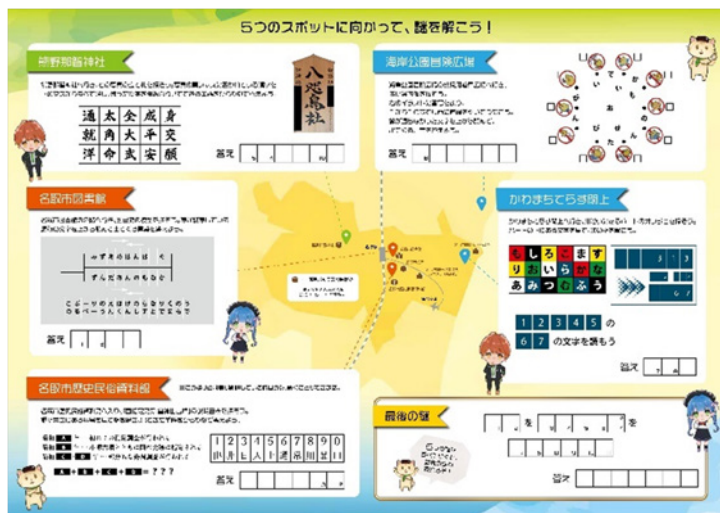


写真 25 なとり謎解き時間旅行



写真 26 名取市ホームページ



写真 27 雷神山古墳パンフレット



写真 28 講演会



写真 29 なとりこどもファンド事業



写真 30 訪問学習



写真 31 市内歴史スポットめぐり

名取市歴史民俗資料館

○資料館は³⁾歴史文化の保存や活用、触れる機会の提供等を行う拠点施設で、本史跡のことも詳しく知ることができます。

○資料館には考古の展示室等の4つの建物や、古墳ふれあいひろば等があります。

○資料館では「市内歴史スポットめぐり」等のイベント、企画展（例：「なとりの王が教える名取の古墳」）、まが玉づくり体験等の体験事業を定期的実施しています。

○古墳文化に関連する内容は、資料館の考古の展示室におけるメインの展示テーマでもあり、**保存・活用の拠点施設である資料館と、現地での活用の取組の両方を推進**していく必要があります。



写真 32 常設展示①



写真 33 常設展示②



写真 34 古墳ふれあいひろば



写真 35 資料館パンフレット

³⁾ 開館時間：午前9時から午後5時まで 休館日：月曜日（祝日の場合はその翌平日）、年末年始（12/29～1/3）

3. 整備の現状と課題

○現 状

- ・昭和56年（1981）から昭和63年（1988）の第Ⅰ期7ヶ年計画で史跡公園として整備
- ・令和8年（2026）3月現在で整備から38年が経過し、墳丘上に踏跡や積土の露出等が見られ、境界標、車止め、排水施設等の**保存・管理施設にも傷み等**が見受けられる

○課 題

史跡の価値を守るための整備（保存・管理施設の課題）

- ・墳丘損傷の拡大防止の経過観察と、必要に応じた修復・復元整備の実施
- ・必要な保存・管理施設の更新
- ・雷神山古墳前方部の**墓地の将来的な移転整備**

史跡の価値を活かすための整備（活用施設の課題）

- ・本史跡へのスムーズなルート案内表示の整備
- ・墳丘及び園内の計画的な支障木等の整理と花木植栽等による**明るい環境創出の整備**
- ・分かりやすい内容や手法等を用いた**説明板・注意板の整備**
- ・園路の飛石階段や手すり、擬木柵の更新や側溝蓋の設置等の**安全確保のための整備**
- ・保存活用に有効な施設の**修繕や更新**

※上記の整備は、「**史跡の本質的価値の確実な保存・継承**」に影響を及ぼさないように配慮する必要があります。

現状1

現状把握に基づく遺構等の補修・更新や築造時の景観イメージ保全

- 築造時の姿ではないものの、墳丘の形は部分的に復元・維持している。しかし、一部に踏跡や土が露出した部分がある。
- 雷神山古墳は形が一部復元されて分かりやすいが、小塚古墳は形が分かりにくい。
- 史跡指定地内の車止めが劣化しているほか、駐車場に現在使用していない外灯がある。

課題1

現状把握に基づく遺構等の・更新や築造時の景観イメージ保全

- ① 墳丘の傷みの現状把握や定期的な経過観察、拡大防止を図る必要がある。
- ② 築造時の本来の古墳や史跡の姿を現地でも体感できるようにする必要がある。
- ③ 個々の施設毎の詳細な現状把握、必要性を踏まえた更新が必要である。

現状2

スムーズなアクセスのためのサイン整備

- 本史跡へのルート案内や誘導のための案内板等が少なく、場所が分かりにくい。
- 史跡指定地内の既存の案内板等は、景観への配慮をしているがデザインの統一感は弱い。
- 本史跡へのアクセス路は複数あるが、正面入口以外の利用は限られており形骸化している。

課題2

スムーズなアクセスのためのサイン整備

- ① 近隣の主要交差点等に、分かりやすく見やすい案内板を設置する等の、スムーズなアクセスを確保する必要がある。
- ② 統一感のあるデザインの採用や景観への配慮が必要である。
- ③ 東側・南側・遊歩道側入口の活用や、安全性やコスト等を踏まえた同入口へのルート整備の検討が必要である。

現状3 明るい環境を創出する計画的な樹木等の整理

- 具体的な樹木類の管理計画等がなく、第Ⅰ期整備後から必要に応じ整備しているが、史跡指定地内等の広範囲に樹木類が繁茂し悪影響が出ている。
- 史跡指定地内の広範囲に樹木が繁茂し、遺構等の保存上のリスクや、快適な緑の空間や歴史的景観を損ねる要因になっている。
- 史跡指定地内の繁茂した樹木は歴史的景観等の妨げになっているが、緑豊かな憩いの場や桜の花見の穴場スポットになる等の効果もある。

課題3 明るい環境を創出する計画的な樹木等の整理

- ① 優先順位や実施時期、遺構等への影響が少ない伐採や修景の手法、期間、コスト等を検討し、具体的な樹木管理計画を作成する必要がある。
- ② 支障木等の整理による遺構等の保存上のリスク低減や、花木植栽等による明るい環境改善へ向けた修景整備の計画的な実施が必要である。
- ③ 緑や日陰の確保といった配慮や歴史的景観の保全、明るい環境改善のための支障木整理のバランスのとれた計画的な実施が必要である。

現状4 分かりやすい説明板等の整備

- 説明板に古い情報や専門的内容があるため分かりにくい。また、文字が小さくフルカラーでもないため見にくい。
- 既存の説明板等は、多言語は一部のみの対応であり、現地で欲しい情報のスムーズな取得が難しい。
- 景観への配慮は見られるがデザインの統一感、動線からは外れている説明板もある。
- 史跡飯野坂古墳群等の、一体的に活用を図るべき歴史文化資源の情報を現地で得ることができない。

課題4 分かりやすい説明板等の整備

- ① 分かりやすく見やすい内容へのブラッシュアップや、カラーやピクトグラム等を用いた図・写真を採用する必要がある。
- ② 携帯端末等の利用を想定した、多言語や関連情報を現地で得られる仕組みを採用する必要がある。
- ③ 統一感のあるデザインの採用や景観への配慮、動線を踏まえた掲載内容の検討が必要である。
- ④ 説明板の中に、関連する古墳等との一体的な活用を促すような内容を盛り込む必要がある。

現状5 安心・安全な利用のための整備

- 第Ⅰ期整備で設置した順路標示石は、機能を維持している。外周囲路は、舗装の劣化や樹木の根による側溝の破損等が見られる。
- トイレは悪天候の日や冬季等は内部が暗い時がある。また、現在は本史跡内に屋根付きの休憩施設や駐輪場等もなく快適に利用しにくい。
- 手すりがなく安定しない飛石の階段や、劣化した RC 製の擬木柵、開口した側溝等があり、安全確保上のリスクになっている。

課題5 安心・安全な利用のための整備

- ① 必要な修繕等による機能維持と、全面改修等のタイミングや手法の検討が必要である。
- ② トイレ照明や人感センサーの更新や、四阿の屋根再整備、駐輪場の設置等による環境改善が必要である。
- ③ 安全上のリスクや動線等を踏まえた整備内容の検討、墳丘等の保存へ影響が出ない方法による整備の実施が必要である。



写真 36 劣化した車止め



写真 37 東側入口



写真 38 史跡全体に繁茂する樹木類



写真 39 記載内容の古い説明板



写真 40 不安定な飛石階段



写真 41 はがれた舗装



写真 42 RC 製擬木柵



写真 43 開口の側溝

4. 運営・体制の現状と課題

○現状

- ・本史跡の管理団体は名取市であり、名取市教育委員会が所管する施設である
- ・現状では、庁内の関係課等を除き、学校・公民館・図書館等の教育機関、地域住民、団体・ボランティア組織、大学・博物館等の研究機関等との連携した具体的な取組は限られている

○課題

- ・保存・継承に向け、前述した課題に対応するための運営・体制を整える必要がある
- ・名取市教育委員会のみならず、保存・活用・整備等の様々な場面において、庁内関係各課、歴史文化以外の多様な分野の市民や関係団体・機関、ボランティア等の協力が必要
- ・多様な主体との関係性や連携体制を築き、いかにして味方を増やすかが課題
- ・本史跡の保存管理や活用、整備等を担うことができる職員の育成

現状1 庁内の連携・協力体制等の強化

- 名取市教育委員会 文化・スポーツ課 文化財係が本史跡の管理を所管しているが、連携する具体的な内容や役割分担等が明確になっていない。
- 関係各課との具体的な連携や情報共有の頻度は少なく、緊密に連携を図れる関係性を築けていない。
- 関係各課等と共有できる本史跡の基礎資料がなく、連携が図りにくい。
- 文化財保護審議会のほか、計画策定の際には学識経験者等で構成する委員会にて指導・助言を得ながら本史跡の保存・活用を検討している。

課題1 庁内の連携・協力体制等の強化

- ① 連携・協力していく具体的な内容の把握や、役割分担を明確にし、庁内関係課との連携体制を強化していく必要がある。
- ② 関係各課との情報共有や必要な対応、他の事業等との調整を図りながら連携を強化していく必要がある。
- ③ 同一の基礎資料や情報を共有し、連携しやすい環境を整える必要がある。
- ④ 委員会の場を除き、委員と連携した取組の実績や機会は限られており、より緊密な連携を図る必要がある。

現状2 市内の教育機関等との連携強化

- 資料館では、小学6年生の訪問学習（約20クラス/年、800人）をはじめ、公民館、図書館等と連携しているが、本史跡に限定した内容ではない。
- 資料館主催の歴史スポットを巡るイベント等に、震災復興伝承館を含める等の取組や、名取駅東西自由通路で展示を行っている。

課題2 市内の教育機関等との連携強化

- ① 効果が見込める本史跡周辺の学校の教員等と連携した、活用プログラム検討や、ニーズ、条件、課題等に関する情報共有の機会を増やす必要がある。
- ② 本史跡の活用につながる可能性のある、不特定多数の人が利用する公共施設等の積極的な利用を進め、関係性を築く必要がある。

現状3 地域住民等の参加・協力の体制づくり

- 資料館を中心に、市民が参加可能な本史跡に関する学習活動やイベントを実施しているが、現地を活かした取組が少ない。
- 資料館ボランティアの活動をはじめ、活用面での市民参加は行われているが、保存管理に関する市民等が参加した活動実績が現状ではない。

課題3 地域住民等の参加・協力の体制づくり

- ① 現地での学習活動やイベントを継続して実施する等、市民が参画しやすい環境整備や参加のきっかけづくりが必要である。
- ② 本史跡の活用だけにとどまらず、保存管理等にも、市民が主体的に参加し活動できる環境や仕掛けづくり、PR等が必要である。

現状4 専門家や近隣市町等との連携・協力体制づくり

- 市史編さん事業や資料館等と連携した事業はあるが、学識経験者等と連携した研究や活用以外の活動実績は限られている。
- 情報発信や展示公開は、主に公共施設等で行っている。
- 資料館で、近隣自治体の類似施設と交流の試みを行っているが、実績が少なく本史跡に関わる内容の交流実績は現状ではない。

課題4 専門家や近隣市町等との連携・協力体制づくり

- ① 連携の具体的な内容や分野、連携可能な機関や内容、対象の人等について、市史編さん室や、各種委員会の委員、関連機関等へ相談し把握する必要がある。
- ② 本史跡の活用につながる可能性のある、不特定多数の人が利用する公共施設等の積極的な利用を進め、関係性を築く必要がある。
- ③ 全国史跡整備市町村協議会への継続的な参加や、広域的な活用を視野に入れた仙台市南部や岩沼市等の近隣自治体との連携を重点的に図る必要がある。

現状5 地域ぐるみの保存・活用を支える人材の育成

- 専門性を有する職員は複数いるが、経験年数が少なく、本史跡の価値や現状を把握し、多様な保存・活用の主体と連携した活動を担える職員は限られている。

課題5 地域ぐるみの保存・活用を支える人材の育成

- ① 職員数も限られており、役割分担もあるため期間が必要だが、本史跡の保存・活用にできるだけ参画し経験値を上げる機会を確保する必要がある。

第6章 計画の基本的な考え

本史跡を確実に未来へ伝え、親しまれる史跡にしていくための「未来の理想像」や、「本計画の将来像」及び保存・活用等の取組を進めていく上での「本計画の基本理念」等を以下に示します。

1. 未来の理想像

はじめに、数十年後等の長期的な展望に基づく本史跡の理想の姿を以下に記します。

保存管理

本史跡の価値や憩いの場を確実に保存・継承できる環境が整い、本史跡への保護意識や郷土愛が醸成されている。

- 本史跡の価値や魅力が十分に把握され、多くの人が集う緑豊かで明るい憩いの場になっており、その保存・継承に必要な、墳丘や地形の保全、施設等の修繕や更新、除草や植栽の剪定、防犯・防災対策等の状況把握や共有、必要な措置が確実に実施できる状態が保たれ、本史跡の保護意識の向上や郷土愛につながっている。

活 用

「なとり＝雷神山古墳」が本市のブランドイメージになっている。

- 学習、研究、教育、人材育成、観光振興、まちづくり等の多方面で活用され、本市にとって欠かせない利用価値の高い地域資源として、資料館と共に歴史文化資源の活用拠点になっている。
- 本史跡や関連する古墳等との一体的な価値や魅力が市内外に浸透し、殆どの市民が少なくとも一度は訪れて価値等を実感し、本市のイメージを代表するような史跡になっている。

整 備

訪れやすい、行ってみたい史跡に整備されている。

- 雷神山古墳及び小塚古墳の墳丘は、全ての立木類は除去されて民間信仰碑や墓地等も適切な場所へ移転等が行われ、墳丘全体の形の復元や、全面または部分的な葺石や埴輪のレプリカ設置等により、現地で築造時に近い姿を視認し、価値を実感できる状態に整備されている。
- 史跡指定地内は、全体の動線が見直され、説明板やガイダンス施設、外周園路の舗装、必要な設備類の更新が適切に行われているほか、史跡指定地南側の旧水道施設も撤去されている。
- 園内の樹木類は十分手入れされ、緑豊かで桜等の花が咲く快適な空間となり、築造時の情景をイメージさせる眺望も確保されている。
- 史跡指定地外では、周辺的主要交差点の案内サインや駐車場の拡充、指定地東側や南側入口周りも整備され、スムーズに史跡にアクセスできる環境が整っている。また、近隣に本史跡や関連する歴史文化資源の一体的な保存・活用拠点となる博物館やガイダンス施設等も整備されている。

運営・体制

地域全体で大切に守り、活かせる体制が整っている。

- 行政のみならず、地域の住民や団体、ボランティア、教育・研究機関等の多様な主体者が、個々の力を主体的に発揮し、継続的に本史跡の価値の保存や環境維持、活用等に取り組んでいる。
- 多くの人が本史跡に愛着や関心を持ち、地域総がかりによる保存・活用の体制が整っており、持続的な体制の維持や充実を担える人材も育成されている。

2. 本計画の将来像

市民や地域、行政や各種団体等が一体となり、本史跡が持つ多様な価値を共有し、最大限に活かしながら本計画の最終年度（2035年度）までに目指すべき姿を示したもので、その実現に向けて取り組むことができるキャッチフレーズの役割を果たします。

東北最大の雷神山古墳の将来像

愛されるふるさとの象徴「雷神山」
－共に活かし未来へつなぐ－

本計画が目指すべき姿の具体像は、第7章以降に記します。

3. 基本理念



① 本史跡の本質的価値等を確実に保存・継承します。

本市の歴史文化のシンボルとしても親しまれている本史跡や、本史跡がもつ本質的な価値や魅力をまもり、確実に未来へ伝えられるようにします。

② 多様な価値や魅力を積極的に把握し、広く分かりやすく伝えます。

本史跡の本質的価値に加え、関連する歴史文化資源との一体的な価値や史跡公園としての利用価値等、本史跡の「多様な価値や魅力」を積極的に把握し、多くの人に知ってもらえるよう分かりやすく伝えます。

③ 本史跡を訪れ価値を実感してもらい、愛される史跡になるよう努めます。

歴史や地域の学習をはじめ、教育、人材育成、観光振興、まちづくり等の様々な機会を捉え、本史跡の価値や魅力を最大限活かした現地での取組を積極的に行い、多くの人が訪れ価値を実感し、郷土への愛着や誇りを持てる史跡になるよう努めます。

④ 市民が憩う史跡公園となるよう環境を整えます。

地域の大切な歴史文化資源として、市民等が自由に訪れ、安心して過ごすことができる史跡公園になるよう環境整備や維持改善を図ります。

⑤ 地域総がかりで活かし未来へ伝えられる体制や仕組みを築きます。

本史跡に対する愛着や関心を持ち続けてもらえる仕組みづくりや機会の創出、行政のみならず、市民や各種団体、関係機関等の多様な主体が参画できる体制を整えていきます。

4. 実現の方向性

本史跡の現状や課題、本史跡を取り巻く環境や実情等を踏まえ、本史跡のあるべき姿を目指し、上述した基本理念に沿って実現していくための方向性を以下のように定めます。

①本質的価値等の現状や実態把握に基づいて保存・継承していく。

史跡の正確な現状や実態を継続的に把握し、保存・継承に必要な措置を行います。

②本質的価値及び史跡公園の利用価値や魅力のポイントを明確にし、分かりやすく伝える。

本質的価値や関連する歴史文化資源との一体的価値の調査・研究に努めます。また、駐車場・ベンチ等を備えた眺望の良い緑豊かな広い空間を持ち、教育・学習・散歩・運動・観光等の多目的に活用されている史跡公園としての利用価値等の把握にも努めます。その上で、貴重な地域資源として継承し活かすべきポイントを整理して、ホームページ、刊行物、説明板、携帯端末等の幅広い媒体や平易な表現・内容による情報発信、現地での情報取得の手法等を工夫し、多くの人に分かりやすく伝えます。

③古墳や様々な分野の現地イベントの開催、スムーズなアクセス確保に力を入れる。

現在の年間利用者約 16,000 人のうち、多くは散歩等の日常的な利用と思われます。史跡飯野坂古墳群や十三塚遺跡等を含む古墳文化の一体的価値・魅力を活かした現地イベントや、マルシェやウォーキング等をはじめとする様々な分野のソフト事業の実施、スムーズなアクセスの確保等を通じて、メインターゲットの来訪経験のない市民や、歴史・地理的にも関係が深い旧名取郡在住の方々をはじめとする、市内外の幅広い来訪者を増やします。

④安心・安全で快適な史跡公園の環境を整えていく。

多くの市民等が持続的に訪れる憩いの場になるよう、計画的な樹木類等の整理のほか、眺望が良く除草や管理が行き届いた明るい緑の空間や、利便性が高く防犯・防災等の安全性にも配慮した快適に過ごせる施設等を整え、史跡公園の利用価値を高めて日常的な利用者のベースアップや新規来訪者の獲得等につなげていく。



⑤市民等が参加・協力するソフト事業に力を入れ、市民と本史跡をつないでいく。

計画期間内は、様々な分野や内容、主体者の参加・協力を得たソフト事業に力を入れ、本史跡への興味・関心や来訪意欲を高め、市民や市内外の関係者等が参加・協力できる環境や信頼関係を築くことを目指すほか、今後の活動を担う職員育成を図ります。また、実施に際しては、地域計画で設定したテーマ2に関わる歴史文化資源との一体的な活用を、「縄文・古墳のくらし」保存活用区域で重点的に実施することを心がけます。

第7章 保存（保存管理）

1. 基本方針

本計画において最優先すべき事項は「**本史跡の本質的価値の確実な保存・継承**」です。

本質的価値を構成する要素を保護し、価値を損ねることなく維持して未来に継承していくための基本的な考え方や取組方法を定めます。

方針1

確実な本質的価値の保存・継承

本史跡の本質的価値を確実に保存・継承するとともに、その価値等を記録として残す。

- 遺構や地形の定期的なパトロール実施による現状把握
- 遺構や築造に伴う地形の保存管理、歴史的景観の保全
- 本史跡の価値等の記録保存と管理

方針2

安全・安心・快適な環境の創出

施設類の適切な維持管理や防犯・防災面の管理強化。

- 防犯・防災リスクの事前把握や共有、定期的な現状確認
- 死角の抑制・人の目の確保、点検・修繕等のリスク低減措置
- 緊急時の対応フロー作成と共有
- 点検管理表の作成や台帳化による詳細な現状把握
- パトロール実施と結果に基づく計画的な維持管理



方針3

緑豊かで明るい環境を保つ樹木管理

現状を踏まえ作成した樹木管理計画に基づき、緑豊かで明るい環境保全を図る。

- 植生の基本情報や、繁茂状況、倒木リスク等の現状把握
- 効果、コスト、実施方法等を踏まえた樹木管理計画の作成
- 墳丘上や墓地周り、支障木の計画的な伐採や剪定
- 実施頻度増加による、常時除草された状態の維持

方針4

本史跡の現状変更等に対する 取扱方針や基準の設定と共有

史跡指定地内で行う行為の取扱方針や基準を定めて共有し、構成要素等を適切に保存管理する。

- 現状変更等の取扱方針や基準の設定と周知
- 適切な現状変更手続の実施管理
- 墓地管理者等との協議や、課題、所有者等の情報把握と共有

凡 例：●は、主な措置の内容

図40 保存（保存管理）の基本方針と主な措置

2. 措置の実施方法

本史跡の保存管理にあたっては、基本方針に基づき以下の方法で実施します。

（1）確実な本質的価値の保存・継承

①古墳本体の保存管理

- ①墳丘の踏跡や、東日本大震災時の陥没穴の復旧箇所、倒木や切株等の影響について、定期パトロールや点検による状態把握や、経過観察、調査等を行い、傷んでいる部分は必要に応じた最低限の修復や拡大防止の注意喚起等を行います。
- ②現状変更等の取扱基準に沿って、墳丘等の現状を維持し保存・継承します。

②史跡指定地内の地形や景観の保全

- ①現状変更等の取扱基準に沿って、周溝や周堤等の古墳の築造に伴い形成された地形の現状を維持し保存・継承します。
- ②植栽等の維持管理を行い、緑の空間や日陰の確保に配慮しつつ歴史的景観の保全を図ります。史跡飯野坂古墳群側の眺望保全のため、駐車場法面の植栽にも留意します。

③本質的価値等の記録化と管理

- ①守るべき価値を明確にして共有するため、本史跡の本質的価値等の内容を記録として保存し、継承、更新します。



写真 44 墳丘部の踏跡



写真 45 雷神山古墳くびれ部の傷み

（２）安全・安心・快適な環境の創出

①防犯の取組

- ①防犯リスク、問題点、必要な対策等の**事前把握**、関係者との**情報共有**、**定期パトロール**による異常の有無等の確認を行います。
- ②樹木管理による**死角の抑制**、明るい環境の維持、「人の目」の**確保**や注意喚起により、**防犯リスクの低減**を図ります。

②防災の取組

- ①火災リスクの**事前把握**、関係者との**情報共有**、**定期・荒天後のパトロール**による異常の有無等の確認を行います。
- ②火気使用に関する注意喚起や指導、電気設備の点検等により**出火リスクの低減**を図ります。
- ③暴風雨等による倒木、墳丘土の崩落、土砂崩れ等のリスクや、最新の危険防止や感知手法、気象情報等の**事前把握**に努めます。
- ④危険木等の除去や排水施設の清掃、必要に応じた修繕等により**リスク低減**を図ります。

③緊急時の対応

- ①緊急時の具体的対応や連絡体制を明確にし、庁内の関係各課や消防署、警察署、近隣住民等と共有するほか、国・県等とも協議し**応急的な対応**や**災害復旧のフロー**等を明確にします。



写真 46 死角になりやすい小塚古墳北側の場所

④安心・快適な環境を維持する施設等の管理

表8：本質的価値を構成する要素以外の諸要素の管理

施設の区分	構成要素	実施措置の方法
石碑等	民間信仰碑・墓碑、祠	点検管理表等の作成や、パトロール等による情報把握を行い台帳化
保存・管理施設	境界標、擬木柵、車止め、排水施設	点検管理表等の作成や、パトロール等により、現状の位置や数量、状態を把握して台帳化し、修繕や更新の必要性を検討
	外灯	点検管理表等作成や、パトロール等による状況把握や台帳化を行い、防犯上の課題等を考慮しながら点灯時間の調整やLED化等も検討
公開・活用施設	標柱、名称碑、順路標示石、説明板、整備全体図、注意板、広場、飛石の見学路・階段、園路、植栽（周堤の遺構表現）	点検管理表等の作成や台帳化、定期的な状態の把握、点検、清掃等を行い、撤去・修繕・更新等の必要性を検討
便益施設	水飲み場、トイレ、自転車スタンド	
休養施設	ベンチ、テーブル、四阿	

（3）緑豊かで明るい環境を保つ樹木管理

①植栽等の管理

①点検管理表を用いた定期パトロール実施等により、樹木類の基本的な情報、繁茂状況、倒木リスク等の現状や、適切な維持管理に必要な対策、コスト、問題点等を把握し、その結果に基づいた樹木管理計画を作成し本史跡の保存や維持管理を行います。

■墳丘上の管理

- ①雷神山古墳のサクラは、倒木リスクや景観の妨げになるもの以外は剪定等で維持します。
- ②ほかの樹種は伐採を基本とし、墳丘損傷リスク軽減や歴史的景観の保全に努めます。
- ③小塚古墳の植栽は、伐採・剪定等により墳丘全体に陽が差し込み、地肌が露出しない程度に草で覆われ、保存状態が確認できる状態になるよう維持管理します。
- ④既存及び伐採で生じた切株は、腐朽による陥没の恐れがあるため、定期的な経過観察や段階的な除去等を行います。

■園内の管理

- ①除草頻度を増やし、常時除草された状態を維持したり、地域へ協力を要請したりする等、利用しやすい環境を整えます。



写真 47 雷神山古墳の墳丘部のサクラ



写真 48 雷神山古墳の墳丘部の樹木

（４）本史跡の現状変更等に対する取扱方針や基準の設定と共有

①現状変更等の取扱方針

現状変更等の取扱方針は以下のとおりです。

- 原則として史跡の調査研究・保存活用に資する行為以外の現状変更は許可しません。
- 既存施設の維持管理・移設・除去に伴う現状変更は、本質的価値を損なわないものは許可します。

②現状変更等の取扱基準

現状変更等の取扱基準は以下のとおりです。

表9：現状変更等の取扱基準

種別	行為	取扱基準
建築物	・新築	・新築、増築は本史跡の保存・活用のために必要なものを除き原則として認めないが、遺構の保護及び景観に影響を及ぼさない範囲内で認める ・本史跡の保存に影響を及ぼさない範囲の改築・撤去は認める
	・2年以内の期間を限って設置される小規模建築物の新築、増築又は改築 ・小規模建築物の新築、建築の日から50年を経過していない小規模建築物の増築又は改築	
工作物	・設置、更新、除去	・新設は、本史跡の保存・活用のために必要なものを除き原則として認めない ・改修は、公益上必要な行為かつ遺構に影響を及ぼさないものについては、景観等を損なわない範囲内で認める ・除去は遺構に影響及ぼさない範囲内で認める
	・工作物の設置若しくは設置の日から50年を経過していない工作物の改修・除去 ・電柱、電線、ガス管、水道管、下水道管、その他これらに類する工作物の設置又は改修	
木竹	・抜根、植栽	・枝打ち、剪定等の日常の維持管理は認めるが、抜根は原則として認めない ・植栽は、本史跡の保存・活用や景観向上等に伴うもので、遺構に影響を及ぼさない範囲内で認める
	・抜根を伴わない樹木の伐採	
地形改変	・掘削、盛土、切土等	・本史跡の保存・活用に伴うものを除き、原則として認めない ・地形改変を行う際には遺構への影響が最小限となるよう配慮する
	・土地の形状変更を伴わない道路の舗装・修繕	
その他	・本史跡の保存・活用のための整備 ・発掘調査	・本史跡の保存・活用を目的とした整備は、遺構及び景観への影響が最小限のものに限り認める ・整備は、学術的調査研究に基づくものとする ・発掘調査を行う際には、遺構の保存や状況把握に関わる発掘調査は目的を明確にした上で、適切な範囲・手法を十分に検討して行う
	・文化財保護法第115条第1項に規定する史跡の管理に必要な施設（標識、説明板、境界標、囲いその他の施設）の設置又は改修 ・史跡保存のため必要な試験材料採取	・本史跡の管理に必要な施設の設置又は改修及び本史跡の保存のため必要な試験材料の採取は、遺構及び景観への影響が最小限のものに限り認める

③現状変更等の許可申請

- ①史跡指定地内の現状を変更したり、その保存に影響を及ぼしたりする行為(現状変更等)を行う場合、文化財保護法第 125 条第 1 項の規定に基づき**文化庁長官の許可**を受けなければなりません。
- ②植生管理等に伴う除草や危険木の除去、発生した雑草等の処分や樹木剪定等は現状変更等にあたりません。
- ③本史跡の維持のための措置や、非常災害等で必要となった影響が軽微な応急措置等は、保存に影響を及ぼす行為であっても許可は不要です。
- ④軽微な現状変更等については、文化財保護法第 184 条第 1 項第 2 号の規定により都道府県又は市に許可の権限が委譲されています。
- ⑤市の教育委員会は文化財保護法施行令第 5 条第 4 項に従い、現状変更等の許可、取り消し、停止命令等の事務を行います。

④基準の共有

- ①取扱方針や基準は、ホームページでの周知や、近隣住民や墓地の管理者等の関係者と共有し、**適切に管理**します。

⑤追加指定が必要な場合の流れや対応

- ①今後、何等かの調査等により新たな価値が解明された場合には、成果を総括した報告書を刊行します。また、調査成果により**追加指定・公有化等が必要となった場合には**、必要な措置を講じます。

⑥墓地の管理等

- ①墓地内の維持管理は**管理者及び利用者**が行いますが、本史跡との関わりが生じる事項は**名取市が主体的**に行います。
- ②改修等による遺構への影響が最小限になるよう、現状変更等の取扱基準を定め、**管理者及び利用者**と共有し、適切な手続きや施工を確保します。
- ③長期的には**移設を検討**しますが、当面は**現状維持を基本**とします。

表10：保存（保存管理）の措置と現状・課題、基本方針の関係性

第5章-1（P66～67）		第7章-1（P80）		第7章-2（P81～86）	
現状1	課題1	方針1	本史跡の本質的価値を確実に保存・継承すると共に、その価値等を記録として残す。	（1）増大な本質的価値の保存・継承	
● 墳丘等の動線外の場所に跡部があり、樹木等により墳丘の全体像が把握できない。	① 墳丘の掘削部は、拡大防止や定期観察、修繕等が必要である。また、歴史的景観を損なう支障木等を整理する必要がある。		● 遺構や地形の定期的なパトロール実施による現状把握	① 古墳本体の保存管理 措置①	
● 遺構や地形等は内観に基づき管理しており緊急の問題はないが、樹木が繁茂し景観を妨げている。	② 現状変更等の取扱基準に基づく保存管理と緑の空間と調和のとれた歴史的景観を保全する必要がある。	確実な本質的価値の保存・継承	● 遺構や築造に伴う地形の保存管理、歴史的景観の保全	① 古墳本体の保存管理 措置② ② 史跡指定地内の地形や景観の保全 措置①・②	
● 本史跡の価値等の内容が、保存、共有、更新でいく必要がある。	③ 保存・活用すべき価値等の内容を記録し、共有、更新していく必要がある。		● 史跡の価値等の記録保存と管理	③ 本質的価値等の記録化と管理 措置③	
現状2	課題2	方針2	施設類の適切な維持管理や防犯・防災面の管理強化。	（2）安全・安心・快適な環境の創出	
● 史跡指定地内の具体的な防犯・防災リスクや現状の把握ができていない。	① 場所やエリア毎の具体的な防犯・防災リスクの事前把握や共有、定期的な現状の把握が必要である。		● 防犯・防災リスクの事前把握と共有、定期的な現状確認	① 防犯の取組 措置① ② 防災の取組 措置①・②	
● 樹木が繁茂し、暗く見通しが悪く、人が近寄りにくい環境になっており、倒木等の恐れもある。	② 死角の場所・人の目が届かない場所の事前把握や危険木の除去等、防犯・防災リスクを減らす維持管理が必要である。	安全・安心・快適な環境の創出	● 死角の抑制・人の目の確保、点検・修繕等のリスク低減措置	① 防犯の取組 措置② ② 防災の取組 措置②・③	
● 緊急時も含め、随時の連絡や指示に従い必要措置を行っている。	③ 緊急時の対応や関係先等を明確にし、共有する必要がある。		● 緊急時の対応フロー作成と共有	③ 緊急時の対応 措置①	
● パトロール等は実施しているが、施設等の詳細な現状が把握できていない。	④ 管理点検表の作成や台帳化を行い、施設等の詳細な現状を把握する必要がある。		● 点検管理表の作成や台帳化による詳細な現状把握	④ 安心・快適な環境を維持する施設等の管理 表9の実施措置	
● 必要が生じた場合に、随時施設の修繕や更新を行っており計画性が乏しい。	⑤ パトロール実施や現状把握の結果に基づく、施設等の修繕・更新の緊急性や優先度等の検討を行う必要がある。		● パトロール実施と結果に基づく計画的な維持管理	④ 安心・快適な環境を維持する施設等の管理 表9の実施措置	
現状3	課題3	方針3	現状を踏まえ作成した樹木管理計画に基づき、緑豊かで明るい環境を創出する。	（3）緑豊かで明るい環境を創出する樹木管理	
● 史跡指定地内等の植栽の資料はあるが、内容が古く現状と合わない部分がある。	① 史跡指定地内等の植栽の樹種や場所毎の詳細な現状把握を行う必要がある。		● 植生の基本情報や、繁茂状況、倒木リスク等の現状把握	① 植栽等の管理 措置①	
● 年3回の除草・剪定等を行っているが、樹木が繁茂し全体的に暗い雰囲気になっている。	② 詳細な現状把握の結果を踏まえ、効果、コスト、実施方法等を検討した管理計画が必要である。	緑豊かで明るい環境を創出する樹木管理	● 効果、コスト、実施方法を踏まえた樹木管理計画の作成	① 植栽等の管理 措置①	
● 墳丘上に倒木や崩落リスクのある高木や切株、歴史的な景観や古墳の全体像の把握を妨げている樹木がある。	③ 倒木や崩落を損なうリスクの低減や、墳丘を備えない切株等の除去や管理が必要である。		● 墳丘上や墓地周り、支障木の計画的な伐採や剪定	■ 墳丘上の管理 措置①・②	
● 年3回は除草・剪定等を委託し実施しているが、常時除草された状態を保てていない。	④ 常時除草された状態を維持するため、除草頻度や地域への協力を求める等の管理手法の検討が必要である。		● 実施頻度増加による、常時除草された状態の維持	■ 樹木内の管理 措置①	
現状4	課題4	方針4	史跡内で行う行為の取扱方針や基準を定めて共有し、構成要素等を通じて保存管理する。	（4）本史跡の現状変更等に対する取扱方針や基準の設定と共有	
● 現在は内観に基づき保存管理を行っているが、詳細な判断基準が無く事業毎に対応を決めて行っている。	① 現状変更等の取扱方針や基準を定めて共有し、これに基づいた保存管理を行う必要がある。		● 現状変更等の取扱方針や基準の設定と周知	① 現状変更等の取扱方針 ② 現状変更等の取扱基準 ③ 基準の共有 措置①	
● 史跡の現状変更手続きの内容や必要性が認識されておらず、適正な手続き等へ支障をきたす恐れがある。	② 史跡の現状変更等の内容や必要性の周知を図り、適切な手続きが行われるようにする必要がある。	本史跡の現状変更等に対する取扱方針や基準の設定と共有	● 適切な現状変更手続きの実施管理	③ 現状変更等の許可申請 措置①・② ④ 基準の共有 措置① ⑤ 追加指定が必要な場合の流れや対応 措置①	
● 雷神山古墳前方部の墓地内の管理は、管理者や利用者が行っている。	③ 日隠し植栽の状態、墓地内への影響や管理状況の把握、長期的な移転も視野に入れた管理者等との協議等が必要である。		● 墓地管理者等との協議や、課題、所有者等の情報把握と共有	⑥ 墓地の管理等 措置①・②	

第8章 活用

1. 基本方針

本史跡の活用を推進し、**本質的価値の確実な保存・継承**に繋げるためには、現地や資料館への来訪者、本史跡の情報に触れる人や機会をいかに増やせるかが重要です。また、そうした機会を逃さず、本史跡の価値や魅力、関連する古墳や遺跡等の背景に気づき、理解してもらえるような取組も不可欠です。

本章では、学校教育、生涯学習、観光振興、まちづくり等の**様々な分野や、幅広い世代・地域**に向けた多様な手法を用いた、活用の基本的な考え方や取組の方法等をまとめます。

方針1

現地や学校等における 教育・学習活動への活用推進

現地や学校・教育施設等で、学習のきっかけづくりや参加者の門戸拡大を図る。

- 資料館への訪問学習を利用した現地見学や講座等と組合せた現地イベント実施
- 市外の学校からの教育旅行の誘致や歴史以外のイベント実施等による門戸拡大
- 学校等への出前授業や教材の貸出、教員との情報共有
- 体験・参加型イベントとの組合せや、市内外の教育施設等における学習機会提供

方針2

価値やアクセス方法等の分かりやすい周知

本史跡の多様な価値やアクセス方法等を分かりやすく多くの人に伝える。

- 分かりやすいアクセス情報の提供や案内
- 本史跡の多様な価値や、分かりやすい保存・活用の情報提供
- 携帯端末やQRコード、ウェブサイト等を活用した情報発信
- 多くの人が利用する施設等での周知や展示



方針3

活用のための調査・研究の推進

本史跡の調査・研究を進め、新たな価値の把握や顕在化を図る。

- 周辺の古墳や遺跡との一体的な価値や利用価値等の調査・研究
- 墳丘への影響が少ない非破壊調査等の実施検討
- 研究機関等と連携した調査研究による価値付けや価値の顕在化

方針4

観光・まちづくりへの活用

周遊イベント実施等により、観光・地域資源としての認知度や価値を高める。

- 観光パンフレット等による、観光資源としての価値のPR
- 本史跡や観光資源等を含む周遊イベント実施や、効果的な活用のプロデュース依頼の検討
- 資料館や他の歴史文化資源、観光資源等を含む周遊コース設定や、市民ガイドの育成
- サイクリング・ウォーキング等の見学・学習以外の本史跡を活用したイベント実施による地域資源のPR
- 世代間交流やコミュニティ形成に繋がる現地での学習活動やイベント実施

方針5

歴史文化資源等との一体的な活用

市内の主な歴史スポットや、史跡飯野坂古墳群等の関連する古墳等との一体的な活用を推進する。

- 本史跡が含まれる地域計画のテーマや保存活用区域の周知、周遊コースの設定
- 資料館を拠点とした他の歴史文化資源との一体的な価値の周知、現地への誘導

凡 例：●は、主な措置の内容

図 41 活用の基本方針と主な措置

2. 措置の実施方法

本史跡の活用にあたっては、基本方針に基づき以下の方法で実施します。

(1) 現地や学校等における教育・学習活動への活用推進

①学校教育

- ❶資料館の訪問学習等の機会を利用し、小学6年生等に価値を実感してもらえる**現地見学**を実施します。
- ❷県内や隣県の学校と連携し、**修学旅行等の教育旅行を誘致**します。
- ❸近隣の学校やボランティア会等と連携した、**出前授業や体験学習**の実施及び必要な教材の提供・貸し出しを検討します。
- ❹学校の社会科担当教員と連携し、**調べ学習や探究学習**を含む様々な学習活動への活用を図ります。

②生涯学習

- ❶講座等と組み合わせた**現地イベントや参加・体験型イベント**を実施します。
- ❷公民館や資料館等の**教育施設で学習機会を提供**し、学習意欲向上や「きっかけづくり」を進めます。
- ❸ウォーキング、サイクルツーリズム、スタンプラリー、古墳クッキーづくり、自然観察会等の**歴史以外の多様な人が参加できるイベント**と学習活動を組み合わせます。



写真 49 修学旅行での来訪



写真 50 古墳ウォーキングの様子

(2) 価値やアクセス方法等の分かりやすい周知

①情報発信

- ❶ 高齢者や土地勘がない人にも分かりやすい、アクセス方法を工夫して周知します。
- ❷ 本史跡だけでなく、本市や仙台平野周辺の関連古墳も含めた一体的価値や魅力を、平易な文章や図・写真等で発信します。
- ❸ 最新の調査・研究成果の反映や、情報の統一、ターゲット層である本史跡の予備知識を持たない市内や近隣からの来訪者にも理解しやすい内容や表現を工夫します。
- ❹ 携帯端末等を利用した、QRコード⁴⁾、多言語化、音声ガイド、動画閲覧等を想定した情報取得を可能にします。
- ❺ VR・AR等のデジタルコンテンツ導入や、ロゴマーク、御墳印発行等の多様な発信手段を検討します。
- ❻ 近隣の駅、空港、商業施設等で、市内や近隣からのショートトリップ客をターゲットにしたPRやイベント情報を発信します。

②展示公開

- ❶ 他の古墳・遺跡との一体的視点、県内・全国の古墳との比較、技術や道具等の多様な視点による展示を実施します。
- ❷ デジタル技術、体験、現地見学、周遊イベント等と組み合わせた展示を実施します。
- ❸ 名取駅東西自由通路、図書館、公民館、商業施設、市外施設等、多様な場所での実施に努めます。



写真 51 名取駅東西自由通路での展示



写真 52 図書館での展示

⁴⁾ QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標。

（３）活用のための調査・研究の推進

- ①本質的価値や周辺の古墳等との一体的価値、利用価値等の調査・研究を継続的に進めます。
- ②墳丘への影響が少ない非破壊調査等の実施も検討し、新たな価値の把握・創出に努めます。
- ③市史編さん事業や大学・研究機関と連携した調査研究を推進し、学術的根拠に基づく価値付けや顕在化に努め、本質的価値等の保存継承や普及啓発に積極的に活かします。

（４）観光・まちづくりへの活用

- ①本市の観光パンフレット等を活用し、観光資源としての利用価値をPRします。
- ②本史跡や近隣の観光スポットを含む周遊イベントを実施し、認知度や価値を高めるほか、効果的な活用等を企画できるプロデューサーの依頼も検討します。
- ③資料館、熊野三社、貞山運河等の歴史文化資源と観光資源等を含む周遊コースの設定や、市民ガイドの育成を図ります。
- ④花見の桜マルシェ、ウォーキング、スタンプラリー、謎解き等の柔軟な視点による史跡活用イベントを開催し、地域資源としての認知度を高めます。
- ⑤幅広い年齢層や地域住民・団体等と連携した、現地での学習活動・イベント実施、市民ガイド育成により、地域資源としての価値を高めます。



写真 53 マルシェイベントの様子



写真 54 案内ガイドの様子

（５）歴史文化資源等との一体的な活用

- ❶ 資料館を拠点に、テーマ２の一体的な価値や飯野坂古墳群等の歴史文化資源の内容を分かりやすくまとめ、パンフレット等を通じてPRし認知度を高めます。
- ❷ 具体的な活用事例や周遊モデルコース等をまとめて公開し、一体的活用の環境を整えます。
- ❸ 展示公開、学習活動、専門家を講師とするイベント等、様々な機会を捉えた一体的な活用や現地への誘導に努めます。
- ❹ 不特定多数の人や地域の人々が参画可能な柔軟な視点による現地イベントと関連古墳巡り、学習活動等を組み合わせたソフト事業を積極的に行います。（巻末資料編 ウォーキング・サイクリングマップ例を参照。）

表11：活用の措置と現状・課題、基本方針の関係性

第5章-2 (P68~71)		第8章-1 (P88)		第8章-2 (P89~92)	
現状1	課題1	方針1	現地や学校・教育施設等で、学習のきっかけ作りや参加者の戸口拡大を図る。	① 現地や学校等における教育・学習活動への活用推進	
● 資料館の訪問学習事業で本史跡を学ぶ機会を提供しているが、現地を訪れたことが無い児童も多い。	① 郷土学習や校外学習等の現地での活用機会や、学校等と連携した学習活動の機会を増やしていく必要がある。	● 資料館への訪問学習や講座等と組合せた現地イベント実施 措置①	● 資料館への訪問学習や講座等と組合せた現地イベント実施 措置①	● 資料館への訪問学習や講座等と組合せた現地イベント実施 措置①	
● 近隣の幼稚園等の野外出発や小学校の授業、遠足等で利用されているが、機会が限られている。	② 学校等と行政機関の双方の要望や条件、課題等を共有する必要がある。	● 学校等と行政機関の双方の要望や条件、課題等を共有する必要がある。	● 市外の学校からの教育旅行の誘致や歴史以外のイベント実施等による戸口拡大 措置②	● 市外の学校からの教育旅行の誘致や歴史以外のイベント実施等による戸口拡大 措置②	
● 現地での学習活動や学校と連携した学習活動の機会が少なく、出前授業の実績も限られている。	③ 学習機会を増やし、学習意欲向上や、史跡の価値を理解し関心を寄せる人の幅を広げる必要がある。	● 学習機会を増やし、学習意欲向上や、史跡の価値を理解し関心を寄せる人の幅を広げる必要がある。	● 学校等への出前授業や教材の貸出、教員との情報共有 措置③・④	● 学校等への出前授業や教材の貸出、教員との情報共有 措置③・④	
● 資料館を拠点に講座やイベント、現地案内等を年5回程度は行っているものの、名前は知っているが価値等の内容は知らない人も多い。	④ 資料館を拠点に講座やイベント、現地案内等を年5回程度は行っているものの、名前は知っているが価値等の内容は知らない人も多い。	● 資料館を拠点に講座やイベント、現地案内等を年5回程度は行っているものの、名前は知っているが価値等の内容は知らない人も多い。	● 体験・参加型イベントとの組合せや、市内外の教育施設等における学習機会提供 措置④・⑤	● 体験・参加型イベントとの組合せや、市内外の教育施設等における学習機会提供 措置④・⑤	
現状2	課題2	方針2	本史跡の多様な価値やアクセス方法を分かりやすく多くの人に伝える。	(2) 価値やアクセス方法等の分かりやすい周知	
● 主要な交差点等に案内表示がなく、高齢者や土地勘のない人には場所が分かりにくい。	① 場所やアクセス等に関する情報提供方法の工夫が必要である。	① 場所やアクセス等に関する情報提供方法の工夫が必要である。	● 分かりやすいアクセス情報の提供や案内 措置①	● 分かりやすいアクセス情報の提供や案内 措置①	
● 本市や資料館のホームページ、パンフレット等で周知しているが、内容が難しく分かりにくい。	② 本史跡や、関連する古墳等との一体的な価値や魅力の要点整理や、分かりやすい内容へのブラッシュアップが必要である。	② 本史跡や、関連する古墳等との一体的な価値や魅力の要点整理や、分かりやすい内容へのブラッシュアップが必要である。	● 本史跡の多様な価値や、分かりやすい保存・活用・情報の提供 措置②・③	● 本史跡の多様な価値や、分かりやすい保存・活用・情報の提供 措置②・③	
● 発信している情報の内容に古いものや不統一等が見られる他、多言語の情報や携帯端末を利用した現地での情報取得が難しい。	③ 情報の更新や統一、携帯端末の利用による現地での情報取得を想定した情報発信が必要である。	③ 情報の更新や統一、携帯端末の利用による現地での情報取得を想定した情報発信が必要である。	● 携帯端末やQRコード、ウェブサイト等を活用した情報発信 措置④・⑤	● 携帯端末やQRコード、ウェブサイト等を活用した情報発信 措置④・⑤	
● 資料館の常設展示や企画展の他、名取駅東西自由通路や図書館での展示も行っているが、目新しい情報も少なく、歴史に関心がない人の目に触れる機会が限られている。	④ 新たな視点や手法等を取り入れた展示や、不特定多数の人の目に触れる場所や方法の工夫が必要である。	④ 新たな視点や手法等を取り入れた展示や、不特定多数の人の目に触れる場所や方法の工夫が必要である。	● 多くの人が利用する施設等での周知や展示 措置⑥	● 多くの人が利用する施設等での周知や展示 措置⑥	
現状3	課題3	方針3	本史跡の調査・研究を進め、新たな価値の把握や顕在化を図る。	(3) 活用のための調査・研究の推進	
● 関連する古墳等との一体的な価値や、公園等への利用価値の把握や検討が不足している。	① 関連する古墳等との一体的な価値や、公園等としての利用価値に関する調査・研究を進める必要がある。	① 関連する古墳等との一体的な価値や、公園等としての利用価値に関する調査・研究を進める必要がある。	● 周辺の古墳や遺跡との一体的な価値や利用価値等の調査・研究 措置①	● 周辺の古墳や遺跡との一体的な価値や利用価値等の調査・研究 措置①	
● 本史跡の本質的な価値に関する新たな情報や知見が増えている。	② 本史跡の本質的な価値に関する、新たな価値や知見を増やす方法を検討する必要がある。	② 本史跡の本質的な価値に関する、新たな価値や知見を増やす方法を検討する必要がある。	● 墳丘への影響が少ない非破壊調査等の実施検討 措置②	● 墳丘への影響が少ない非破壊調査等の実施検討 措置②	
● 本史跡等に関する学術的なレベルでの調査・研究の機会が不足している。	③ 市民・関係機関や調査研究機関等との連携による、学術的根拠に基づいた本史跡の価値等の明確化が必要である。	③ 市民・関係機関や調査研究機関等との連携による、学術的根拠に基づいた本史跡の価値等の明確化が必要である。	● 研究機関等と連携した調査研究による価値付けや価値の顕在化 措置③	● 研究機関等と連携した調査研究による価値付けや価値の顕在化 措置③	
現状4	課題4	方針4	周遊イベント実施等により、観光・地域資源としての認知度や価値を高める。	(4) 分かりやすい説明板等の整備	
● 本市のホームページやパンフレット等で本史跡を紹介しているが、観光資源としての認知度は低い。	① 観光パンフレット等を活用し、観光資源としての利用価値についてPRし、認知度を高める必要がある。	① 観光パンフレット等を活用し、観光資源としての利用価値についてPRし、認知度を高める必要がある。	● 観光パンフレット等による、観光資源としての価値のPR 措置①	● 観光パンフレット等による、観光資源としての価値のPR 措置①	
● 本史跡をコースに入れた周遊イベントを行っているが、観光スポットは含んでいない。	② 他の歴史文化資源や観光資源との一体的な活用による観光のきっかけづくりや認知度の向上が必要である。	② 他の歴史文化資源や観光資源との一体的な活用による観光のきっかけづくりや認知度の向上が必要である。	● 本史跡や観光資源を含む周遊イベント実施や、効果的な活用プロデュース依頼の検討 措置②	● 本史跡や観光資源を含む周遊イベント実施や、効果的な活用プロデュース依頼の検討 措置②	
● 観光スポット等を含んだ周遊コースがなく、案内できるガイドも作成途中である。	③ 他の歴史文化資源や観光資源や観光コース等を含む周遊コースづくりや案内ガイド作成が必要である。	③ 他の歴史文化資源や観光資源や観光コース等を含む周遊コースづくりや案内ガイド作成が必要である。	● 資料館や他の歴史文化資源、観光資源等を含む周遊コース設定や、市民ガイドの育成 措置③	● 資料館や他の歴史文化資源、観光資源等を含む周遊コース設定や、市民ガイドの育成 措置③	
● 学習や憩いの場等に活用されているが、貴重な地域資源としての認知度が低い。	④ 柔軟な視点に立った現地イベントの実施等による地域資源としての認知度の向上が必要である。	④ 柔軟な視点に立った現地イベントの実施等による地域資源としての認知度の向上が必要である。	● サイクリング・ウォーキング等の見学・学習以外の史跡を活用したイベント実施による地域資源のPR 措置④	● サイクリング・ウォーキング等の見学・学習以外の史跡を活用したイベント実施による地域資源のPR 措置④	
	⑤ 幅広い年齢層の市民等が参加する現地イベント等を開催し、地域資源としての価値を高める必要がある。	⑤ 幅広い年齢層の市民等が参加する現地イベント等を開催し、地域資源としての価値を高める必要がある。	● 世代間交流やコミュニケーション形成に繋がる現地の学習活動やイベント実施 措置⑤	● 世代間交流やコミュニケーション形成に繋がる現地の学習活動やイベント実施 措置⑤	
現状5	課題5	方針5	市内の主な歴史スポットや、飯野坂古墳群等の関連する古墳等との一体的な活用を推進する。	(5) 歴史文化資源等との一体的な活用	
● 「地域計画」で設定した「テーマ2」や「関文・古墳のくらし保存活用区域」の認知度が低い。	① 「テーマ2」や「関文・古墳のくらし保存活用区域」の古墳等の価値や内容を分かりやすくPRし、認知度を高める必要がある。	① 「テーマ2」や「関文・古墳のくらし保存活用区域」の古墳等の価値や内容を分かりやすくPRし、認知度を高める必要がある。	● 本史跡が含まれる地域計画のテーマや保存活用区域の周知、周遊コースの設定 措置①・②	● 本史跡が含まれる地域計画のテーマや保存活用区域の周知、周遊コースの設定 措置①・②	
● 歴史に関心がない人も参加可能な、関連する古墳等との一体的な活用事例が少ない。	② 活用事例の紹介やモデルコース作成、多様な人が参加できる一時的な活用につなげるソフト事業を実施する必要がある。	② 活用事例の紹介やモデルコース作成、多様な人が参加できる一時的な活用につなげるソフト事業を実施する必要がある。	● 資料館を拠点とした他の歴史文化資源との一体的な価値の周知、現地への誘導 措置③・④	● 資料館を拠点とした他の歴史文化資源との一体的な価値の周知、現地への誘導 措置③・④	

第9章 整備

1. 基本方針

本史跡の望ましい保存状態や活用しやすい環境等を創出するため、第Ⅰ期整備以降の現状や環境変化等を踏まえ、本質的価値を守り維持する「史跡の価値を守るための整備」や、本史跡が持つ多様な価値を引き出し活かす「史跡の価値を活かすための整備」を行います。

なお、本史跡は既に整備されており、保存・活用に重大な支障をきたす問題もないため、既存の構成要素を最大限活かすことを基本とします。

方針1

現状把握に基づく墳丘等の補修・更新や築造時の景観イメージ保全

現状を把握し、墳丘等や保存・管理施設の補修・更新や本史跡の歴史的景観の保全を図る。

- 墳丘の踏跡や傷んだ部分の状態把握と、必要に応じた最低限の補修
- 模型や透過性パネル等の設置による築造時の姿の現地復元を検討
- 本史跡南側入口と西側窪地の車止め更新、駐車場外灯の更新等の検討

方針2

スムーズなアクセスのためのサイン等の整備

近隣主要交差点への案内板設置等を行い本史跡へのアクセス向上を図る。

- 近隣の主要交差点等への案内板の設置
- 史跡指定地内外のサインのデザイン統一と景観への配慮
- 東側・南側・遊歩道側入口を活かすサイン設置やルート整備の検討



方針3

憩いの場を創出する計画的な樹木整理

計画的な支障木の整理や花木の植栽等により明るい環境を創出する。

- 遺構への影響が少ない手法、実施時期や優先度等をまとめた樹木管理計画の作成
- 計画に基づいた支障木等の整理と植栽による環境改善
- 緑の空間や日陰、眺望の確保へ配慮した樹木整理

方針4

分かりやすい説明板等の整備

分かりやすい内容や表示、QRコード等を活用した説明板等の更新等を行う。

- 図版や写真、ピクトグラム等を用いた分かりやすい説明板等の整備
- QRコードを活用した多言語化やウェブサイトへリンク可能な説明板の整備
- 動線を踏まえた場所や、景観及びユニバーサルデザインに配慮した説明板の整備
- 史跡飯野坂古墳群等との一体的な活用を促す周遊板の設置

方針5

安心・安全な利用のための整備

安全で安心して快適に過ごせるよう適切な施設整備を行う。

- 順路標示石や外周囲路の機能維持と全面的な改修等の検討
- トイレ内照明の更新や四阿の屋根等の設置、駐輪場や駐車場の整備検討
- 擬木柵、側溝蓋の更新、飛石階段の補修や手すり設置、民間信仰碑等の移設

凡 例：●は、主な措置の内容

図 42 整備の基本方針と主な措置

2. 措置の実施方法

本史跡の整備にあたっては、庁内の関係課、関係団体、学識経験者、地域住民等と連携・調整を図りつつ、整備基本計画の作成、設計、工事等を、基本方針に基づき以下の方法で計画的に実施します。

●史跡の価値を守るための整備

(1) 現状把握に基づく墳丘等の補修・更新や築造時の景観イメージ保全

①墳丘等の補修等

- ①踏跡や傷みがある部分は、定期的なパトロールで現状を正確に把握し、必要に応じた最低限の補修や拡大防止の措置を行います。

②築造当時の景観イメージを保全する修景整備等

- ①築造当時の景観イメージを保全するため、視界を妨げている樹木の整理等の修景整備やビュースポットの選定を行います。
- ②現地での復元模型や透過性パネル設置、AR 等による当時の景観イメージの復元も検討します。

③保存・管理施設の整備

- ①史跡指定地の適切な保全のため、南側入口や雷神山古墳西側の窪地の車止めを更新します。
- ②現在は使用していない駐車場外灯の LED 化等の更新または撤去を検討します。

④今後の取扱いの検討を要する整備

- ①雷神山古墳前方部の墓地及び墳丘南側の旧水道施設の盛土は、本計画では現状を維持し、長期的な移転・除去へ向けた情報・課題の把握に努めます。



写真 55 眺望を妨げている樹木



写真 56 墳丘上の視界を遮る樹木

●史跡の価値を活かすための整備

(2) スムーズなアクセスのためのサイン等の整備

- ① 近隣の必要な交差点等に案内板を設置し、本史跡へのスムーズな案内を行います。
- ② 案内板等のデザインは、可能な限り史跡指定地内のものと統一感を持たせます。
- ③ 東側・南側・遊歩道側入口の活用を促すサイン設置やルート整備を検討します。



写真 57 南側入口の様子



写真 58 東側入口の様子

(3) 憩いの場を創出する計画的な樹木管理

■支障木等の整理と花木植栽 樹木類（墳丘上、園内、駐車場）

- ① 明るい環境や墳丘、歴史的景観等の保全へ悪影響を与えている支障木の位置や規模、樹種等の基本情報をはじめ、本質的価値の保存へ影響が少ない伐採・剪定手法や実施時期、優先度等のほか、花木の植栽計画等も盛り込んだ「樹木管理計画」を作成し、これに基づく計画的な環境整備を行います。
- ② 地形が改変された正面入口部や外周囲路の西側縁辺部、駐車場まわり等を中心に「市の花」であるハナモモ⁵⁾やシバザクラ等の花木植栽を検討します。
- ③ 墳丘上や園内のサクラは、整枝・剪定や病害対策、補植等を行い、健全な生育を促し本史跡の明るい環境づくりを進めます。
- ④ 既存の園路・順路利用を促し、本史跡全体を回り小塚古墳も含む全体像やスケール感を実感できるよう、花木植栽や園路周りにフラワーボックスを置く等の視認性を高めることを検討します。
- ⑤ 支障木等は、史跡指定地の広範囲に繁茂し、コスト面の問題等もあるため、優先度やゾーン等を設け（ゾーン案は図 44 参照）段階的に整備していくことも考慮します。

⁵⁾ 「封内風土記 安永 2 年（1773）」等の記録によれば、仙台藩 4 代藩主の伊達綱村公が、奥州街道沿線の飯野坂付近を通過した際にハナモモが満開であったのを大変褒められ、家々の門前にさらに植えるよう命じたことに因み、飯野坂のことを「花町」と称するようになったとの伝承がある。



写真 59 正面入口付近に咲くハナモモ

【墳丘上】

- 雷神山古墳後円部**は、サクラは整枝・剪定等を行い、倒木リスクが高いその他樹木や眺望を妨げる樹木の一部伐採、高さ抑制等を行います。原則的に抜根はせず、腐朽し墳丘に影響を与えず除去できる切株は除去します。
- 小塚古墳**の樹木類は、高木の一部伐採や高さ抑制、低木類の伐採等を行い、墳丘全体の形状を視認しやすい状態にします。原則的に抜根はしません。
- 雷神山古墳前方部**にある**墓地周り**の目隠しのサザンカ・ヒバ等は、機能維持に必要な高さを保ち、墓地内へ悪影響のないよう整枝・剪定を行い、北東側の目隠しの植栽がなく墓石等が視界に入る場所については補植等を検討します。



写真 60 墓地周りの目隠しのサザンカ



写真 61 墓石等が視界に入る場所

【園 内】

- 小塚古墳北側部は、東側入口周辺のサクラは剪定等を行うほか、東側のスギ林との境界付近に繁茂する雑木類も剪定等を行います。原則的に抜根はしません。
- 小塚古墳東側山林部は、スギの高木が生い茂り、長期的には高さ抑制や間伐等を検討します。
- 正面入口・通路部は、マツの高木は伐採、サクラは整枝・剪定等を行い、特に周堤遺構表示の植栽の視認性を妨げないようにします。また、ガイダンス法面下部等にシバザクラ等の植栽を検討し、明るい環境整備に努めます。
- 外周園路部は、園路外側のヒバは南端部を除き除去し、ハナモモや常緑の中低木等に更新を図ります。
- 雷神山古墳西側部のサクラ、サザンカ、サンゴジュは高さ抑制や整枝・剪定を行い、広場のスペース確保にも留意します。サツキは外周園路との境界部を除き除去も検討します。
- 雷神山古墳西側部は、周堤遺構表示の植栽は他の樹木が上部や周囲を覆わないよう整理し、広場はイベントやビュースポット利用も視野に入れるほか、植栽整理や花木植栽等の環境整備を行います。
- 雷神山古墳南側部のサクラは整枝・剪定を行い、ヒバ、サツキは必要に応じた除去や、ハナモモ、常緑の中低木等への更新を検討します。原則的に抜根はしません。
- 雷神山古墳の東側斜面部は、眺望確保のため上部の雑木類の剪定や除去を行います。また、休養施設東側に繁茂し眺望の妨げになっている高木類の伐採や高さ抑制、花木植栽等を検討します。



写真 62 雷神山古墳西側部の樹木の様子①



写真 63 雷神山古墳西側部の樹木の様子②

【駐車場】

- 駐車場入口付近の法面部にハナモモ等の植栽を検討し、明るい環境整備に努めます。
- 駐車場と宅地境界の目隠しヒバは整枝・剪定を行い、必要に応じて補植等を行います。
- 史跡指定地側の法面部は、定期的に雑木類の伐採や剪定等を行うほか、住宅地側の高木の伐採等も必要に応じて行います。

(4) 分かりやすい説明板等の整備

■説明板、注意板等の更新 説明板、案内板、注意板（園内、駐車場）

- ①図版や写真、ピクトグラム等を用いた最新でわかりやすい内容や、QR コード等を活用した多言語化や資料館のホームページとのリンク可能な説明板等を整備します。
- ②景観及びユニバーサルデザインに配慮した製品や統一デザイン等を採用した説明板等を、動線等を踏まえた場所へ設置または移設します。
- ③史跡飯野坂古墳群をはじめとする、本史跡と一体的な活用を図る古墳等の情報取得や、現地への来訪等を促す周遊板を四阿付近に設置します。

(5) 安心・安全な利用のための整備

①安心で快適な利用のための整備等

■公開・活用施設 標柱、名称碑、順路標示石、外周園路

- ①標柱、名称碑、順路標示石は既設のものを活かすことを基本としますが、説明板更新や動線変更等により内容が現状と合わなくなる場合等は、必要に応じ更新や移設等を行います。
- ②外周園路については、当面は必要に応じた修繕等を基本とし、機能維持を図りながら全面的な改修の時期や方法等を検討します。

■便益施設 トイレ、自転車スタンド、駐車場

- ①照度の高いLED 照明や人感センサーの更新等により、トイレ内の快適な環境改善を図ります。
- ②自転車利用の利便性を高めるため駐輪場や駐輪スペースの整備や、既存駐車場の機能を補完し、本史跡への来訪者増を推進するための新たな駐車場整備を検討します。
- ③駐車場の階段、車止め、フェンス等の設備類は、必要に応じて修繕等を行い機能維持を図ります。

■休養施設 四阿、ベンチ、テーブル

- ①四阿に急な降雨や日照等を避けるための屋根の再整備を行い、既存の RC 製のベンチやテーブルの更新を検討します。



写真 64 屋根がない四阿



写真 65 トイレ内の照明設備

②安全確保のための整備等

■擬木柵、側溝蓋の更新等

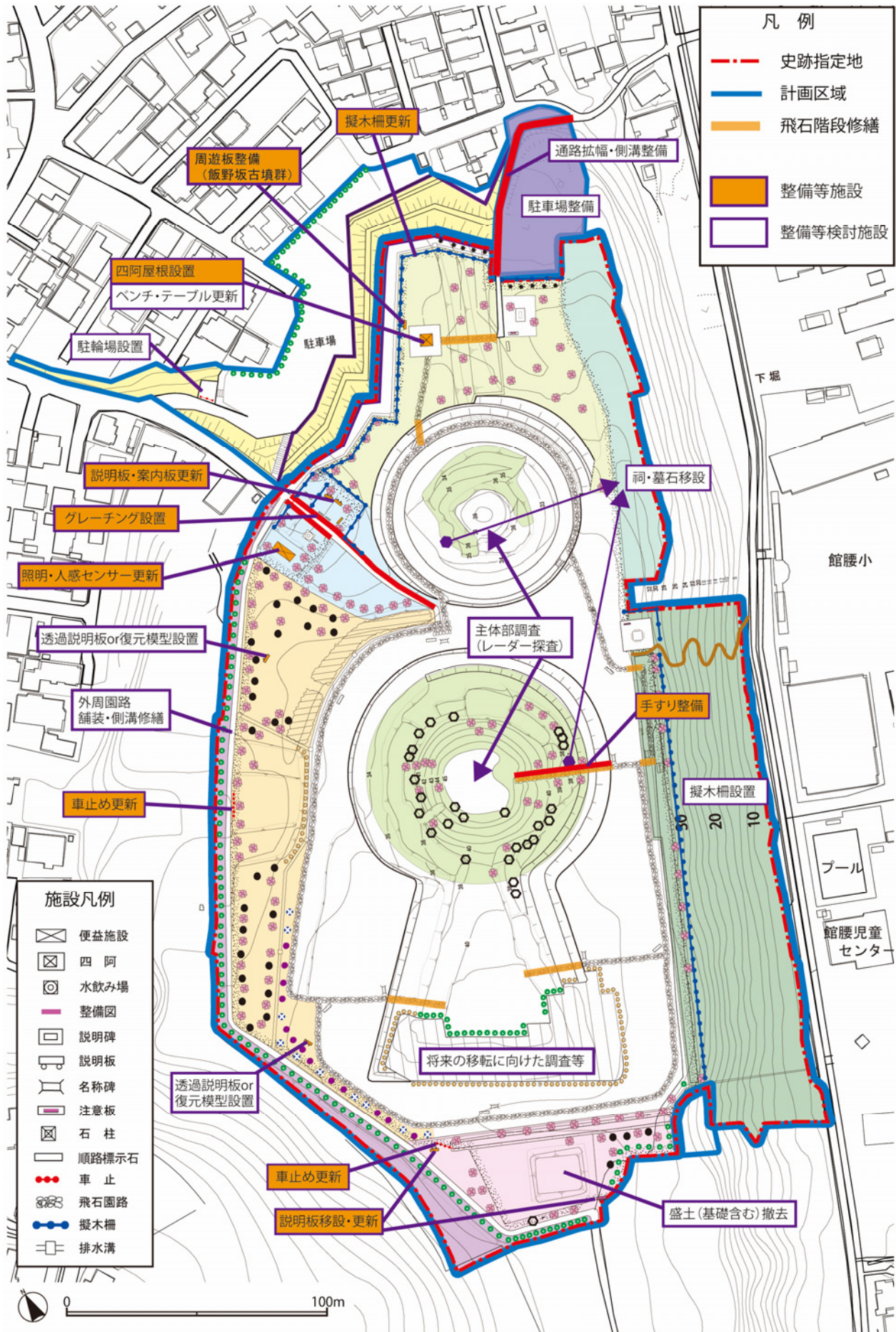
- ① 来訪者の安全確保に必要な**擬木柵**を、コンクリート製のものから樹脂製のもの等に**更新**します。正面入口側の擬木柵を優先的に実施し、雷神山古墳東側斜面部をはじめとする、その他の場所は必要に応じて行います。また、擬木柵へ悪影響を及ぼす樹木類がある場所は、更新後も支障がないよう設置位置等を検討し行います。
- ② 来訪者の安全確保のため、正面入口周りの**側溝の蓋（グレーチング等）**を設置するほか、駐車場縁辺部をはじめ、その他の側溝は必要に応じて更新・整備します。

■飛石の階段や手すりの整備

- ① 雷神山古墳後円部をはじめとする**飛石の階段**は、遺構や旧地形への影響のない範囲で、必要に応じて安全性向上のための**固定化や手すり設置**を行います。
- ② 整備する場合には、歩きやすい高さや勾配、既存の飛石園路との調和、古墳の見た目を損なわない素材等を考慮します。
- ③ 飛石の園路のバリアフリー化等も含めた動線のあり方も検討します。

■民間信仰碑の移設等

- ① 雷神山古墳後円部にある「雷神の石碑」は、本史跡の名称の由来になった石碑で、同じく「庚申碑」は「雷神の石碑」とともに地域の歴史的な信仰を示すものであり、移設には基礎部の掘削も生じることから現状を維持します。また、**後円部の二段目にある祠**については、小塚古墳東側の山林内墓地への**移設を検討**します。
- ② 小塚古墳の西側墳丘上にある**墓碑**は、地震等の際に一部が周溝へ落下したこともあり、危険防止のため、小塚古墳東側の山林内の墓地への**移設を検討**します。



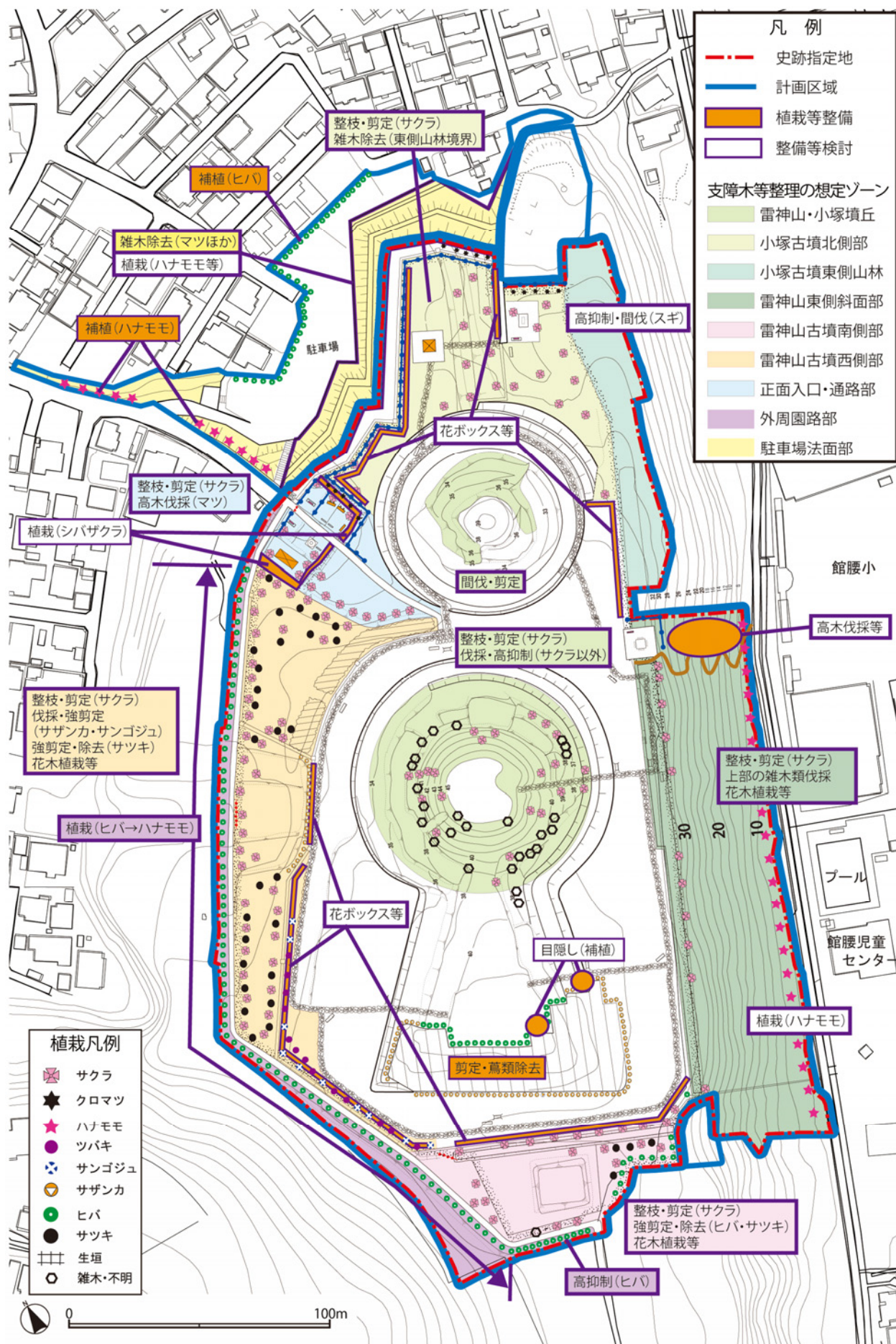


図 44 整備全体図（植栽関係）

表 12：整備の措置と現状・課題、基本方針の関係性

第5章-3 (P72~74)		第9章-1 (P94)		第9章-2 (P95~102)	
現状1	課題1	方針1	現状を把握し、墳丘等や保存・管理施設の補修・更新や、本史跡の歴史・景観の保全を図る。	(1) 現状把握に基づく墳丘等の補修・更新や築造時の景観イメージ保全	
●築造時の姿ではないものの、墳丘の形は部分的に復元・維持している。しかし、一部に踏跡や土が露出した部分がある。	①墳丘の崩みの現状把握や定期的な経過観察、拡大防止を図る必要がある。	①墳丘の崩みの現状把握や定期的な経過観察、拡大防止を図る必要がある。	●墳丘の崩みの現状把握に、必要に応じて最低限の補修	①墳丘等の補修等 措置①	
●雷神山古墳は一部復元されて分がややすいが、小塚古墳は形状も分がりにくい。	②築造時の本来の古墳や史跡の姿を現地でも体感できるようにする必要がある。	●築造時の本来の古墳や史跡の姿を現地でも体感できるようにする必要がある。	●模型や透視性パネル等の設置による築造時の姿の現地復元を検討	②築造当時の景観イメージを保全する修景整備等 措置①・②	
●史跡指定地内の車止めが劣化しているほか、駐車場に現在使用していない外灯がある。	③個々の施設等の詳細な現状把握、必要性を踏まえた更新が必要である。	●個々の施設等の詳細な現状把握、必要性を踏まえた更新が必要である。	●本史跡指定制入口と西側窪地の車止め更新、駐車場外灯の更新等の検討	③保存・管理施設の整備 措置①・②	
現状2	課題2	方針2	近隣主要交差点への案内板設置等を行い史跡へのアクセス向上を図る。	④今後の取組の検討を要する整備 措置①	
●本史跡へのルート案内や誘導のための案内板等が少なく、場所が分がりにくい。	①近隣の主要交差点等に、分かりやすい案内板を設置する等の、スムーズなアクセスを確保する必要がある。	●近隣の主要交差点等に案内板の設置	●近隣の主要交差点等に案内板の設置	②スムーズなアクセスのためのサイン等の整備 措置①	
●史跡指定地内の既存の案内板等は、景観への配慮を欠いているがデザインの一貫性は高い。	②統一感のあるデザイン採用や景観への配慮が必要である。	●スムーズなアクセスのためのサイン等の整備	●史跡指定地内外のサインのデザイン統一と景観への配慮	措置②	
●史跡へのアクセス路は複数あるが、正面入口以外の利用は限られており形骸化している。	③東側・南側・西側・遊歩道入口の活用や、安全性やコスト等を踏まえた同入口へのルート整備の検討が必要である。	●東側・南側・遊歩道入口を活かすサイン設置やルート整備の検討	●東側・南側・遊歩道入口を活かすサイン設置やルート整備の検討	措置③	
現状3	課題3	方針3	計画的な支障木の整理や花木の植栽等により明るい環境を創出する。	(3) 明るい環境を創出する計画的な樹木管理	
●具体的な樹木管理計画等がなく、第1期整備後から必要に応じて整備しているが、史跡指定地内等の広範囲に樹木が繁茂し悪影響が出ている。	①優先順位や実施時期、選定等への影響が少ない伐採や修景の手法、期間、コスト等を検討し、具体的な樹木管理計画を作成する必要がある。	●計画的な支障木の整理や花木の植栽等により明るい環境を創出する。	●選定への影響が少ない手法、実施時期や優先度等をまとめた樹木管理計画の作成	■支障木等の整理と花木植栽 措置①	
●史跡内の広範囲に樹木が繁茂し、遺構等の見やすさの低下や、快適な緑の空間や歴史的景観を損ねる要因になっている。	②支障木の整理による遺構等の見やすさの向上や、花木植栽等による明るい環境改善に向けた修景や、花木植栽等による明るい環境改善に向けた修景や、花木植栽等による明るい環境改善に向けた修景	●思いの場を創出する計画的な樹木整理	●計画に基づいた支障木等の整理と植栽による環境改善	措置②～⑤	
●史跡指定地内の新設した樹木は歴史的景観等の妨げになっているが、緑豊かな憩いの場や花見の穴場スポットになる等の効果もある。	③緑や日陰の確保といった配慮や歴史的景観の保全、明るい環境改善のための支障木整理のバランスのとれた計画的な実施が必要である。	●緑の空間や日陰、眺望の確保に配慮した樹木整理	●緑の空間や日陰、眺望の確保に配慮した樹木整理	措置②～⑤	
現状4	課題4	方針4	分かりやすい内容や表示、二次元コード等を活用した説明板等の更新を行う。	(4) 分かりやすい説明板等の整備	
●説明板に古い情報や専門的内容があるため分かりにくい。また、文字が小さくフルカラーでもないため見にくい。	①分かりやすく見やすい内容へのブラッシュアップや、カラーやピクトグラム等を用いた図・写真を採用する必要がある。	●図版や写真、ピクトグラム等を用いた分かりやすい説明板等の整備	●図版や写真、ピクトグラム等を用いた分かりやすい説明板等の整備	■説明板、注意板等の更新 措置①	
●既存の説明板等は、多言語の一部の対応であり、現地で欲しい情報やスムーズな取得が難しい。	②携帯端末等の利用を想定した、多言語や関連情報を現地でも得られる仕組みを採用する必要がある。	●二次元コードを活用した多言語化やウェブサイトにリンク可能な説明板の整備	●二次元コードを活用した多言語化やウェブサイトにリンク可能な説明板の整備	措置①	
●景観への配慮が見られるがデザインの統一感はない。動線から外れている説明板もある。	③統一感のあるデザイン採用や景観への配慮、動線を踏まえた掲載内容の検討が必要である。	●動線や踏まえた場所や、景観及びユニバーサルデザインに配慮した説明板の整備	●動線や踏まえた場所や、景観及びユニバーサルデザインに配慮した説明板の整備	措置②	
●史跡指定地内の、一体的に活用を図るべき歴史文化資源の情報を現地でも得ることができない。	④説明板の中に、関連する古墳等との一体的な活用を促すような内容を含めたい。	●史跡指定地古墳群等との一体的な活用を促す周遊板の設置	●史跡指定地古墳群等との一体的な活用を促す周遊板の設置	措置③	
現状5	課題5	方針5	安全で安心して快適に過ごせるよう適切な施設整備を行う。	(5) 安心・安全な利用のための整備	
●第1期整備で設置した周遊板等は、機能が維持されている。外周道路は、舗装の劣化や樹木の根による側溝の破損等が見られる。	①必要な修繕等による機能維持と、全面改修等のタイミングや手法の検討が必要である。	●周遊板等石や外周道路の機能維持と全面的な改修等の検討	●周遊板等石や外周道路の機能維持と全面的な改修等の検討	①安心して快適な利用のための整備等 ■公園・活用施設 措置①・②	
●トイレは悪臭の日や冬季等は内部が寒い時がある。また、現在は本史跡内に屋根付きの休憩施設や駐車場等もなく快適に利用しにくい。	②トイレ照明や人感センサーの更新や、四阿の屋根再整備、駐車場の設置等による環境改善が必要である。	●トイレ照明の更新や四阿の屋根等の設置、駐車場や駐車場の整備検討	●トイレ照明の更新や四阿の屋根等の設置、駐車場や駐車場の整備検討	■便所施設 ■休憩施設 ■舗装施設 措置①	
●手すりがなく安定しない飛石の階段や、劣化したRC製の板橋、開口した側溝等があり、安全確保上のリスクになっている。	③安全上のリスクや動線等を踏まえた整備内容の検討、墳丘等の保存・影響が出ない方法による整備の実施が必要である。	●板橋、側溝の更新、飛石階段の補修や手すり、民間借仰碑等の移設	●板橋、側溝の更新、飛石階段の補修や手すり、民間借仰碑等の移設	②安全確保のための整備等 ■板橋、側溝の更新等 ■飛石の階段や手すりの整備 ■民間借仰碑の移設等 措置①・②	

第10章 運営・体制の整備

1. 基本方針

本史跡の保存・活用は、これまで同様に管理団体の本市が中心となり、具体的な管理・運営は、所管課の名取市教育委員会 文化・スポーツ課 文化財係が担当し、前述の保存管理、活用、整備に必要な措置を所管施設の資料館とともに行います。そのため必要な、庁内の関係各課をはじめ、地域住民や関係団体、教育機関や調査研究機関等の多様な主体との相互理解に基づく協力や連携体制を整えながら、創発的な関係性を目指します。

方針1

庁内の連携・協力体制等の強化

庁内の関係各課との連携・協力体制を強化する。

- 連携・協力の内容や役割の分担
- 庁内関係課との緊密な情報共有や連絡調整
- 保存活用計画等の共有と活用
- 各種委員会等との連携強化

方針2

本市の教育機関等との連携強化

学校や公民館等との連携強化や、活用等に有効な施設との関係性を築く。

- 活用等における教育機関等との連携強化
- 公共施設の積極的利用による関係性の構築



方針3

地域住民等の参加・協力の体制づくり

地域住民等が保存・活用に主体的に参加・協力しやすい環境を整える。

- 市民参加を促す環境やきっかけづくり
- 維持管理や活用への呼びかけと参加促進の仕掛けづくり

方針4

専門家や近隣市町等との連携・協力の体制づくり

多様な価値の顕在化や効果的な保存・活用のため、関係機関等との連携体制を構築する。

- 学識経験者や調査研究機関との連携強化
- 不特定多数の人が利用する施設等との関係性の構築
- 近隣自治体との連携を見据えた関係性の構築

方針5

地域ぐるみの保存・活用を支える人材の育成

市民等との協働等を通じた本史跡の保存・活用を担える人材の育成を図る。

- 地域総がかりによる保存・活用を担う専門職員の育成

凡例：●は、主な措置の内容

図45 運営・体制整備の基本方針と主な措置

2. 措置の実施方法

本史跡の保存管理、活用、整備等に必要な運営体制を、基本方針に基づき整備します。

(1) 庁内の連携・協力体制等の強化

①所管課と関係各課

- ①本史跡の保存に必要な、清掃や除草、標識・説明板等の施設設置や管理、史跡指定地内の現状変更等に伴う行政手続き、緊急時の対応、き損部分の復旧等は、所管課の文化・スポーツ課文化財係が、活用についてはガイダンス等を行っている資料館が主に担います。
- ②図46の凡例に示した「関係する主な事項」等については、**連携・協力していく具体的な内容の把握や役割分担を明確**にし、関係者と連携・協力しながら取り組みます。
- ③関係各課と同図中の「関係する主な事項」等に関する**情報共有や必要な対応、他の事業等との調整**を図りながら、協力関係の強化を図ります。
- ④本計画及び今後作成が見込まれる**整備基本計画等を**、本史跡に関する基本資料や、関係各課の事業と調整等を図るための**基礎資料として共有**し、連携しやすい環境を整えます。

②諮問機関・有識者による委員会

- ①本計画及び整備基本計画等の策定時のほか、保存、活用、整備の措置の実施等の際にも、文化財保護審議会や、学識経験者等で構成する委員会等へ積極的に**情報提供や相談等**を行い、**指導・助言を得ながら進め連携強化**に努めます。

③文化庁・宮城県教育委員会との連携強化

- ①本史跡の保存・活用に関する、報告や相談、制度や技術的な指導・助言、財政や人的支援等が得られるよう、**引き続き緊密に連携**を図ります。



写真 66 国や県職員も参加した委員会の様子

(2) 本市の教育機関等との連携強化

①教育機関

- ①主に活用に関する情報共有や、協力した教育・学習活動、PR活動、イベント等の積極的な開催を通じて**関係性の強化**を図ります。
- ②特に、本史跡と近く相乗効果が期待できる館腰小学校、不二が丘小学校、館腰公民館、名取が丘公民館、資料館等と連携した教育活動・イベントの継続的な実施に力を入れ、**連携強化**を図ります。

②その他の公共施設

- ①名取駅コミュニティプラザ、市民活動支援センター等、不特定多数の人が活動し、本史跡の活用につながる可能性が高い**公共施設を積極的に利用し、連携・協力できる関係性を築きます。**



写真 67 近隣公民館での講座の様子

(3) 地域住民等の参加・協力の体制づくり

- ①本史跡に関する学習活動や現地イベント開催、日常的な利用者のベースアップにもつながる**利用環境の改善等、市民参加のきっかけづくりや参画しやすい環境整備**を行います。
- ②市民や関係団体等が、本史跡を活用した**ソフト事業やガイド活動等**をはじめ、除草、樹木整備、清掃等の日常的な**維持管理等**にも**主体的に参加・協力し、持続的に活動できるよう理解・協力を呼びかけます。**
- ③**サポーター募集や研修会の開催、インセンティブ付与等を検討し参加促進**を図ります。

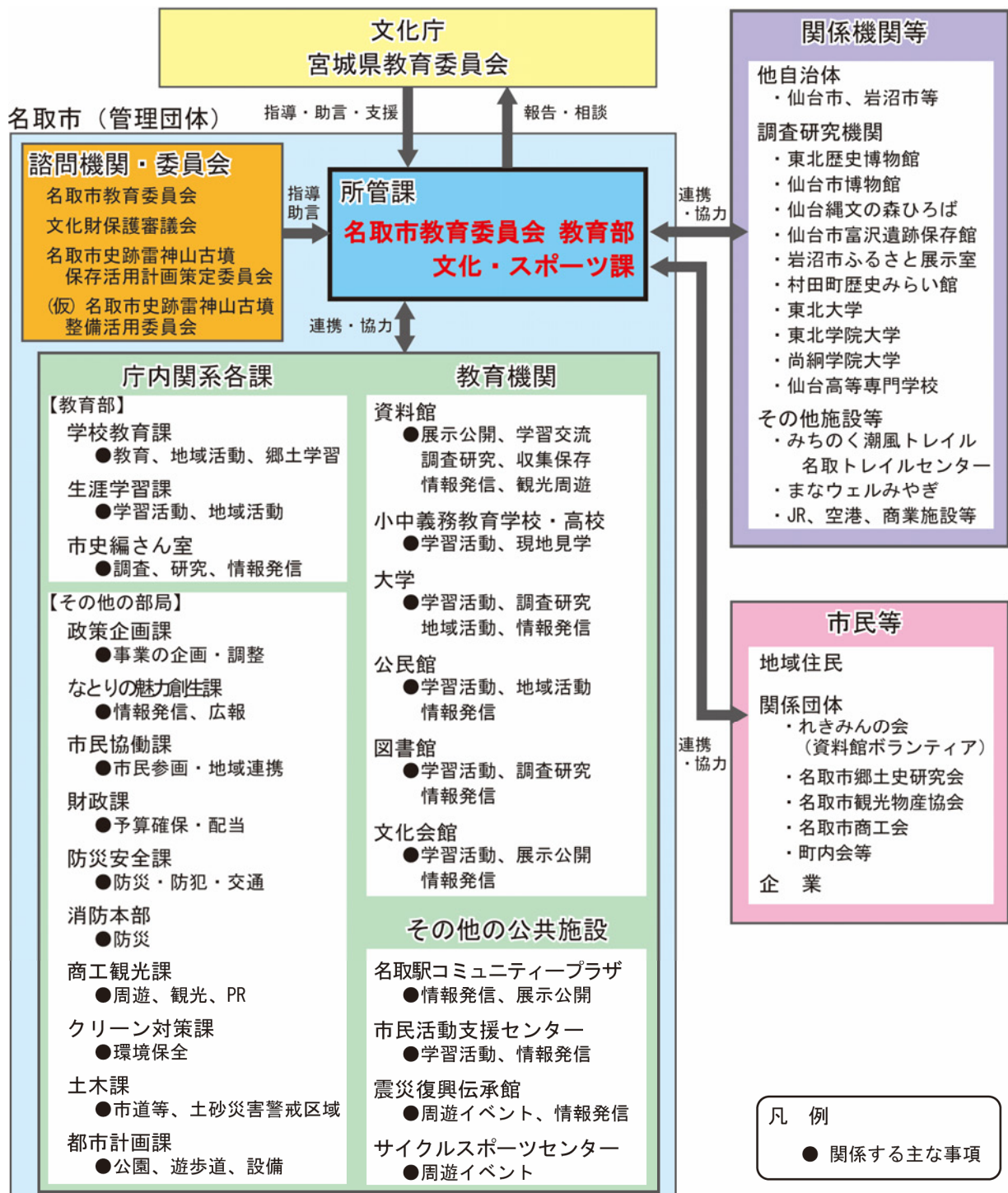


図 46 運営・体制整備の概念図

(4) 専門家や近隣市町村との連携・協力関係づくり

①学識経験者・調査研究機関

- ①本史跡の価値等の把握や顕在化を図り、適切な保存や効果的な活用を進めるため、市史編さん事業や資料館等とも連携しながら、**専門家や学識経験者、大学等の高等教育機関、調査研究機関等との連携**を推進します。

②その他の施設等

- ①駅や空港、商業施設等、**不特定多数の人が利用し本史跡の周知等につながる可能性のある施設**を対象に、連携による取組事例の有無や条件、課題の確認、相談等を行い、**関係性の構築**に努めます。



写真 68 商業施設での体験イベントの様子

③他自治体等

- ①本市も加盟している全国史跡整備市町村協議会等を通じ、定期的な情報や課題の共有等もなされており、今後も継続的な参加を行いながら本史跡の保存・活用を推進します。
- ②近世以前は名取郡に属し、歴史・地理的にも本市と一体的に捉えられ、本計画のメインターゲット層が居住する仙台市南部や岩沼市の博物館や資料館、市民センターや公民館、学校、各種団体等も含め、**活用の分野を中心とした連携・協力関係づくり**に努めます。

(5) 地域ぐるみの保存・活用を支える人材の育成

- ①持続的に本史跡の地域ぐるみの保存・活用を進めていくため、保存・活用を担える専門知識を有する職員の配置だけではなく、**既存職員のスキルアップ**も重要視します。
- ②本計画の具現化の取組の中で、多くの職員に、本史跡の保存・活用・整備等への**参加の機会**を設け、**情報や課題の共有**に努めます。
- ③定期的な役割分担の見直しや、様々な連携による活動を行っている資料館の活動への参加、自治体が開催する史跡の保存・活用や、地域連携等に関する研修会への参加を進めながら**人材育成**に努めます。

表 13：運営・体制の措置と現状・課題、基本方針の関係性

第10章-4 (P75～76)			第10章-1 (P104)		第10章-2 (P105～108)	
現状 1	課題 1	方針 1	方針 1		(1) 庁内の連携・協力体制等の強化	
● 名取市教育委員会 文化・スポーツ課 文化財係が本史跡の管理を所管しているが、連携する具体的な内容や役割分担等が明確になっていない。	① 連携・協力していく具体的な内容の把握や、役割分担を明確にし、庁内関係課との連携体制を強化していく必要がある。				● 連携・協力の内容や役割の分担 措置①・②	
● 関係各課との具体的な連携や情報共有の頻度は少なく、緊密に連携を図る関係性を築けていない。	② 関係各課との情報共有や必要な対応、他の事業等との調整を図りながら連携を強化していく必要がある。				● 庁内関係課との緊密な情報共有や連絡調整 措置③	
● 関係各課等と共有できず本史跡の基礎資料がなく、連携が図りにくい。	③ 同一の基礎資料や情報を共有し、連携しやすい環境を整える必要がある。				● 保存活用計画等の共有と活用 措置④	
● 文化財保護審議会のほか、計画策定の際には学識経験者等で構成する委員会や指導・助言を得ながら本史跡の保存・活用を検討している。	④ 委員会の場を除き、委員と連携した取り組みの実績や機会に限られており、より緊密な連携を図る必要がある。				② 諮問機関・有識者による委員会 措置① ③ 文化庁・宮城県教育委員会との連携強化 措置①	
現状 2	課題 2	方針 2	方針 2		(2) 本市の教育機関等との連携強化	
● 資料館では、小学6年生の訪問学習(約20クラス/年、800人)をはじめ、公民館、図書館等と連携しているが、本史跡に限定した内容ではない。	① 効果が見込める史跡周辺の学校の教員等と連携した、活用プログラム検討や、ニーズ、条件、課題等に関する情報共有の機会を増やす必要がある。				● 学校や公民館等との連携強化や、活用等に有効な施設との関係性を築く。	
● 資料館主催の歴史スポットを巡るイベント等に、震災復興伝承館を含める等の取り組みや、名取駅東西自由通路で展示を行っている。	② 本史跡の活用につながる可能性のある、不特定多数の人が利用する公共施設等の積極的な利用を進め、関係性を築く必要がある。				● 活用等における教育機関等との連携強化 措置① ● 公共施設の積極的利用による関係性の構築 措置② ② その他の公共施設 措置①	
現状 3	課題 3	方針 3	方針 3		(3) 地域住民等の参加・協力の体制づくり	
● 資料館を中心に、市民が参加可能な史跡に関する学習活動やイベントを実施しているが、現地を活かした取り組みが少ない。	① 現地での学習活動やイベントを継続して実施する等、市民が参加しやすい環境整備や参加のきっかけづくりが必要である。				● 地域住民等が保存・活用に主体的に参加・協力の体制づくり 措置① ● 市民参加を促す環境やきっかけづくり 措置②・③	
● 資料館ボランティアの活動をはじめ、活用面での市民参加は行われているが、保存管理に関する市民等が参加した活動実績が現状ではない。	② 本史跡の活用だけでなく、保存管理等にも、市民が主体的に参加し活動できる環境や仕掛けづくり、PR等が必要である。				● 維持管理や活用への呼びかけと参加促進の仕掛けづくり 措置②・③	
現状 4	課題 4	方針 4	方針 4		(4) 専門家や近隣市町村との連携・協力関係づくり	
● 市史編さん事業や資料館等と連携した事業はあるが、学識経験者等と連携した研究や活用以外の活動実績は限られている。	① 連携の具体的な内容や分野、連携可能な機関や内容、対象の人等について、市史編さん室や、各種委員会の委員、関連機関等へ相談し把握する必要がある。				● 多様な価値の顕在化や効果的な保存・活用のため、関係機関等との連携体制を構築する。	
● 情報発信や展示公開は、主に公共施設等で行っている。	② 本史跡の活用につながる可能性のある、不特定多数の人が利用する公共施設等の積極的な利用を進め、関係性を築く必要がある。				● 学識経験者や調査研究機関との連携強化 措置① ● 不特定多数の人が利用する施設等との関係性の構築 措置① ● 近隣自治体との連携を見据えた関係性の構築 措置①・②	
● 資料館で、近隣自治体の類似施設と交流の試みが行われているが、実績が少なく本史跡に関わる内容の交流実績は現状ではない。	③ 全国史跡整備市町村協議会への継続的な参加や、広域的な活用を視野に入れた仙台市南部や岩沼市等の近隣自治体との連携を重点的に図る必要がある。				● 市民等との協議等を通じた本史跡の保存・活用を担える人材の育成を図る。	
現状 5	課題 5	方針 5	方針 5		(5) 地域ぐるみの保存・活用を支える人材の育成	
● 専門性を有する職員は複数いるが、経験年数が少なく、史跡の価値や現状を把握し、多様な保存・活用の主体と連携した活動を担える職員は限られている。	① 職員数も限られており、役割分担もあるため期間が必要だが、本史跡の保存・活用にできるだけ参画し経験値を上げる機会を確保する必要がある。				● 地域総がかりによる保存・活用を担う専門職員の育成 措置①～③	

第 1 1 章 事業計画と進行管理

1. 基本方針

本史跡の将来像や本計画の目的を具現化するため、今後は、令和 8 年度（2026）から令和 17 年度（2035）までの 10 年間の計画期間内だけでなく、数十年後等も見据えた長期的な視野に立ち、計画期間後も継続的に取り組むことを基本とします。具体的な事業実施に際しては、随時進捗の管理を行いながら、基本理念に立ち返って状況を分析し、問題点等を改善しながら進めていくほか、必要に応じた計画見直しや更新、未来の理想像の実現等に向けた課題や方向性等の洗い出しを行います。

現時点における主な事業計画は表 14 のとおりです。なお、個別の実施内容や年次割り等については、今後の事業の検討や実施の過程で、変更や見直し等になる可能性があります。

2. 実施方法

本計画の目的達成に至る道のりは、計画期間を含む長期間にわたるため、途中で大きな社会情勢の変化、上位計画や関連計画の変更、調査・研究の進展等の要因により、当初の計画内容とのズレや不都合等が生じる場合も想定されます。

そのため本計画記載の事業を円滑に進められるよう、PDCA サイクル⁶⁾を活用した進行管理を行い、定期的に進捗状況や達成状況を把握し、点検・評価を行いながら必要に応じた見直しや改善等を図る必要があります。計画の点検や評価、見直し等を行う際の判断材料として、計画管理表等を活用しながら事業を進めるとともに、前期計画の終了時や、計画期間終了時には修正や見直しを図ります。

○計画管理表の項目例

- ・方針、方針毎の点検項目
- ・進捗状況（未着手、実施中、実施済等の段階評価）
- ・進捗状況の評価（期待以上、計画どおり、概ね計画どおり、計画どおりにいかなかった、実施できなかった等の段階評価）
- ・事業の判定（拡充、維持、改善、見直し）

⁶⁾ Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の略称。継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

表 14：保存（保存管理）、活用、整備、運営・体制の主な事業計画

項 目	前期計画 R8～12					後期計画 R13～17				
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
保 存	【凡例】○準備 ●実施 ●継続実施 △必要に応じ実施									
	方針 1：確実な本質的価値の保存・継承（現状を把握し、墳丘等や保存・管理施設の補修・更新や、史跡の歴史的景観の保全を図る。）									
	墳丘の定期パトロールや点検による状態把握、経過観察、調査実施	○	○	●	●	●	●	●	●	●
	必要に応じた補修や拡大防止の注意喚起	○	○	●	●	●	●	●	●	●
	本質的価値等の記録作成と管理	○	○	●	●	●	●	●	●	●
	方針 2：安全・安心・快適な環境の創出（施設類の適切な維持管理や防犯・防災面の管理強化。）									
	防犯・防災リスクや最新の技術、気象情報等の事前把握と情報共有	○	○	●	●	●	●	●	●	●
	定期および荒天時のパトロールによる異常の有無等の確認	○	○	●	●	●	●	●	●	●
	死角抑制、明るい環境維持、人の目の確保等を図る樹木整理	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	防犯・火気使用への注意喚起や、必要な危険防止等の措置	○	○	●	●	●	●	●	●	●
	緊急時の対応フロー図等の作成と共有	○	○	●	●	●	●	●	●	●
	点検管理表作成・台帳化	○	○	○	○	○	●	●	●	●
	方針 3：緑豊かで明るい環境を保つ樹木管理（現状を踏まえ作成した樹木管理計画に基づき、緑豊かで明るい環境保全を図る。）									
	定期パトロールや点検による現状把握や経過観察	○	○	●	●	●	●	●	●	●
	樹木管理計画作成	○	○	●	●	●	●	●	●	●
	墳丘上の支障木等の伐採・剪定等による倒木リスク回避や歴史的な景観保全	○	○	○	○	○	○	●	●	●
	除草頻度の見直しや、常時除草された状態の維持	○	○	○	○	●	●	●	●	●
	方針 4：本史跡の現状変更等に対する方針や基準の設定と共有（史跡内で行う行為の取扱方針や基準を定めて共有し、構成要素等を適切に保存管理する。）									
	現状変更等の取扱基準の周知と適切な運用	○	○	○	○	●	●	●	●	●
	墳丘上の墓地の情報収集や共有、将来的な移転等の可能性の検討	○	○	○	○	●	●	△	△	△
活 用	方針 1：現地や学校等における教育・学習活動への活用推進（現地や学校・教育施設等で、学習のきっかけ作りや参加者の門戸拡大を図る。）									
	小学 6 年生の資料館訪問学習等の機会を活かした現地見学				○	○	○	○	●	●
	県内や隣県の学校等からの教育旅行誘致				○	○	○	○	●	●
	学校等での出前事業や体験学習の実施、教材の提供や貸出等の検討	○	○	○	○	●	●	●	●	●
	学習活動と組み合わせた、現地イベントや参加・体験型イベントの実施	○	○	●	●	●	●	●	●	●
	市内外の教育施設での学習機会提供、調べ学習や探求学習等への活用	○	○	○	○	●	●	●	●	●
	学習活動や歴史分野以外の、参加・体験型現地イベントの実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	方針 2：価値やアクセス方法等のわかりやすい周知（本史跡の多様な価値やアクセス方法等を分かりやすく多くの人に伝える。）									
	分かりやすいアクセス方法等の周知	○	○	○	○	○	●	●	●	●
	関連する古墳等を含めた一体的価値や魅力のわかりやすい周知	○	○	●	●	●	●	●	●	●
	携帯端末を活かした情報取得実現や多様な方法・場所での情報発信。多様な周知方法の検討	○	○	○	○	○	●	●	●	●
	多様な視点や場所での、デジタル技術、体験、現地見学、周遊イベント等と組み合わせた展示	○	○	○	○	●	●	●	●	●
	方針 3：活用のための調査・研究の推進（本史跡の調査・研究を進め、新たな価値の把握や顕在化を図る。）									
	本質的価値や周辺の古墳等との一体的価値、利用価値等の多様な価値の調査・研究	○	○	●	●	●	●	●	●	●
	新たな価値の把握・創出のための非破壊調査の実施検討	○	○	○	○	●	●	●	●	●
	大学や調査・研究機関等との連携による、本質的価値の顕在化や普及啓発	○	○	○	○	●	●	●	●	●
	方針 4：観光・まちづくりへの活用（周遊イベント実施等により、観光・地域資源としての認知度や価値を高める。）									
	観光資源を含む周遊コース作成やイベント実施、ガイド育成	○	○	○	○	●	●	●	●	●
	柔軟な視点による史跡活用や歴史分野以外の現地イベント実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	プロデュース依頼の検討	○	○	○	○	●	●	●	●	●
	方針 5：歴史文化資源等との一体的な活用（市内の主な歴史スポットや、飯野坂古墳群等の関連する古墳等との一体的な活用を推進する。）									
	本史跡に関連する歴史文化資源の価値等をPRし認知度を高める。	○	○	○	○	●	●	●	●	●
	「テーマ」や「保存活用区域」の周遊コース作成	○	○	○	○	●	●	●	●	●
	資料館等で行われる様々な展示・学習活動等の機会を捉えた一体的活用や現地への誘導	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	多様な現地イベントや学習活動等と組み合わせた古墳巡り等の実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●

	項 目	前期計画 R8～12					後期計画 R13～17				
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
整備	【凡例】○準備 ●実施 ●継続実施 △必要に応じ実施										
	方針1：現状把握に基づく填丘等の補修・更新や築造時の景観イメージ保全 (現状を把握し、填丘等や保存・管理施設の補修・更新や、史跡の歴史的景観の保全を図る。)										
	必要に応じた填丘等補修等	○	○	○	○	△	△	△	△		
	歴史的景観イメージを妨げる樹木整理とビュースポット選定。復元模型や透過性パネル設置の検討	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	車止め更新	○	○	○	○	◎	◎				
	駐車場外灯の撤去等の検討	○	○	△	△						
	填丘上の基地や南側の旧水道施設盛土の、長期的な移転等へ向けた情報・課題等の把握。							△	△	△	△
	方針2：スムーズなアクセスのためのサイン等の整備 (近隣主要交差点への案内板設置等を行い史跡へのアクセス向上を図る。)										
	本史跡への誘導サインの整備	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎		
	設置場所、景観に合う統一デザインによるサイン整備	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎		
	東側・南側・遊歩道側入口の活用を促すサイン設置やルート整備の検討	○	○	○	○	△	△	△	△		
	方針3：憩いの場を創出する計画的な樹木管理 (計画的な支障木の整理や花木の植栽等により明るい環境を創出する。)										
	遺構への影響が少ない手法や、実施時期、優先度等をまとめた樹木管理計画作成	◎	◎	●	●	●	●	●	●	●	●
	樹木管理計画に基づく支障木の整理や、花木植栽等による環境改善	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	緑の空間や日陰、眺望の確保にも配慮した樹木整理	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	方針4：分かりやすい説明板等の整備 (分かりやすい内容や表示、QRコード等を活用した説明板等の更新等を行う。)										
	図版や写真、ピクトグラム等を用いた分かりやすい説明板等の整備	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎		
	QRコードを活用した多言語化やウェブサイトへリンク可能な説明板の整備	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎		
	動線を踏まえた場所や、景観およびユニバーサルデザインに配慮した説明板の整備	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎		
	飯野坂古墳群等との一体的な活用を促す周遊板の設置	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎		
	方針5：安心・安全な利用のための整備 (安全で安心して快適に過ごせるよう適切な施設整備を行う。)										
	順路標示石や外周園路の機能維持の修繕と、全面改修等へ向けた検討	○	○	△	△	△	△	○	○	○	○
	トイレ内照明の更新や四阿屋根等の設置。駐輪場・駐車場設置の検討	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	擬木柵、側溝蓋の更新	○	○	○	○	◎	◎				
	飛石階段の補修や手摺設置。飛石園路のバリアフリー化を含む導線の検討	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎		
	民間信仰碑の移設検討	○	○	○	○	△	△	△	△		
運営・体制	方針1：庁内の連携・協力体制等の強化 (庁内の関係各課との連携・協力体制を強化する。)										
	連携・協力の内容把握や役割分担の明確化	○	○	○	○	◎	◎	●	●	●	●
	庁内の関係部署との緊密な情報共有や連絡調整	○	○	○	○	◎	◎	●	●	●	●
	本計画等の基礎資料の共有化	○	○	○	○	◎	◎	●	●	●	●
	各種委員会等への情報共有や連携強化	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	方針2：本市の教育機関等との連携強化 (学校や公民館等との連携強化や、活用等に有効な施設との関係性を築く。)										
	学習イベント実施等を通じた、館腰小や館腰公民館等の教育機関等との連携強化	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	本史跡の活用につながる可能性のある公共施設の利用を通じた関係性の構築	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	方針3：地域住民等の参加・協力の体制づくり (地域住民等が保存・活用に主体的に参加・協力しやすい環境を整える。)										
	学習活動や現地イベント開催等による市民参加のきっかけづくり	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	活用や維持管理への参加呼びかけ。サポーター制度やインセンティブ付与等の参加促進の仕掛けづくり	○	○	◎	◎	◎	●	●	●	●	●
	方針4：専門家や近隣市町村との連携・協力関係づくり (多様な価値の顕在化や効果的な保存・活用のため、関係機関等との連携体制を構築する。)										
	学識経験者や高等教育機関、調査研究機関等との連携推進	○	○	◎	◎	●	●	●	●	●	●
	不特定多数の人が利用する駅、空港、商業施設等との関係性づくり			○	○	◎	◎	●	●	●	●
	協働イベント実施等による近隣自治体との連携・協力関係づくり			○	○	◎	◎	●	●	●	●
	方針5：地域ぐるみの保存・活用を支える人材の育成 (市民等との協働等を通じた本史跡の保存・活用を担える人材の育成を図る。)										
	持続可能な保存・活用を支える専門職員の配置や育成	○	○	◎	◎	◎	●	●	●	●	●
	担当職員の業務分担の工夫や関連事業への参加機会の拡充	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	研修等への参加等を通じた職員のスキルアップ	○	○	◎	◎	◎	●	●	●	●	●

資 料 編

1. 【策定の体制・経過】

（１）検討体制

本計画は、本史跡の価値の保存と継承を図るため、「名取市史跡雷神山古墳保存活用計画策定委員会設置要綱」に基づいて関連分野の有識者から構成される「名取市史跡雷神山古墳保存活用計画策定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置するとともに、文化庁及び宮城県教育庁文化財課から適宜、指導・助言を得ながら検討を進めました。

名取市史跡雷神山古墳保存活用計画策定委員会 委員名簿（順不同、敬称略）

No.	区 分	専門分野	氏 名	所属等
1	委員	考古学	藤澤 敦	東北大学総合学術博物館教授
2	委員	考古学	菊地 芳朗	福島大学行政政策学類 地域社会と文化コース教授
3	委員	公園整備	小嶋 秀是	樹木医 東北緑化環境保全株式会社
4	委員	都市計画	豊嶋 純一	都市デザインワークス せんだいセントラルパーク縁長
5	委員	観光	宮原 育子	宮城学院女子大学・宮城大学名誉教授
6	委員	考古学・活用	太田 昭夫	元 仙台市縄文の森広場 所長
7	委員	郷土史	恵美 昌之	文化財保護審議会 会長

1	オブザーバー	渋谷 啓一	文化庁文化財第二課 史跡部門 主任文化財調査官
2	オブザーバー	千葉 直樹	宮城県教育庁文化財課 保存活用班技術主幹（令和5・7年度）
3	オブザーバー	齋藤 和機	宮城県教育庁文化財課 保存活用班技術主査（令和5年度）
4	オブザーバー	生田 和宏	宮城県教育庁文化財課 保存活用班技術主幹（令和6年度）
5	オブザーバー	大沼 柊平	宮城県教育庁文化財課 保存活用班技師（令和6・7年度）

(2) 名取市史跡雷神山古墳保存活用計画策定委員会設置要綱

○名取市史跡雷神山古墳保存活用計画策定委員会設置要綱

令和5年2月15日

名取市教育委員会告示第3号

(設置)

第1条 この要綱は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第129条の2第1項の規定に基づく名取市史跡雷神山古墳保存活用計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、総合的かつ効果的に検討するため、名取市史跡雷神山古墳保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び各種団体を代表する者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育部文化・スポーツ課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

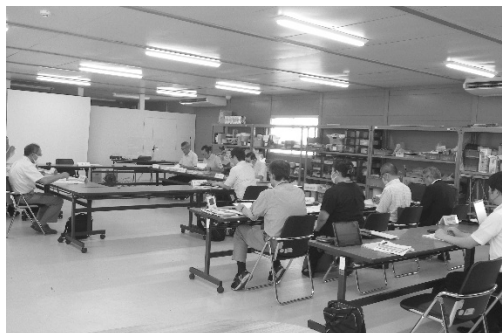
この告示は、告示の日から施行する。

（３）協議等の経過

本計画を策定するにあたり、令和５年度～令和７年度に委員会を計８回、令和５年度にワークショップを計２回実施しました。委員会とワークショップの経過は以下のとおりです。

名取市史跡雷神山古墳保存活用計画策定の経過

開催日	項目	概要
令和５年８月３１日	第１回 名取市史跡雷神山古墳保存活用計画策定委員会	・名取市史跡雷神山古墳保存活用計画の骨子について
令和５年１２月２０日	第２回 名取市史跡雷神山古墳保存活用計画策定委員会	・名取市史跡雷神山古墳保存活用計画の第１章～第６章について
令和６年１月１９日	第１回 名取市史跡雷神山古墳保存活用計画ワークショップ	・史跡をよく知る人を対象に実施。３４名参加。
令和６年１月２７日	第２回 名取市史跡雷神山古墳保存活用計画ワークショップ	・無作為抽出による参加者募集。５３名参加。
令和６年２月１３日	第３回 名取市史跡雷神山古墳保存活用計画策定委員会	・名取市史跡雷神山古墳保存活用計画の第１章～第６章について
令和６年６月２６日	第４回 名取市史跡雷神山古墳保存活用計画策定委員会	・名取市史跡雷神山古墳保存活用計画の第６章～第１１章について
令和６年１２月２５日	第５回 名取市史跡雷神山古墳保存活用計画策定委員会	・名取市史跡雷神山古墳保存活用計画の第６章～第１１章について
令和７年３月２６日	第６回 名取市史跡雷神山古墳保存活用計画策定委員会	・名取市史跡雷神山古墳保存活用計画の第６章～第１１章について
令和７年７月１８日	第７回 名取市史跡雷神山古墳保存活用計画策定委員会	・名取市史跡雷神山古墳保存活用計画の内容について
令和８年１月２７日	第８回 名取市史跡雷神山古墳保存活用計画策定委員会	・名取市史跡雷神山古墳保存活用計画の内容について（承認）



第１回委員会



現地視察



第2回委員会



第3回委員会



第1回ワークショップ



第2回ワークショップ



第4回委員会



第5回委員会



第6回委員会



第7回委員会



第8回委員会

2.【関連計画等】

(1) 上位計画

①名取市第六次長期総合計画

【策定】令和2年(2020)3月 【計画期間】令和2年度～令和12年度

「名取市第六次長期総合計画」は、今後のまちづくりが目指す姿とその実現に向けた施策の方向性を示し、計画的かつ総合的に推進するため、20年後を見据えたまちづくりの指針を整理しています。平成23年(2011)10月に策定した「名取市震災復興計画」を引き継ぐとともに、平成28年(2016)2月に策定した「第1期名取市地方創生総合戦略」を踏まえ、新たな地域経営の総合的な指針となっています。総合計画における基本理念と将来像は、以下のとおりです。

■まちづくりの基本理念

(1) 多様な主体による市民本位のまちづくりを進めます

まちづくりは、市民の幸せを目的として市民自身が担い手の中心となり、多様な主体が連携・協働しながら推進されるものであり、行政は市民と共に考え、寄り添い、市民本位のまちづくりがなされる環境づくりを推進します。

(2) 地域の特性と魅力を最大限引き出します

本市が持つ都市基盤や地理的優位性、美しい自然環境、力強い地場産業、受け継がれる歴史文化、若い力や多様な地域活動等、地域の特性や地域資源を最大限生かすとともに、その魅力を再認識し、地域への愛着を持つことができるまちづくりを推進します。

(3) 時代の変化に対応した持続的な発展を目指します

まちづくりを取り巻く社会情勢の変化を捉え、本市が目指すまちの姿や市民ニーズ、地域の実情に照らし、時代の変化に柔軟に対応した取組を推進することができる体制・環境づくりを図るとともに、変革を恐れず、本市を取り巻く環境や成長段階を勘案した戦略的な施策を推進し、まちの持続可能な発展を目指します。

■将来像

愛されるふるさと なとり ～共に創る 未来へつなぐ～

また、本史跡の保存・活用に関連する事項については、主に「分野目標4-7 文化財の保存・活用」に示されています。

■目指す姿(ゴール)

守り伝えられてきた貴重な文化遺産の価値や魅力への理解を広める活用を推進しながら、その保存・継承を図ります。

■施策の方向(ターゲット)

- 地域に伝わる文化遺産の価値と魅力の調査・把握に努め、その保護に向けた取組を推進します。
- 歴史民俗資料館を中心に、地域や関連施設とも連携を図りながら、展示公開、体験学習、ボランティア活動等の文化遺産に触れる機会拡充を図ることで、文化遺産の保護意識や郷土への誇り、愛着の醸成に努めます。
- 地域の貴重な文化遺産を市内外に積極的に伝えていくとともに、教育や観光等様々な分野での積極的な活用を図ります。

■主要施策

施策名	施策の内容
-----	-------

4-7-1 文化財の保護・継承	○史跡・建造物・天然記念物等の指定文化財の適切な維持・管理を行うことにより、確かな保存・継承を図ります。 ○歴史資料の調査・研究を進め、必要な保護措置を図ります。 ○各種開発事業と関わりのある埋蔵文化財について、その保護と円滑な事業実施が図られるよう調整し、調査・保存に努めます。
4-7-2 文化財の普及と活用の促進	○歴史民俗資料館を活用した文化財ガイドや歴史講座、収蔵資料の公開、体験学習等により、郷土の歴史や文化財に触れる機会の充実を、地域や他の施設と連携を図りながら進めます。 ○インターネットや各種刊行物等の様々な媒体を通じた情報発信を積極的に行い、地域の歴史文化への関心や保護意識の向上を図ります。 ○名取の歴史・文化遺産の案内や歴史的な学習活動の支援等を行うボランティアの育成を図ります。
4-7-3 保存・活用環境の整備充実	○保存・活用のための施設の整備・充実を検討します。 ○市民や関係団体、関連施設等との連携による文化財の保存・活用環境の充実を図ります。

②名取市教育振興基本計画

【策定】令和2年（2020）12月 【計画期間】令和2年度～令和12年度

「名取市教育振興基本計画」は、本市の教育の目指すべき方向性とその実現に向けた施策を示した計画です。前述した総合計画との関連を重視し、「目指す姿」と「7つの目標（総合計画の7つの施策項目と共通）」、目標を達成するための「29の施策」を設定しています。

この計画で示している「目標7 文化財の保存・活用」とその施策である「7-1文化財の保護・継承」、「7-2 文化財の普及と活用の促進」、「7-3 保存・活用環境の整備充実」等との、整合を図ります。

（2）関連計画

本史跡の保存・活用に関連する計画としては、以下の計画が挙げられます。

【宮城県の計画】

①宮城県文化財保存活用大綱

【策定】令和3年（2021）3月

「宮城県文化財保存活用大綱」は、文化財の保存と活用に取り組むうえでの課題や、東日本大震災等による文化財を取り巻く状況の変化等を踏まえ、宮城県全体で目指すべき文化財保護の方向性を示しています。宮城県文化財保存活用大綱では、基本理念として「**永続的な文化環境の維持と創出一知って、活かして、伝える文化財**」を掲げています。また、基本方針として方針1「文化財を守り育む土台をつくる」、方針2「文化財を適切に理解する」、方針3「文化財を循環型社会システムに組み込む」、方針4「文化財の災害対応力を高める」を示しています。

②第2期宮城県教育振興基本計画

【策定】平成29（2017）年3月

「第2期宮城県教育振興基本計画」は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宮城県の教育の目指すべき姿や講ずべき施策の方向性等を示しています。本史跡の保存・活用

に関連する事項については、基本方向6「郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成」において、(1)「伝統・文化の尊重と郷土を愛する心の育成」、(2)「文化財の保護と活用」を定めています。

【名取市教育委員会の計画】

①名取市文化財保存活用地域計画

【策定】令和5(2023)年7月 【計画期間】令和5年度～令和12年度

地域計画は、本市の多様な「歴史文化を確実に未来に伝える」という目標を実現するための、基本的考えや具体的な措置等を盛り込んだ総合的な計画です。令和2年(2020)に整備した資料館を拠点に、計画で設定した**本市の歴史文化の特徴を示す「6つのテーマ」**を柱に据え、多様な主体者や市史編さん事業とも連携しながら、基本方針に沿った取組を積極的・継続的に行うことで、良好なサイクルを生み出し、その実現を目指すものです。また、こうした取組を、「6つのテーマ」に関連する歴史文化資源等が集積し、その特徴が顕著な**5か所の「歴史文化保存活用区域」**の中で、各区域内の歴史文化の特色を創出している「テーマ」や歴史文化資源を対象に重点的に行い、本市の歴史文化の特徴・魅力の顕在化や、「テーマ」の効果的・一体的な保存・活用を図り、市内の丘陵部・平野部・海浜部を結んで回遊性を高めて、まちづくりや観光振興にも寄与することも意図しています。

②名取市生涯学習振興計画

【策定】令和2年(2020)3月 【計画期間】令和2年度～令和12年度

「名取市生涯学習振興計画」は、東日本大震災以後の社会環境の変化を踏まえ、市民が多様な分野の学習に興味を持ち、学びに参加し、健康づくりや教養を深め、生きがいのある生活を送り、地域コミュニティの活性化に結びつけることを目的とした計画です。

この計画で示している「生涯学習の普及・啓発」、「文化財の保護と保存の充実」、「郷土研究・地域研究の奨励・支援」等の方向性と、本計画との整合を図ります。

また、文化財の保存・活用に関連する事項としては、主に「基本目標2 多彩な学びの場づくり」の「施策4 文化財保護意識の啓発と文化財の活用」で記載されています。

③名取市文化芸術振興ビジョン第2次

【策定】令和2年(2020)3月 【計画期間】令和2年度～令和12年度

「名取市文化芸術振興ビジョン第2次」は、「名取市文化振興ビジョン(第1次)」の策定から22年が経過し、国や県で新たな方針や計画が策定されたことを受け、本市の今後の文化芸術に関する指針をまとめ直したものです。

この計画で示している「文化財の調査と保護」、「くらしの文化の調査・継承・発展」、「名取の文化特性の掘り起し」等の方向性と、本計画との整合を図ります。

【各部局の計画】

①名取市第五次国土利用計画

【策定】令和2年(2020)3月 【目標年次】令和12年(2030)

「名取市第五次国土利用計画」は、本市の区域における国土の利用に関し、必要な事項を定め、市土の総合的かつ計画的な利用を図る指針とするものです。

この計画で示されている基本方針「②自然と共生した美しく潤いのある市土利用」、計画を達成する

ために必要な措置等と、本計画との整合を図ります。

②名取市都市計画マスタープラン

【策定】平成 30 年（2018）12 月 【計画期間】平成 30 年度～令和 10 年度

「名取市都市計画マスタープラン」は、本市の将来像の実現に向け、都市づくりの目標を示し、都市計画の方針を明らかにするものです。

この計画の景観形成の項目で示している、「自然や歴史文化に親しめる環境整備」、「名取の歴史を学ぶ資源の環境整備」等の方向性と、本計画との整合を図ります。また、本史跡は、この計画の地域別構想における地区区分のうち、「館腰地域」に含まれています。館腰地域は、南北に走る JR 東北本線と国道 4 号、県道愛島名取線を軸に市街地が形成された地域で、市街地を中心に、本史跡や館腰神社といった歴史資源が分布しています。そのため、館腰地域のまちづくりの理念や目標、主な施策等とも整合を図ります。

③第二次名取市環境基本計画

【策定】令和 2 年（2020）3 月 【計画期間】令和 2 年度～令和 12 年度

「第二次名取市環境基本計画」は、東日本大震災の影響等による本市の自然環境・生活環境の変化、地球温暖化等の地球規模の環境問題等に対応しうる計画とするため、これまでの「環境基本計画」を見直したものです。この計画で示している目標の「身近な歴史・文化的資源を活かした環境の創出」と、本計画との整合を図ります。

④名取市地域防災計画

【策定】令和 3 年（2021）3 月修正（毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正する）

「名取市地域防災計画」は、市域の保全を図り、各種災害から市民の生命と身体、財産を守るため、行政と市民、事業者等の関係団体が一体となり、それぞれの持つ能力を発揮し、相互に連携しながら地域防災力を高めることを目指した計画です。「地震災害対策編」、「津波災害対策編」、「風水害等災害対策編」の 3 編からなり、災害予防対策や災害応急対策、災害復旧・復興対策について整理しており、災害応急対策（文化財の応急措置）についても触れています。

（３）その他の枠組み

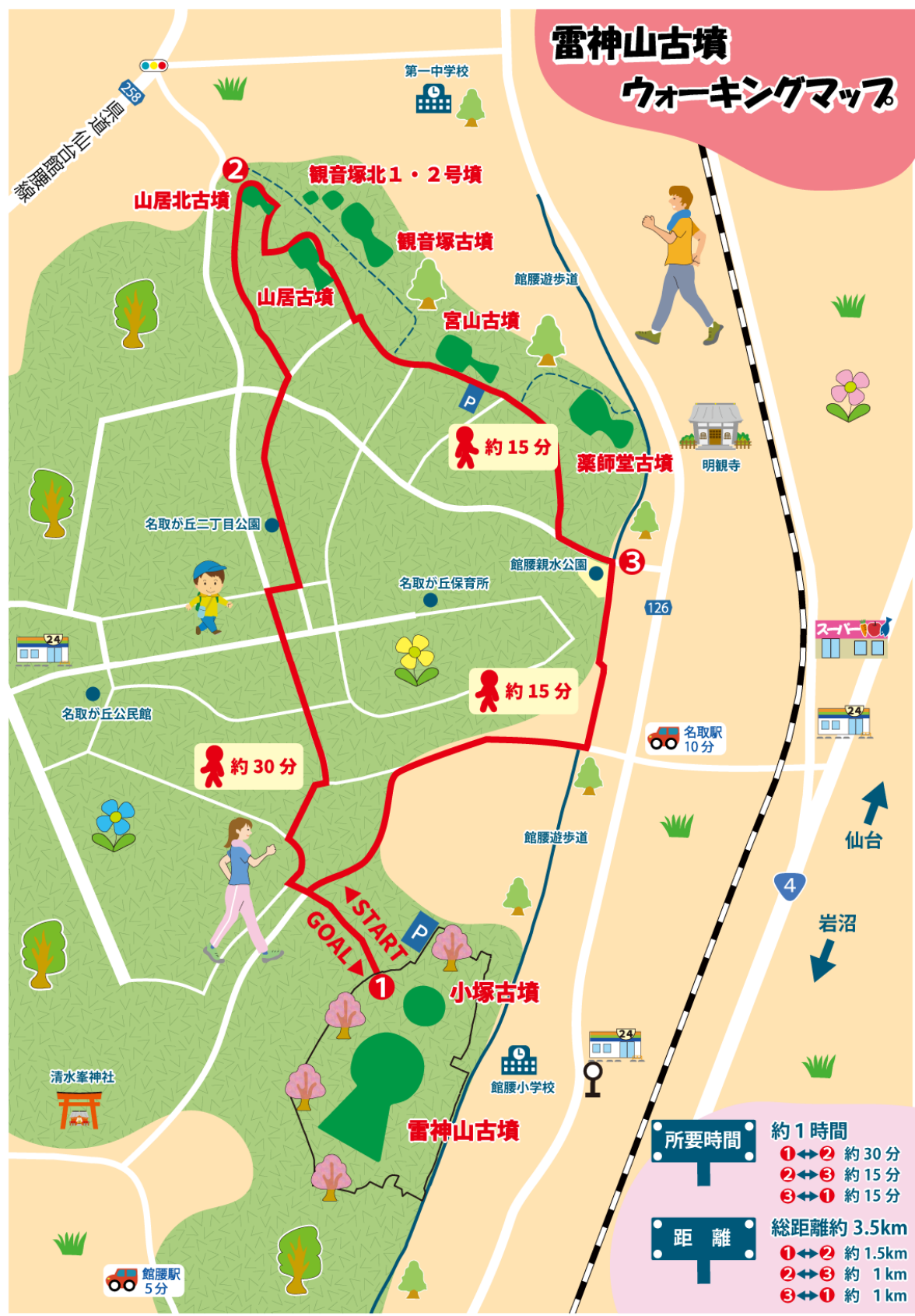
①持続可能な開発目標（SDGs）

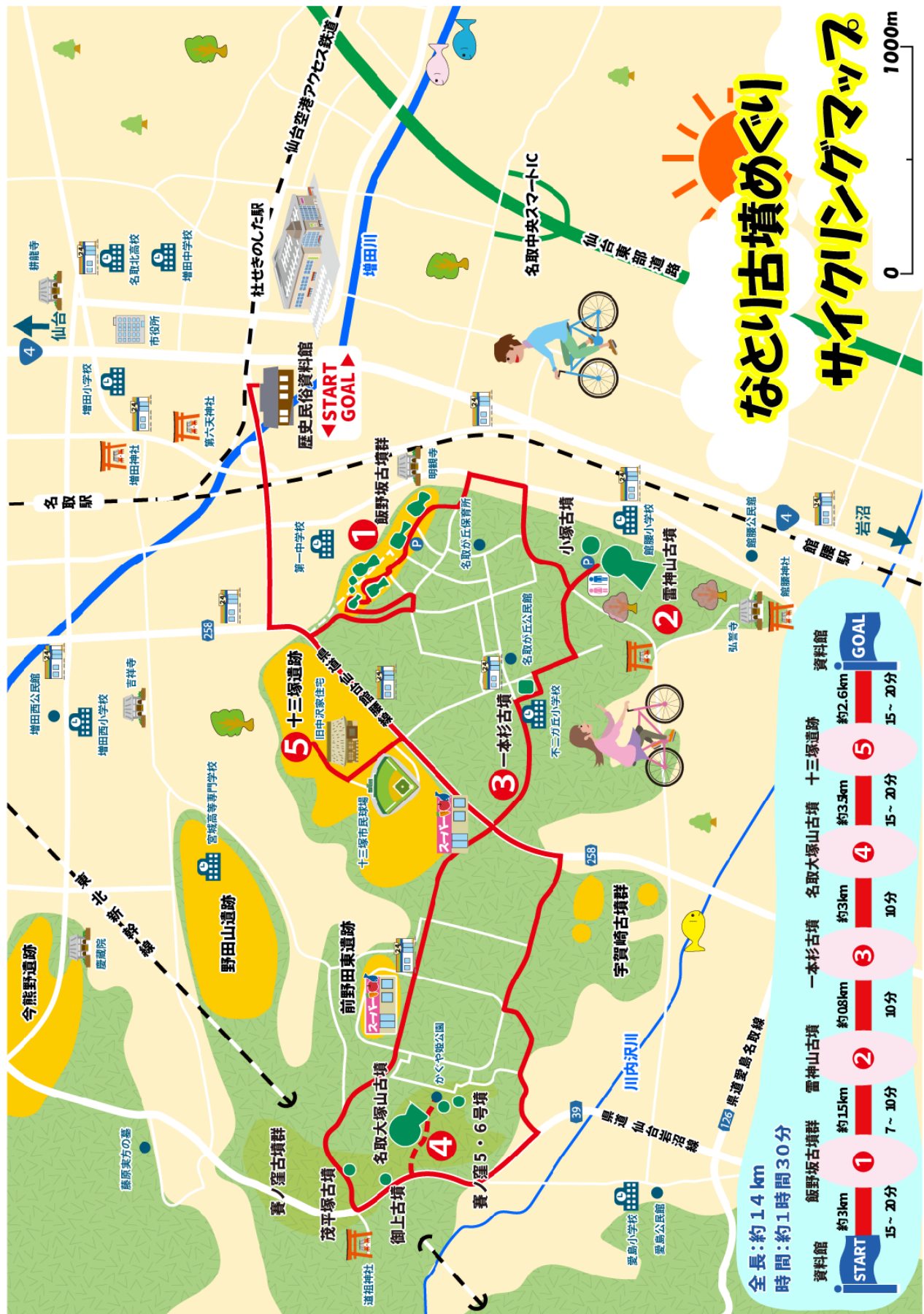
本計画は、上位・関連計画に加えて、国際的な枠組である「持続可能な開発目標（SDGs）」の考えに配慮して作成します。

【採択】平成 27 年（2015） 【達成目標】平成 28 年（2016）～令和 12 年（2030）

SDGs とは、平成 22 年（2010）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27 年（2015）の国連サミットで採択された国際目標です。持続可能な世界を実現するため 17 のゴール、169 のターゲットから構成されています。文化財分野としては、ターゲット 11.4「文化遺産保全の取組」があります。また、総合計画においても、地域の強みと資源を有効活用した持続可能な行財政運営を図っていくため、SDGs の方向性を踏まえた取組を推進しています。

3. 【ウォーキング・サイクリングマップ 参考イメージ】





国指定史跡

名取市史跡雷神山古墳保存活用計画

令和８年３月 発行

発行：名取市教育委員会

文化・スポーツ課 文化財係

〒９８１－１２２４

宮城県名取市増田字柳田５７０番地の２

電話：０２２－７２４－７１７６

FAX：０２２－７２４－７９３６